

關スル規定ヲ準用ス」とあり、第二號は除外されて居りますから、適用は私はむづかしいやうに思ふのであります。是でも現行の民事訴訟法に依りますと、文書なり其他物件の提出を命ぜられて出さなければならぬ義務のある人が、出さなければ不利の結果を受けると云ふ規定があります。さうするとさう云ふ規定をも矢張百三十一條の上に御加へになることが、證據調の規定と相俟て適當ではないかと云ふ疑問が起つて來たのであります。此二點に付て御答を願ひます。

○長島政府委員 初めの御尋は洵に適切なる例で、さう云ふ場合は非常に困るであらうと思ひます。それから第二の御問は一應御尤のやうですが、私の説明が誤つて居りましたのでありまして、大體百三十一條は前にも申し上げました通り、釋明の問題でありますからして、結局當事者が是等のものを提出致しませぬと云ふことになりますれば、釋明權の行使に應じないと云ふことになりまして、當事者が不利益の結果を受けると云ふ結果になりはしないか、斯う云ふ風に考へて居ります。即ち百三十九條の第二項の制裁を受けることになりますから、強て斯う云ふ規定が無くても宜いではないかと考へます。

○藤委員 百三十八條に牽聯して一つ伺ひたいと思ひます。是は即ち缺席判決を廢除致しました爲に、此條文が設けられたことと思ひます。それで最初に缺席を致しました時分には、直に此百三十八條に依て裁判が出來やうと思ひますが、其裁判所の準備手續に依て處理すべき事件に付きまして

は、二百五十一條並二百五十二條を適用になりました。それに依て處理する。斯う考へられますが結局此準備手續を要する事件になりました。此準備手續を経て相手方が出席せない場合には、直に二百五十一條に依て調書の謄本を相手方に送達して、新期日を定めて双方を呼出す。さうして出ませぬ時分に初めて百三十八條が適用になつて判決が出來ると思ひますが、それにも相當な期間を要することであらうと思ひます。そこで問題は缺席判決に依て片付くのでありますから、缺席判決の制度を存置して置いて、さうして其事件が複雑な事件であつて、準備手續の規定を置くとしむすと準備手續を要して長い時間が掛かるかも知れませぬが、さう大した差異はなからうぢやないかと思ひます。詰り缺席判決を存置して置けば、大部分の事件と云ふものは第一回に依て片付のであるから、是等を比較して見ても、矢張缺席判決と云ふものは存置した方が、是等の事件其物の解決を爲す上からも非常に便宜であり、且つ事件を進行せしめる所以ではなからうかと、斯様に考へられますが、此改正案に依りました方が便利であると政府は見て居られませうが、吾々は左様に考へます。どの程度に於て進行が早くなると云ふ御見込でありますか、其點を一つ伺ひたいのであります。

○長島政府委員 一寸數字の上では、どの程度迄進行が早くなるかと云ふことを申し上げ兼ねるのであります。極く大體論で申し上げますと、故障を申立てないで終結して居る事件も相當あるのであります。さう云ふものでありますれば、大抵百三十八條の規定で先づ極く簡単に済むであらうと思ひ

ます、但し訴状だけは或場合は準備手續を要するや否やと云ふことが分りませぬから、見込違で、御説の如き簡單なもので準備手續を命じてしまうと、結局二百五十一條の規定を用ひまして、それから其次に二百五十三條の規定を用ひて終結を致しまして、それから口頭辯論になり、さうして直に當事者の何れか出席をすれば判決が出来ることになるのでありますから準備手續を命じましても、實際に於ては大して面倒なことにはならないと云ふ見込であります、何れに致しましても簡單な事件でありますれば、多くは準備手續を命じませぬでせうが……命じても大して手間は取らぬやうになつて居ります、それから現在の規定に於て故障を申立て、居るやうな事件は、本案に依りまます方が簡單にして且つ比較的適正に解決が出来ること云ふことは、先づ大體に於て疑がないことと思ふのであります、要するに故障の申立のないやうな事件は、本案に依りましても左程手間は取らないと思ひます、故障の申立があるやうな事件も無論本案に依る方が非常に宜いではないかと思ひます、即ち兩方から見ても本案の方が宜いと云ふやうに先づ立案者の方では考へて居るのであります

○清瀬委員　もう一つ此口頭辯論の所で政府に伺つて見たいと思ひます、此章の全體の目的は、口頭辯論を公正にしやうと云ふことで、それが爲に調査書を作り立會の判事の名前を書くこと云ふのであります、是は理窟でも何でもありません、實際に經驗することですが、今の裁判所の構成では

誰が陪席であるか、誰が裁判所に居るか云ふことは、毎日出入する裁判所でありましたが、分らぬことがあります、と云ふのは毎年の初に所長より部長の構成が公告されます、是は裁判所構成法に依て途中で以て變更した時分には、官報で轉任の辭令がありますから、それを見て居れば分るのであります、一々人民がそんな事を見て居る譯には行かない、又今一つ分らぬことは、病氣などで填補と云ふことがあります、前日に長島が休んだから、君來て呉れと云つて電話で呼出されると云ふ場合には、誰方が出て居るか人民の方では分らぬ、うっかり元の通りだと思つて構成の通りにして置きますと、何方が更つたか一向分らないと云ふことがあります、幸にして今の裁判所ではそんな瀆職とか偏頗な虞を吾々は持つて居りませぬから、然るべき構成して置いて呉れと云ふが、法律の立前としては誰が裁判して居るか云ふことを當事者に先づ知らして、今日の裁判は裁判長は誰々で陪席誰々と云ふことをちゃんと示して、手品の種を明かして置くこと云ふことが辯論の公正を保つ所以であります、それが分らないからと云ふて不平を聞いたこともありませんが、陪席は誰方ですかと聞かれて、辯護士が詰つて困ることが甚だ多い、區裁判所では却て所に依ては監督判事の名前と、書記の名前を公庭に掲げてありますが、地方裁判所以上になると誰方が裁判なさるか云ふことを知る由がないのであります、是は何か知らせる規則がある方が宜からう、今迄の仕來りであります、此際法律を以て公正なる訴訟法を作ると云ふことでありますから、豫め之を明瞭にす

る考案がないかと思ひますが御所見は如何ですか

○長島政府委員 大體さう云ふことが出来れば法廷の入口にでも、今日の判事は誰であると云ふやうな事でも札でも掛けるやうにしたら或は其御趣旨に副ふやうになるではないかと思ひます。併し是は私一人で御引受する譯にも行きませぬが、東京のやうな非常に複雑な所でありますると、事實實行が出来ますかどうか分りませぬが、併し出来れば御説のやうに何か毎日札でも掛けて、今日の判事は誰かと云ふことを示すのは、一般の人に非常な便利なことと思ひます

○清瀬委員 是は一般に公表したるものでありませぬが、裁判所内に裁判所事務章程とか云ふ長い規則があります、あれに、各裁判所の入口に法廷の模様を記載して置き、裁判長陪席判事の名前を書けと云ふ規則があるやうに思ひますが、何でも二百ヶ條程の大きなもので、今勵行されて居らぬやうに思ひますが、何處の裁判所にも東京地方裁判所にもあの掲示があります、あの規則を實行されむことを希望すると共に、是は人權に關することでありますから、今此法案をいぢくつて體裁が悪くなるか知れませぬが、何處か一ヶ所削除する所があつたら、其代りに口頭辯論の場合は判事の名前を適當な場所に表示すべしと云ふやうなことがあつた方が宜いと思ひますが、私はさう云ふ希望を申上げて置きます

○平川委員 第四百四十四條の調査の記載であります、今迄訴訟代理人から裁判所に求めて、此事

件は特に調査に御記載を願ひたいと云ふことを御願ひすることが澤山あるのであります、所が何時も後で調査を見ると辯護士より注文した事項が記載されて居らない事實が澤山あります、そこで書記に聞くと、裁判長がさう云ふ事は書かなくても宜いと言つたから書かなかつたと云ふやうな答辯のあることもある、又書記の権限だから書く必要がないと云つて、書記から言はれる場合もあります、それで百四十四條には辯論の要領とありますから、或は辯護士から訴訟代理人が特に求めなくても記載されてありませうが、訴訟代理人に於て特に記載して貰ひたいと云ふ事項がある場合には此調査に記載事項として記載せられてあれば、書記は否應なしに記載しなければならぬ、所がそれが記載してない、今迄は訴訟代理人が求めましたも記載されないことが往々ありますから、辯護士會からもさう云ふ意見が出て居るやうでありますから、特に訴訟代理人から記載を求めたものは調査に記載すると云ふ一項を加へて貰へば非常に便利と思ひますが、政府の御所見を伺ひます

○長島政府委員 其點は無論訴訟代理人から記載を求められた事項で、必要なりと認めるやうなものも拒絶して居る趣旨ではありませぬ、随ひまして此點は多少考慮を致しても宜いと私は思つて居りますが、併ながら修正意見にありますやうに、訴訟代理人より特に記載を求めたものは、何でも書かなければならぬと云ふことにした方が宜いかどうかと云ふことは、稍私に疑問……私はと云ふことはありませぬが、稍疑問として居ります

○平川委員 私は此東京辯護士會から修正意見が出て居りますが、此文句を記載して貰ひたいと云ふ意見でありませぬ、斯う云ふ意味をどう云ふ文句でも宜うございますが、先程私が申述べたやうに、訴訟代理人が特に必要と認められた場合に調書に記載を願つた時に、少しも其記載がないと云ふことが往々ありますから、之を記載して貰ふと云ふ條文若くは條項、それを何處かに挿入して貰ひたい、是が私の希望にあります

○岡本委員 第四百四十八條の速記者でありますが、是が出来るやうになつたと云ふことは大變結構であります、兎に角今まで東京の裁判所の如き混雜の非常に多い所、事務の頻繁な所にはどうも訴狀が抜けたり、大事な所が落ちたりして居つて、随分困つたことがあります、速記者なら全く立派に出来ると思ひます、此裁判所必要と認める時はとありますから、當事者の申請がなくても、裁判所自身で爲さることもあるだらう、又原告或は被告の申請に依つて、さうして必要と認めて爲さることもあるだらう、斯う云ふやうに想像致します、さうしますと訴訟費用の點になります、申請した者は費用のことは勿論であります、裁判所から必要なこととして御決定になつて爲さる時に訴訟の費用はどう云ふことになりますか、或は私が誤解があるか知れませぬが……

○横山委員 序に私も附加へて御尋致します、今の速記を用ゐられた場合であります、私は全部読んで居りませぬから能く分りませぬが、速記者を御用ゐになる場合には、速記者に對しては或は

鑑定人とか、通事とかの規定を適用することになつて居りますか、一寸それも併せて承つて置きます、速記を公正で行ふと云ふ……

○長島政府委員 其費用の點は、大體民事訴訟費用法の十五條の規定に依りまして、實費で結局取ると云ふことであると思ふのであります、それから此百四十八條には別段通事とか何とか云ふ規定を準用することにならなければならぬことだと思ひます、是は前にも御質問が御ありになつて、御答致しましたやうに黒住君からも御尋になりましたやうに、速記時報などを作るかどうかと云ふやうな問題と矢張關聯を致して居りまして、現今の處此本案と致しましては、詰り速記の記述を参考とすると云ふことに考へて居るのであります、調書は矢張別に作りまして、速記を参考にすると云ふ意味でありますので、それで通事とか何とか云ふ規定を設けなかつた次第であります、速記に付きましては翻譯などの關係がありました、どうも一寸旨く通事の規定や何か行くかどうかどうかも分りませぬし、最初の試みでありますから、先づ之を参考とすると云ふ考で本案を作つた次第であります

○岡本委員 尙ほ一寸伺ひますが、費用法の十五條、一寸此處に條文を持ちませぬが、裁判所から特に命せられた時でもそれになりますのですか

○長島政府委員 職權の證據調べの場合に付きましたも、矢張當事者に費用の負擔を結局は命せられることになるのであります

○岡本委員 分りましたそれから矢張同じことですが、當事者から申請があつた時には許すも許さぬも裁判所の自由であるかのやうです。「必要アリト認ムル時」とある、是等は費用も出すことに申請したものであれば、之を成べく許すと云ふやうな風の御規定にならぬのは、何か其處に趣意があるのでありませうか

○長島政府委員 辯護士會からの意見と致しましては申立があれば、必ず速記を許すやうにしたかどうかと云ふ御修正の意見が出て居るのでありますが、此案と致しましては、申立があつたらば必ず許さねばならぬと云ふ主義は執つて居らないのであります。尙ほ速記の費用と云ふものは、兎に角訴訟の結果に依りましては申立人の負擔になりませぬで、相手の負擔になるものでありますから矢張裁判所が事案複雑であるとか何とか云ふので必要と見ないので、申立があれば常に許すと云ふことは、費用の關係上もどうであらうかと云ふのに、大體此程度でしてあるのであります

○原(夫)委員 百二十七條の第二項であります、陪席判事の釋明權に關する事ですが陪席判事は「前項ニ規定スル處置ヲ爲スコトヲ得」と云ふことはどうも必要が無さうですが、どう云ふ事ですか
○長島政府委員 詰り是は當事者に對して問を發し、又は立證を促すことを得と云ふのを、一口に表はす爲に「前項ニ規定スル處置」と云ふ文字を使つた次第でございます

○原(夫)委員 裁判長は裁判所の代表であるから、陪席判事が分らない點は裁判長に告げて問を發

する、疑問を問ひ質すと云ふことは宜いけれども、立證までも促すことが出来るかと云ふことは、裁判長の識見で關する重大な事であつて、此訴訟法が今度職權主義を加味した訴訟主義であるならば、立證を促すことが出来るかと云ふことは裁判長だけの權限に屬して、陪席判事は疑問を問ひ質すだけの程度で宜しいやうに思ふのです、陪席判事と裁判長と意見が相違することを曝露することがありはせぬかと思ふ

○長島政府委員 證據決定まではやらぬことになりましたが、證據を調べるかどうかと云ふ問題になりますと、是は大體相談をしてやると云ふことになるのでありませうが、單に立證を促すだけならば……どうだ斯う云ふ證據は無いかと云ふやうなことを言ふだけならば、必しも裁判長の手を経ないでやつても宜くはないかと思ひます

○原(夫)委員 是は非常に弊害の有る事で、訴訟當事者は裁判所の意嚮を窺ふと云ふことに付ては非常に敏捷である、そこで證據は無いかと云ふやうなことならば宜いけれども、立證を促すと云ふことであるから、何々の證據を出してはどうですかと云ふやうなことは、是はどうしても裁判長の識見に屬して居ること、陪席判事まで之をやることは裁判長が或る點の立證を促し、更に陪席判事が異りたる相手方に對して反對の立證を促すと云ふことも想像し得るのです、どうも是は甚だ不都合です、是は意見の相違でありますから、唯意見だけを残して、今の政府委員の説明を假に伺つ

て置くことに致します。それから第三百三十九條の第二項でありますが、「攻撃又ハ防禦ノ方法ニシテ其ノ趣旨明瞭ナラサルモノニ付當事者カ必要ナル釋明ヲ爲サス又ハ釋明ヲ爲スヘキ期日ニ出頭セサルトキ亦前項ニ同シ」とありますから、當事者が釋明をしなかつた場合、又は期日に出頭しなかつた場合に、裁判所は其攻撃防禦の方法に付ては、特に決定を以て之を却下することが出来ると云ふ規定を設ける必要はなく、分らないならばそれは攻撃及防禦の方法は之を提出せざるものと看做すのは大に話が分つて居る、煩鎖な規定を設けて裁判所が決定を以て之を却下すると云ふまでに規定するのは、どう云ふ意味でありませうか、其點を伺つて置きます。尙ほ是は前の裁判長の釋明に關する百二十七條の規定と關聯する問題でありますから、伺つて置きます。

○森田政府委員 是は趣旨の分らない攻撃防禦の方法は、其儘判斷しなくても宜いと云ふ御説でございますが、さう云ふものに就ても當事者に一應釋明を試みて、さうして明かなるもの、ならば明かにし、明かにならないもの、或は其期日に出て來ないものはきつぱり決定で却下してしまつた方が宜いと云ふことで、第二項の規定が出来たのであります。

○原(夫)委員 何時でもはつきり決定で却下すると云ふ意味ですか、さうではないでせう。

○長島政府委員 詰り是は決定で行ひませぬと極りが付きませぬ、攻撃及防禦の方法が矢張り當事者として残つて居るものであると云ふ風に考へるかも知れませぬから、それを却下を致しまして、

さうして此方法を以て個別的に形を着ける、整理をして行かうと云ふ趣旨であります。

○原(夫)委員 今政府委員の御答は、どうもさうぢやない、法律の條文から言ふと、裁判所が決定を以て之を却下することも出来るし、又其儘看過して置いても宜いと云ふ規定の建方かと思ふのであります。是は明にさう云ふ風な規定になつて居る、そこで私の御尋することは、そんな手數を経ないで、再度の釋明を求めた場合に於て、百三十九條第二項の場合に於ては、一度裁判所が釋明を求めて居るのだから、これに對して當事者が其釋明に應じて明確にしなかつたと云ふ場合に於ては此攻撃又は防禦方法無かりしものであると云ふ風に、簡單明瞭に規定した方が此趣旨に合ふのではないか、斯う云ふ御尋をするのであります。

○森田政府委員 其點は意見の相違になりますが、此處でさう云ふ趣旨の分らないもので、さうして釋明をしないと云ふものは是は却下しても宜い、前に却下しなければならぬと云ふことを申したなら、それは間違であります、却下することを得ると云ふ規定を置いて、さうして却下する方が明確になる、斯う云ふ趣旨で此規定を置いたのであります。

○原(夫)委員 然らば決定を以て却下しないと云ふ場合には、どうするのですか、それを伺つて置きます。

○森田政府委員 却下せないと云ふ場合ならば、それは結局判決の理由で此攻撃方法、防禦方法の

趣旨が分らないから、之に付て何等判断を與へすと云ふやうな理由にでもならうと思ひます、必ず却下しなければ、さう云ふ理由を置かなければならなくなるから、それで決定で却下する、斯う云ふ趣旨の規定を設けたのであります

○原(夫)委員 さうすると若し當事者が必要な釋明を爲さず、又は釋明を爲すべき日に出頭せざる時でありますから、裁判所が不明であると考へて、最初釋明権を行使した場合に、後で裁判所が釋然として他の辯論に依て明になる場合も、想像が出來ると思ふのであります、さうすると云ふと必しも裁判の理由で不明であつたと考へる釋明権の行使の攻撃若くは防禦方法と云ふものは、何時も理由で、不利益に判断を受けると云ふこともないやうに考へられるのであります、其點に付ては何等の規定が無いのですが、それはどう云ふ意味なんですか

○森田政府委員 勿論他の趣旨から明瞭になつた場合に於ては、それは其趣旨が明確になるものであります、それに付ては何等規定を置く必要は無いと思ふのであります

○原(夫)委員 さうすると、裁判所が決定を以て、其攻撃若くは防禦の方法を却下した後、更に此攻撃防禦の方法が裁判所に明瞭になつたと云ふやうな場合に於ては、若くは當事者がそれから後に事情を明かにしたと云ふやうな場合に於ては其攻撃防禦の方法と云ふものは、裁判所は職權で先きのものを取消し得るのであります、或は當事者から更に決定に對する不服の申立等の救済方法

は要らないものでありませうか

○森田政府委員 結局却下と云ふものは、是は訴訟時期に關する規定でありますから、其場合、後にそれが明かになつた時には、二百五條の規定で、何時でも之を許すことが出來る、取消し得ると云ふことになつたのであります

○原(夫)委員 百四十條の第一項であります、先程來申した如く、今度の訴訟法では職權主義を加味して、裁判所をして分らない點に付ては、總て釋明権を與へ、夫れ々々判断権を與へてあるのとあります、然るに百四十條には、「當事者カ口頭辯論ニ於テ相手方ノ主張シタル事實ヲ明ニ争ハサルトキハ其ノ事實ヲ自白シタルモノト看做ス但シ辯論ノ全趣旨ニ依リ其ノ事實ヲ争ヒタルモノト認めヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス」と云ふ規定があるので、是は現行法にもあるやうに承つて居りますが、是等こそ裁判所は自己の有して居る職權に基いて、當事者に質して事實を確定して置いたならば、斯う云ふ規定を置く必要は無いと思ひますが、何故此規定を新訴訟法に置いて居るのでありますか

○森田政府委員 百四十條は、原告が或る事實を主張した、其事實に付て被告が何も言はない、さう云ふ場合に其原告の主張した事實を被告が自白したものと看做すと云ふ規定でありまして、勿論但書の制限はありますけれども、此場合に前條のやうな却下と云ふことが出來ないやうに考へます

○原(夫)委員 前條の却下ではない、釋明權を十分に行使せしむる規定が前條にもあるから、そこで裁判所で此判斷を爲す場合に、訴訟中に當事者が明に争はざる事實とか、辯論の全趣旨に依て其事實を争はざる場合等と言はないで、當事者が其點を争ふか争はないかと云ふことを問うて、そして明確にしたならば、斯んな規定を置く必要は無いではないか、現行訴訟法ならば干渉主義であるから、此規定が必要でありませうけれども、此新民事訴訟法の趣旨から言ふと、此必要は無いと思はれるが、此點はどうであるか御尋ねするのであります

○森田政府委員 勿論此場合に、裁判所は釋明權を行使して其相手方の主張を争ふか争はないかと云ふことを決めるのであります、併ながら被告なり原告なりが闕席して居ると云ふ場合にはそれが出来ませぬから、さう云ふ時にも此規定の必要があるのであります

○原(夫)委員 是は闕席の場合を見て規定して居るのでありますか、それだけでですか

○森田政府委員 闕席の場合だけではありませぬ、闕席の場合にも適用がある規定であります、勿論釋明を試みて、其點を明かにすることが相當でありますけれども、相手方が出頭した場合に於ても、矢張此規定が必要になるのであります、それは總ての點に付て、釋明を試みまして、其事實を述べないと云ふやうな場合もありますから、矢張此規定は當事者が双方出頭して居る場合に於ても尙ほ必要のあるものと考へます

○原(夫)委員 一寸分りませぬが、それは其儘に疑問として置きませう、それから百四十一條であります、當事者カ訴訟手續ニ關スル規定ノ違背ヲ知り又ハ之ヲ知ルコトヲ得ヘカリシ場合ニ於テ遲滞ナク異議ヲ述ヘサルトキハ之ヲ述フル權利ヲ失フ」と云ふ規定の趣意が十分に分らないのであります、是も裁判所が職權主義に依て訴訟手續に關する規定に違背を知つたならば、當事者にそれが注意を與へるとか云ふことをやらないならば、當事者が遲滞なく異議を述べなかつたときには之を述ぶるの權利を失ふと云ふやうな失權規定を設ける必要は無い、じやない、是も現行民事訴訟法には規定が無いやうに存じて居るのであります、本法に於て之を設けた趣旨はどこにあるのでありませうか

○森田政府委員 是は現行法では規定がありませんが、判例は斯様な趣旨を認めて居るのであります、其趣旨を規定に現はしたまでであります、所で成程御説のやうに裁判所が其責問權を行使して異議があるかないかと云ふことを述べれば宜しいが、さう云ふことを述べなかつた場合に、其後に至つて、其異議を主張することになれば、訴訟は長引く虞がある、複雑になる虞がある、それで異議を述べなかつたならば、其異議を述べざる權利を失ふと云ふ規定を明かに置いた譯でありまして、此點は現行法と變つて居ないのであります

○原(夫)委員 それから百四十四條の調査であります、調査には辯論要領を記載し、前から平川

君の御質問も出て居りまして、私は至極同感であります。尚ほ同委員の述べられた以上に、当事者が其調書に明確にして貰ひたいと云ふ事柄を、それを調書に記載するのしなないと云ふ事柄ぢやないと思ひますが、当事者は一面に於て攻撃防禦の方法は幾らでも出すことが出来るのであります。さうして其調書に明確にして貰ひたいと云ふ證人の訊問の答辯の要領でも何でも同じ事であるそれを當事者が要求せられる場合に於ては、調書に必ず明記しなければならぬと云ふことの一箇條を設けると云ふことは、是は當然なことと思ふのであります。政府に於ては此修正には無論御同意になつて御賛成下さることと思ふのであります。此點はどうでありますか。

〔齋藤委員長委員席ヲ退キ磯部理事代リ着席〕

○森田政府委員 其點は先程長島政府委員から述べました通りで、是は一應考慮することに致します。

○原(夫)委員 それから百四十五條の「調書ニハ書面、寫真其ノ他裁判ニ於テ適當ト認ムルモノヲ引用シ訴訟記録ニ添附シテ之ヲ調書ノ一部ト爲スコトヲ得」斯う云ふ規定があるのであります。調書の延長であります。是はどうしても私は此規定は改悪ではないかと思ふのですが、調書に添附して現行法の如く何が出て記録中に一括して置いて、調書は調書で書記の作製したものと云ふことにして置けば、後に口頭辯論の方式に關する規定の遵守は調書に依てのみ證明が出来ること云ふ

點から云つても、煩雜を避ける點から云つても、必要なことと思ふのであります。無關に當事者から出したものとか、其他のものを寫真だとか裁判所に於て適當なものと認むる場合だけと云ふ制限があるので、どうも此規定を置く必要は無いやうに思ふのですが、其點に付て伺ひたい。

○森田政府委員 是は矢張寫真だとか其他の物を調書の一部として記録に添附して置くと云ふことが必要と認めて、此規定を置いたのであります。さうでないと思ふと、或は是を證據に引く事が出来ないと云ふやうな疑を生じますから、それで調書の一部とし、例へば寫真に依て其寫真を檢證調書の一部と云ふことの規定を置いたのであります。

○原(夫)委員 百四十八條であります。此速記の點に付ては、先づ第一番に速記を許します。場合に於ては、それは調書であるかどうか、調書の延長であるかどうか、若し調書の延長であるとするれば、左様に認むるのは今の百四十五條中に入るものであるかどうか。

○森田政府委員 是は調書の一部とは見ない積りであります。速記は參考の爲に取る、斯う云ふことに解釋して居るのであります。

○原(夫)委員 口頭辯論を開いて現はれたものを取るのに、參考とはどう云ふ意味のものであります。是は後で證據にも何にもならぬと云ふ意味であります。参考と云ふ文字は、一向言葉が分らぬと思ひますが、どう云ふ性質のものでありますか。

○森田政府委員 是は速記をしましても、調査は取るのではありませんから、後に調査に付て疑義が起つたとか云ふやうな場合に於て、之を資料として其調査の解釋に備へる爲の参考と云ふ意味であります

○原(夫)委員 さう云ふ意味ならば、詰り速記は矢張證據力のある文書である、或場合に於ては調査以上の證據になると云ふ風に拜承して宜しいのでありますか

○森田政府委員 それは直接には證據にはなりませんねが、直接と云ふと語弊がありますが、調査を解釋する資料と云ふ意味で、間接には證據にならうと思ひます、併し直接に厳格な意味に於ての證據では勿論ありません

○原(夫)委員 刑事訴訟に於ける場合ならば、此速記と云ふことも大分問題になるけれども、民事訴訟で實は速記と云ふのは、是は此處へ入れてあるのでありますけれども、攻撃防禦の方法と云ふ場合に於て、口頭辯論の民事訴訟では、どうも速記までも入れる必要はないやうに思はれるのであります、殊に只今政府委員の説明のやうな如くんば、是が調査の延長にあらず、或時の参考になると云ふものだけであるならば、どうも速記の制度と云ふものは一向吾々其必要の意味が分らないのであります、證人訊問と云ふやうな場合にあつても、調査だけが後日の證據力になると云ふことの規定であるのでありますから、茲に突然速記のことを御記入になつたのは、一體根柢の趣意は

何處に在るのですか、ほんの氣まぐれに斯う云ふ條文を入れたのぢやないかと思はれるのですが……

○森田政府委員 是は其證人何かを訊問しますときに、随分複雑に亘る證言もあります、さう云ふときに必要な場合に速記者をして速記を取らせ、さうして書記は調査を取るのであります、書記の調査に疑問があると云ふやうな場合にそれを参考にすると云ふ意味で此速記の規定を置いたのであります

○原(夫)委員 第四百十條百四十一條の疑問を残して此節に付ては私は此程度で打切ります

○横山委員 一寸關聯しますから序に御尋をして置きます、私の問はんと欲する所は、百二十七條の三項です、即ち當事者が發問をする場合、それとまだ議題には這入つて居りませぬが、即ち百九十九條證人調の場合、二百九十九條には「當事者ハ裁判長ニ對シ必要ナル發問ヲ求メ又ハ其ノ許可ヲ得テ問ヲ發スルコトヲ得」とある、百二十七條の末項には唯發問だけの權限が與へてあります、是は自ら區別あるとして御考慮の末規定せられたものと思ひますが、私は寧ろ百二十七條の末項は二百九十九條の一項の如くせられた方が宜しいことではないかと思ふのであります、當事者相互に喧嘩が起つてはならぬと云ふ意味から、特に遠慮なさつて此規定は出來たのであります、又もう一條條は只今原氏から御尋になりました、即ち此百四十五條と百四十八條とを比較しての疑問である

のであります。百四十五條には「調書ニハ書面、寫眞其ノ他裁判所ニ於テ適當ト認ムルモノヲ引用シ訴訟記録ニ添附シテ之ヲ調書ノ一部ト爲スコトヲ得」とあります。百四十八條の速記は勿論是は私は必要な場合が起ると思ひます。殊に政府委員の御指摘なされた場合に於て一層必要が起ると思ひますが、單に參考資料とせられて、さうして此參考材料としては極めて有力なものである、之を將來永遠に即ち事件が終局するまでの間に於て疑を除く意味に於て、裁判所が書面、寫眞其の他と云ふものゝ中に入れて調書の一部になさると云ふことの、兩方の條文を比較して讀んで見て必ず妨げはないやうに思ふのでございます。特に速記だけは之を除外する趣意であると云ふ御言明はどうか云ふ方面から出て參るのでありますか

○森田政府委員 此百二十七條の末項と、それから百九十九條の例であります。此百二十七條の規定は是は唯事實關係の釋明の爲でありますからして、相手方を直接に訊問すると云ふ必要はなからう、さう云ふことで裁判長に對して必要な發問を求むることを得と云ふことにしたのであります。所で此證人訊問になりますと云ふと、直接に當事者より訊問する、問を發する必要がある場合が多々あるのであります。それで此百九十九條には直接に許可を得て直接に訊問することが出来ること云ふ趣旨の規定を設けたのであります。其次に百四十五條と百四十八條の二つの規定であります。百四十八條で速記者をして陳述の全部又は一部を筆記せしむることが出来ること云ふのは、

それは口頭辯論調書の參考と云ふ趣旨で規定が出来て居るのであります。併ながら其出来たものを或は調書の一部と云ふことにするに付ては、裁判所が適當と認める場合に於ては之を引用して調書の一部とすることが出来るやうにも今一寸考へられるのであります。此點は後に熟考の上御答すること致します

○横山委員 私は二百九十九條と只今の百二十七條と比較して、成程證人の場合が當事者相互に問答を致しまする場合より複雑な場合があるでございませうけれども、證人訊問が必ず複雑多岐に涉ると云ふ譯でない、又當事者の質問と雖も、事件の内容次第では、證人訊問以上に複雑多岐に涉つて、殊に裁判長は明敏な方でありますから、記録も精讀せられ、總ての事に通曉せられは致しませうけれども、時に依りますと當事者の層一層其事に通曉致します場合がないとも限らぬ、さう云ふ場合には證人訊問なるが故に若くは本人の質問應答なるが故にと云ふことが、其事柄に當つて果して何れが複雑であるか、何れが簡潔であるかと云ふことは、事に當つて内容實質を究めて、さうして取捨按排宜しきを得ると云ふ方が適當であらう、證人の方は是が必要だと思ふならば、より以上に複雑なる場合も事件其ものに依ては有り得るのであるから、證人訊問なるが故に、當事者の問答なるが故にと云ふことで、當事者の分は簡單なものである、證人の方は複雑なものであると云ふことに前提を御決めになると云ふことは、それ自體に於て私は是は見解の相違と言はるればそれまで

でありまするが、實際の場合に當つてはさう單純に區別は出來まいと思ふ

○森田政府委員 前の私の言葉が多少足りなかつたかも知れませぬから、追加致して置きます、第百二十七條の此規定は是は本來は裁判長は、其訴訟關係を明瞭ならしむる爲め、事實上及法律上の事項に付て當事者に問を發するのであります、さうして當事者が發問を求むるのも矢張其目的の爲であります、訴訟關係を明瞭ならしめ、争點を明にする爲に求むるのであります、それであるからして、左様な事項は直接に相手方に對して問を發するよりも、まあ發しても妨げないのであります、それよりも裁判長を通じて相手方に發問を求むると云ふことにする方が適當だらうと云ふので此案が出來て居るのであります

○横山委員 是は法廷指揮權、法廷秩序の上に於て裁判長は大變な關係を持つて居るのであります、證人の訊問の場合の如きも、實は最近までは直接に當事者から證人に對して發問は出來なかつた、是は私の記憶に依りますると、近き既往に於て特に此條文に付ての改正案が出來まして議會を通過したのであります、謂はば新しい試みで極めて事の實相を發揮する上に於て適切なる規定であつたのであります、洵に進歩致した規定である、殊に證人などに付ては反對訊問と云ふものに依て真相を探ると云ふことは極めて必要なことであると云ふことから出て參つたのであります、抑此證人の分に於ても新しき要求を御容れになつて、幸に二百九十九條が出來たとすれば、當事者の

分に付ても其精神趣旨を體して、勿論裁判長は法廷の指揮權を持つて御出になりますれば、法廷の尊嚴を害すべき喧嘩口論をすると云ふやうなことは、辯護士訴訟法に制限せられて居る上に於て有るべき筈はない、百尺竿頭一步を進められまして、同一なる規定を御置きになると云ふことが適當ではないかと云ふ疑問が一層起つて參るのであります

○森田政府委員 結局同じことになりましたが、此案に於きましては訴訟關係を明かならしむる爲には、相手方を直接に訊問する必要がないと認めて居るのであります

○原(夫)委員 牽聯した問題ですから一寸……吾々の協賛を與へた此刑事訴訟法で此點は新例を開かれたので、新刑事訴訟法に依ると云ふと、裁判長の許可を得て被告人に訊問をすることが出來ると云ふ規定があるのですから、二百九十九條の證據調の場合に於ては、それを矢張真似たものと思ふのであります、此百二十七條に於ても矢張横山君の言はれたやうな趣意に之を改めても、其間に何もどうも區別は決してないことと思ふのでありますから、是は政府に於ても特段なる、今政府委員の御説明になつたやうな意味を是が規定してあるものとは、どうも諒解が行兼ねるのであります、伺つて居つてもどうも意味が能く分らないのですが、何れ御研究になつてから一つ御答になつてはどうですか

禮部委員長代理 それが宜しいでせう

〔磯部委員長代理委員長席ヲ退キ、齋藤委員長復席〕

○齋藤委員長 第二節の期日及期間に付て御質問を願ひます

○廣瀬委員 辯護士から出て居つたのですが、此中に如何な場合でも期日の變更を許さないと云ふ主義ぢやないでせうな、本案の趣意は……唯當事者が勝手に合意しても、其合意に必ずしも従ふことを要しないと云ふので、若し當事者が合意をして、さうして相當理由が有ると云ふ場合には、變更を許されると云ふ意味でせうな

○森田政府委員 それは如何なる場合に於ても、一旦決めた期日は動かさないと云ふ趣意ではないのであります、勿論當事者よりさう云ふ事情の申出があつて、期日を延ばすことが適當であるならば、裁判長は職權を以て期日を……新しい期日を指定することになるのであります

○廣瀬委員 さうすると百五十二條の「期日ノ指定ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲ス」と云ふのは、理由の有りと認めると云ふ意味が這入る譯ですな

○森田政府委員 期日は裁判長之を定むと云ふ中へ包含して、期日は新しい期日を定めて行くのであります、所謂續行期日なるものも此第二項の規定で定めて行くのです

○磯部委員 此期日變更のことは、是は大問題でありますから……思ふに委員諸君が皆御意見があるだらうと思ひます、是は大問題でありまして必ず何とか適當な立法をせなければならぬと私共は

思つて居ります、是は一つ小委員會に御委譲を願ひたいと思ふのです、幸に御同意を得ればさう致したい、是は大問題でありますから、御同意を願ひたいと思ひます

〔「異議ナシ」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 さうすると第二節は是で止めまして、第三節送達に移ります

○磯部委員 百六十二條の「送達ハ執達吏又ハ郵便ニ依リ之ヲ爲ス」ですが、此執達吏に依る送達は實に有害にして頗る不便なことは當局能く御承知の筈であります、時勢後れでもありまするし、費用も掛りまするし、後れまするし、全く必要がないと思ひますが、唯執達吏と云ふものがあつて今までの沿革上の關係等で已むを得ず是は御決めになつたものと思ひますが、「執達吏又ハ」だけは御除きになつたら如何でありませうか

○森田政府委員 執達吏で不便な所もありますけれども、矢張政府としましては、司法當局としては執達吏に依る送達も認めて置いて差支ないと云ふ考であります

○磯部委員 執達吏に依て費用を請求せんが爲に、殊更に送達すべき所に送達を爲さず、送達が後れると云ふやうな弊害は當局は御調べになつて居るのでありますか、御承知になつて居るのでありますか

○森田政府委員 左様な弊害があると云ふことは承つて居りませぬですが、多少不便であると云ふ

ことは認めて居りますけれども、さう云ふ風な弊害があると云ふことはまだ聞いて居ないのであります。

○磯部委員 御承知なければ已むを得ませぬ、それから第七十條の「當事者、法定代理人又ハ訴訟代理人ハ訴訟ノ繫屬スル裁判所ノ所在地ニ於テ送達ヲ受クヘキ場所及送達受取人ヲ定メ之ヲ届出ツルコトヲ得」とあるのを貴族院では「要ス」と改められたのに政府は御同意になつて居るのですが、是は貴族院の修正が却て當を得て居らぬと思ふ。「届出ツルコトヲ得」で澤山であると思ふ、何も裁判所の所在地に送達を受くべき場所及送達受取人を定めて之を届出でなければならぬと云ふ必要はないので、それを「得」位なら宜しいが「要ス」と云ふことにする必要はない、是は費用も掛りますし、却て間違ひが生ずる、今日郵便事務は執達吏如きものではない、敏速に出来るし、正確であるのです、今日の如く交通が便利になり、郵便事務が非常に正確になつて來ました場合に於ては、何も本條規定の如き「得」位なら宜しいが「要ス」と規定する必要はないと思ふ、之を御同意になりました理由を伺ひたい。

○森田政府委員 此百七十條の規定の修正されたのは、是は分り悪い規定であると云ふ所から修正されたのですが、結局元の案、元の百七十條の第一項は是は、第一項と第二項と比べて見ると、結局裁判所の所在地に住所、居所、營業所又は事務所等を有してない者は、其送達を受くべき場所、

それから送達受取の人を定めて之を届出でねばならぬと云ふ趣旨が包含してあるのである、それならばそれを明かにして、さうして裁判所所在地にさう云ふものを持つて居ない者は届出でなければならぬと云ふことにした方が宜い、さうして其届出は、裁判所の所在地に住所とか、居所とか、營業所、事務所を持つて居る者でも、矢張若し送達を受くべき場所を決めて届出て置く方が便利な場合がある、さう云ふ者は届出をしても宜いと云ふ趣旨で第三項の規定が設けられたのであります、それで是は現行法の所謂假住所の規定と同じ趣旨であります、矢張當事者とか、法定代理人、訴訟代理人が、裁判所所在地に兎も角送達を受くべき場所がないときには、其所在地でさう云ふ送達を受くべき場所を決めて置かす必要があると認めて、此規定は矢張現行法と同じ趣旨の規定を本案にも認めたのであります、第一項と第二項とは現行法の趣旨と餘り變つて居ないのであります。

○磯部委員 どうも御答が要を得ないやうですが、現行法でも矢張「要ス」と云ふことである、此修正案でも「要ス」と云ふ趣意である、其處がはつきりしないので、貴族院の修正に應じて「要ス」と直した、斯う仰つしやる、現行法では假住所の届出を要するとなつて居るが、是は御承知であるかどうか知りませぬが、決して勵行は致して居らない、私が代理人となつて仙臺で民事の訴訟を起した場合には、郵便で東京の私の事務所へ送つて貰へば宜いと云ふのでやつて居るのに、殊更に知人も無い所にどうしても送達を受くべき場所及送達受取人を決めて出さなければならぬと云ふこと

になれば、其土地の代書人か何かに頼んで、假住所の承諾を受けて出さなければならぬ、是は大變に送達の正確を保ち難くして、さうして多少の費用を要することになる、二重三重の手續を要すると云ふ愚のことで、其送達を受けた者が私なら私に知らせるには、郵便で知らせなければならぬ、それ故に何も「要ス」と云ふことに爲さる必要はない、現行法が「要ス」と云ふことで勵行されて居るならば宜しいが、併しどうも現行法も現行法ではないかと思ふ、此改正案に「届出ツルコトヲ得」とあつた以上、是で結構である「要ス」と趣意を明にしたいと云ふことが一向分らない、得であつたものを「要ス」と云ふことにされたに付ては、何か貴族院に於て意見があつて要すと改められたであらうと思ふ、それなら私の言うた所にして間違なくんば「要ス」は「得」に還元せられた方が宜いと思ふ、是は實際上私は不都合の例があるのでありますから、御参考までに申上げるのですが、政府は如何御考になつて居りますか

○森田政府委員 此貴族院で百七十條を修正した趣旨は是は百七十條の第一項は能く分るのであるが第二項の規定を讀んで見ると「郵便ニ付シテ之ヲ發送スルコトヲ得」と云ふことになつて居る、是は詰り届出の義務があるに拘らず、届出でなかつた一つの制裁として、斯う云ふ規定があるのでありますから、其趣旨を明にする爲に、第一項の規定を修正した方が宜い、斯う云ふ趣旨で修正されて居るのであります、第二項の規定を重くしたのでありますから、第二項の規定がある以上は、第

一項を届出づることを要すとしなければ辻褄が合はぬと云ふことで修正されたのであります

○磯部委員 それはあべこべだと思ふ、届出づることを要件としてどうしても届出なければならぬと云ふことならば届出なかつたときに、郵便に付して發送することを得と云ふことは何事でありませうか、届出なかつたならば、郵便に付して發送することを得と云ふことを專ら原則としなければならぬ、それを制裁と爲さると云ふことはおかしな修正の仕方であると思ふ

○森田政府委員 是は郵便に付して之を發送することを得と云ふことにして、さうして此規定に依つて、百七十三條に「此規定ニ依リテ書類ヲ郵便ニ付シテ發送シタル場合ニ於テハ其ノ發送ノ時ニ於テ送達アリタルモノト看做ス」斯う云ふ規定があるのであります、是も現行法と變らない、此規定がある爲に、郵便に付して送達すると云ふことは、郵便に依る送達と非常に違つて居りますから、それで、さう云ふ郵便に付して送達することを得……送達せられると云ふことにする前提として、裁判所の所在地に住所、居所、營業所、事務所を持つて居ないときには、それを送達を受くべき場所を届出て置かなければならぬ、斯う云ふ規定にしたのであります

○磯部委員 届出づることを要件としますと、此制裁じみたものが要るのでありますけれども、要件としなくて、假に此規定を全部缺いたとすればどうなりますか、此規定を全部缺けば、當事者、法定代理人又は訴訟代理人は住所、居所、營業所を裁判所に郵便で送達することより外に方法はな

い、制裁にはならぬ、其郵便に付することは今申上げた通り、假事務所を設けて其處へ送達を受けるよりも、郵便に付して送達を受けた方が適正に好い効果を得る、決して立法者が御考になるやうな制裁にはならぬ、制裁のないのに、之を「要ス」と云ふことにするのは間違つて居る、制裁にならぬことを以て制裁にすると云ふことも間違つて居る、寧ろそれならば、百七十條と云ふものを全部削つてしまつた方が宜くはないかと思ふ、それから百七十三條であります、發送の時に於て、送達ありたるものと看做す、斯う云ふ無茶なことはないと思ふ、無論通信主義に依らなければならぬのでありますから、それは來た時に、それが遅れるやうなことがありますれば、通常來た時を見て送達ありたるものと看做すと規定するのが當然な話であると思ふ、無理に制裁にしようとするから、斯う云ふ間違が生じて來る、無理に郵便と云ふものを貴方がたの方では不信用になさつて居るからである、私共は執達吏よりも郵便を信用する、貴方がたと私とは其立脚地が違つて居るから、さう云ふ御解釋が出るのであると思ふので、もう一度確めて置きたいと思ひます

○長島政府委員 是は實は送達のことには御承知の通りに、相手方の利益も相當考へなければならぬのであります、當事者、法定代理人、訴訟裁判所の所在地に、住所、居所などを有して居りませぬで、遠方に居所を持つて居りますと、送達に相當手間が取れまして、事件の進捗に大變差支へるのであります、是は大變相手方にも迷惑になることでもありますので、斯う云ふ場合には送達を受け

る場所を當該の繫屬裁判所の所在地に届けて置く、若しさうでない場合には、訴訟の進行上困るから、郵便に付して發送するのである、斯う云ふことに致した次第であります、勿論此郵便に付して送達を受けまして發信主義に致したと云ふことは、其適用を受ける當事者には残酷でありますけれども訴訟進行の上から見れば、斯う云ふことも已むを得ないではないか、それがいやならば矢張送達を受くる場所を定めて置けば宜いのであるから、其位のことにはしても宜しいではないかと云ふ大體趣旨であります、是は現行法にも御承知の通りあります規定で、勿論現行法に規定があつても、悪い所は改めなければならぬのでありますが大體現行法の規定で、今まで歸めてやつて來たことでありまして、成べく訴訟の進行を早くしやう……無暗に早くしやうと云ふ譯ではありませぬが、當事者の盡すだけのことを盡さなければ、相手方の爲に早くしなければならぬと云ふことに致した次第であります、之を制裁と見るかどうかと云ふことは、少し語弊があるかも知れませぬが、鬼に角發信主義を肯定しますれば、發信主義の適用を受くるものには不利益になるのでありますから、それで届出をしる、届出をしなければ第二項のやうな不利益があると云ふやうなことで「要ス」と直した次第であります

○磯部委員 私はどうしても「得」を「要ス」と云ふ貴族院の修正に同意せられた理由を發見することが出來ないのであります、森田政府委員は「得」とあるのを之を「要ス」と明にする爲に、貴族院

が修正したから同意したと云ふことであるが、「得」と云ふことと「要ス」と云ふことは明に此間の問題の服従と在管と違ふことよりもずつと相違がある。只今長島政府委員は届出をしない者に對しては、どうも相手方の便宜を考へ、遠方に住んで居る者のことを考へると仰しやるけれども、先に森田政府委員にも申上げました通りに、假住所を決する場合には、必ず其處の代書人か何かに頼んで、一時假住所にして、さうして其處へ一旦送達せられて、其處から又頼んで吾々の所に通知をするよりも、裁判所が書留郵便等で、直接吾々の所に送られた方が二日か三日は必ず早く来る。制裁にも何もならんで、大變便利である。又假住所を定める爲の費用等も要しない、吾々は執達吏よりも郵便の方が餘程信用出来ると思つて居る。森田政府委員は執達吏が不都合を爲すことを知らぬと申されるけれども、其點は御調査になれば澤山不都合があることは分ると思ふ。さればさう云ふ不便を忍んでまでも、假住所を定めなければならぬと云ふ意味に於ての修正は、間違つて居ると云ふ私の意見であります。長島政府委員もやつぱり森田さんと同一趣旨に依て「得」とあるのを「要ス」と修正に同意されたのでありませうか。

○長島政府委員　大體同じことになるのであります。是は原の案は第一項に於て、當事者が其裁判所の所在地に住所を有して居やうが居なからうが、假住所の届出が出来ると云ふことを一項に書きまして、それから二項の方で場合を分けまして、二項の方で裁判所の所在地に住所居所營業所を持

つて居らないにも拘らず、若し假住所を届出でないと云ふと郵便に付すると、斯う云ふことになつて居る。そこでは磯部委員と意見が少し違ふかも知れませぬが吾々の考では郵便に付することは不利益だと見て居るのでございます。それは發信主義を採りました結果、發信主義が悪いと云ふならば別ですが、發信主義を採りましたから、届かうが届くまいが、郵便を投り込んだ時が送達になる、發信主義ですからどうしても送達人は幾らか不利益な譯ですな。それを取らぬ前に送達になりますから……そこでさう云ふ不利益を受けるぞとし、百七十條の二項は受訴裁判所の所在地に住所があらうが、なからうが、假住所の届出が出来ると云ふことを廣く規定致しまして、二項に於て受訴裁判所々所在地に住所がない場合には、郵便に付すると云ふ不利益なことを受けるぞ、斯う云ふことで一旦終ることにしてありますが、第二項になりました結局不利益な結果を受けると云ふことになりまして、住所が受訴裁判所々所在地にありませぬ場合には、結局届出をして置かなければ不利益を受けることになるから、結局要すと云ふ意味になる、別に制裁が付いて居るんだから、送達を受ける假住所を定めると云ふ意味ぢやないか、故に要すと明に書いて制裁を付した方が宜いぢやないか、斯う云ふ貴族院の修正が出ましたものですから、そこで結局それは制裁を付するのだから、要すと云ふことに結局なるのである、それで場合を分けて、住所等が裁判所々所在地にないときは「要ス」として制裁を付する其他の場合は「得」斯う云ふ風に書き分けた譯である。

○磯部委員 私の今の假住所……まあ假住所と簡単に申しますが、假住所を定めた場合には、遠い所に居る相手方の便宜も考へてやらなければならぬと云ふが爲に要すとなさつて、さうして百七十三條に制裁めいた規定を置かれた斯う云ふことでありますれば、手數も掛り費用も掛る、時日も遅くなること云ふことの不便を忍ばしてまでも、斯様な届出を要求される理由は何處にあるか、それから「發送シタル場合ニ於テハ發送ノ時ニ於テ送達アリタルモノト看做ス」、斯う云ふ制裁めいた規定を御置きになることは、偶々以て無責任なる書記が、いや出した、積りでしたが忘れて居りましたと云ふやうな、今日屢々あること、此書記の職務曠廢の弊害を助長される虞はございませぬか、郵便で出しさへすれば、今日の郵便制度を私は信用する、寧ろ其發送の時に於てと云ふのでありますから、他日争の出たときにいや出した積りですと云ふと、其發送したと云ふ時が送達あつたものと看做すと云ふやうなことで、當事者の爲には實に其堪ふべからざる忌はしい結果が出て来るんぢやないかと私は思ふ、どうも百七十三條の「發送ノ時」と云ふのはどうしても百七十條と牽聯せずにも御改めにならなければならぬ、況んや今日の民事訴訟は、何も一日や二日のことで當事者に左様な不便を來さしめるやうなことは、當事者主義の此民事訴訟法に御適用になるべきことではない、是はどうしても御改めを願はなければならぬと思ひます、百七十條に於て假住所を設くるの便不便こんなことは當事者に任せる方が宜い、届出がなかつたら通常の常識に基いて郵便に依る送達にする、殊更に斯う云ふ不親切なことをなさらなくても宜い書留郵便料を取つて置く、郵便切手でも取つて置いて、郵便に付すると云ふことに原則を定めて置く方がどれ位便宜であるか分らぬと思ふ、併し此上伺つても意見の相違になると思ひますが、今一遍だけ御意見を伺つて、それで打切りませう

○長島政府委員 同じやうなことを申し上げるやうですが、送達を受ける人間から見れば、發信主義を採つたのは不便であります、さう云ふ人間が裁判所を在りて遠方に住所を持つて居つて、届出をしない、其處まで行かなければ送達が出来ないと云ふことであると、一方の相手方には非常に訴訟遅延になつて氣の毒であります、送達を受ける方の人には、それで安全でせうが、一方の相手方には、それが爲に送達したものが先方へ届いたと云ふことの返事が來なければ分らぬ、そこで相手方の利益の爲に受訴裁判所の所在地に住所を持つて居ない者は届出でろ、届出であれば、詰り宿屋なら宿屋に送達する、さうすると宿屋から更に是を送達することになるのであるから、一方の相手方に都合が宜い、斯う云ふことになります、それからもう一つ百七十二條の場合です、前條の規定に依て送達をなすことの出来ない場合には、どうしても之を郵便に付するより仕方がありません、結局送達が出来たか出来ないか分からない、此百七十一條は送達が出来ない場合ですから、是は現行法でもありますことであつて、一方の相手方の利益も考へて出來て居る積りであります

○磯部委員 關聯して居りますからもう一遍伺ひます、さうすると届出をなした者に對しては、受信主義を採ると仰しやるが、それは假住所に送達すると、假住所から更に郵便で本人なり或は訴訟代理人の所へ廻すのでありますから、何も恩恵にはならぬと思ひます、どうか是は一つ小委員會でも設けて、能く御考を願ひたいと思ひます

○清瀬委員 郵便のことですが、第七十二條にあります送達すること能はざる時分にそれを郵便に付すると云ふこと、是は訴狀でもさうですが、執達吏が、其處に居らぬから面倒だと云ふやうなことで、郵便に付すると云ふのなら、大變迷惑の話です

○長島政府委員 通常はさうなならないで、個人送達になると思ひます

○清瀬委員 さうすると結局執達吏が捜して分らないと云ふと、郵便で發送する其發送した時から始まると云ふことになる、何處で人權が保障されますか

○齋藤委員長 是はもつと緩くり考へることに致しませう

○長島政府委員 詰り送達が出来なければ郵便に付するのです、御承知の通り現行法では送達をなすべき場所がないとか、送達する者に出會はないと云ふやうな場合には、確か貼付けて置くことになつて居りました、貼付けて送達すると云ふことになつて居つた、是はそれを變へた譯であります

○清瀬委員 御變へになつたから、今度は私の申すやうな疑が起る

○齋藤委員長 一寸委員長を呼んでやつて下さい速記が困りますから

○清瀬委員 磯部君の御説の通り私は考へたいと思ひます、それから百六十二條に郵便に依る送達の場合には、郵便集配人が執達吏の職務を行ふと云ふことになつて居る、是は郵便法も参照なすつたのですか

○長島政府委員 甚だ無責任な事を申すやうであります、郵便法は無論参照は致したのでありますが、私自身は實は見居りませぬ、法制局の方でも一通り見て呉れて是で宜いと云ふ話であつたのであります、遞信省の人も参りまして差支ないと云ふことでありました

○清瀬委員 郵税はどうなるのですか

○長島政府委員 御承知の通り郵便に依る送達の場合の郵税の事は確か規定がありまして、十五銭か貼つてやることになつて居ります

○清瀬委員 郵便に依る送達と郵便に付する送達と云ふ風に區別してあるのですか

○長島政府委員 さうであります

○清瀬委員 此際質問ではおかしいのですが申上げて置きますが、特許局の審判所、あれは郵便法には審判書類の送達は別の規則があつて、別の料金を取つてちやんと届くやうにして居る、郵便に

付すると云ふやうなことを廢めて、郵便に依る送達はそれに爲すつたらちやんと着くのです、書留状と同じやうな條件を定めて……もう一つ質問旁々注文があるのです、小さい事で大きな事です、郵便と云ふことが法律に書いてありますが、郵便料を誰が負擔すると云ふことは訴訟法にない、今どう云ふ事をやつて居るか云ふと、切手豫納と云ふことをやつて居る、是は辯護士として寔に煩雜千萬な事である、切手の豫納がありませんから送達が出来ませぬと云ふことを言つて、證人調を申請して居るのに、證人を喚んで呉れて居ない、所が證人を申請してしまつて裁判所の職務となる以上は、裁判所が出すべきものである、郵便に付すると云ふことが書いてあるでせう、所が會計法にも何にもないのに、辯護士の事務員が切手豫納願と云ふものを書いて睡で切手を貼付けて、右豫納候也と云ふやうなことをして、それを書記が干切つて勝手にやつて居る、郵便料を厭ふのではありませぬが、其煩雜は名狀すべからざるものである、會計法上の根據がない、併ながら古い法律でありますから、黙認して居りますけれども、訴訟を起す場合に行政裁判所では二圓程送達料を取つて置くとかして、それで送達が出来なかつたら郵便に付する、出来ない場合に郵便に付する、本人が豫納すると云ふことはない、相手方からさせる、向ふが居らぬのに、居る方から豫納して送達して貰ふと云ふことは酷である、たつた三錢五錢の費用でも、過失者の方に負擔させるべきものを、無過失者の方に切手を持つて来いと云ふやうなことはないかぬ、郵便送達を認める以上は、郵便料は

何處から出ると云ふことを考へないと、法制としては完備せぬと思ひます、特許局では初に印紙は取りますけれども、既に取つた以上は是は職權送達の場合は政府の仕事でありますから……大きな聲で職權送達と云つて郵便料を人民から取るのはどう云ふ譯であるか、向ふは職權送達でありますから政府が出して居る、國庫から出して居る、日本中の裁判所で郵便料を國から出せば何ぼ掛るか知らぬけれども、今回の改正法規も職權主義で、期日の變更も何も職權で送達する、それで大威張をして費用を人民から取つて、職權と云ふことはおかしい、是等の出所を御考案を願ひたい、斯う云ふ希望を持つて居る

○岡本委員 同じ問題ですが、清瀬君から御話のやうに、私も行政廳にも暫く居り、裁判所の事務も執つて見ましたが、郵便印紙の事は頓珍漢になつて居る、清瀬君の御話のやうに郵便印紙を豫納しないからと云ふので送達しないとか、或は過ぎたから返すとか、煩雜な手續になつて居る、是は會計法にも據らず、便宜の處分で裁判所の書記などがやつて居られるやうであります、之に反して行政廳では却て當事者から印紙を三枚なり五枚なり附けて來られると、正式な手續に依ると面倒で煩瑣で困つて居ると云ふやうな譯で、親しく兩方の事務を扱ふと矛盾があるやうであります、清瀬君の言はれたやうに、特許等の手續等は僅かの費用でせうから、裁判所の方から出して戴く、或はそれがいけなかつたら一時國庫から立替へて出すと云ふ規定にして置いて、後で訴訟費用の方で計

算が付くと思ひます。兎に角實際の事實に於て煩雜なる手續は省略すると云ふことは、清瀬君と同じ趣旨であります、之を希望して置きます

○清瀬委員 少くとも職權送達だけは、職權で勝手にやるのであるから、國庫が費用を負擔するに決まつて居る、人民から取るのは不當である

○磯部委員 私もさう思ふので、訴訟印紙と云ふものを一體取り過ぎる、印紙と云ふものは……一體送達の郵便代位は國家が見込んで取立て、あるものに相違ないのでありますから、今岡本君清瀬君の仰せられたことは、篤と御考へ下さるやうに願ひます、それから執達吏……東京では長島政府委員などは裁判長を長くやられて御承知の筈であります、執達吏が書面で喚出を掛けても送達が出来ない、所が郵便に掛けると出て来ると云ふことがある、此弊害は司法省で御承知がないと云ふことは受取れない話であります、是も送達の場合には執達吏の故意に依る、悪意に依る不送達と云ふことがあると云ふことは、御考慮に置いて頂きたい、其問題は小委員會に譲ることにしまして、第六十八條の「在監者ニ對スル送達ハ監獄ノ長ニ之ヲ爲ス」之に付て此間故菊池武夫さんの幽靈まで關係になつた法律でありますから、殊に大正八年からのもので、塵も埃も出来て居るであらう従て監獄と云ふ字を御採りになつたのであらうと言つて、長島君から笑はれたのであります、監獄と云ふ文字は厭な感じを與へるから刑務所と云ふ文字に改められたのでありますから、此最後

に出来た新しい民事訴訟法に、監獄と云ふ文字を用ゐなくても宜いと思ふ、刑務所長でどう云ふ弊害があるか、刑務所長で一向差支ない、刑務所長に傳送を頼んで被告人にやると云ふことで差支ないと思ふ、一たび消えた悪い文字に對する悪感を、此新しい民事訴訟法に持出す必要は毫末もないと思ひます、私は幽霊が御關係になつた法律だから、こんな字が出たのかと誤解したのでありますけれども、さう云ふ誤解をする人は少くないと思ひます、此點に付て一つ御意見を伺ひたい

○長島政府委員 文字の事でありまして、強ひて反對を致す譯ではありませぬが、何でも刑務所と云ふことは私も能く分りませぬが、東京刑務所とか、横濱刑務所とか、具體的のものにならぬと刑務所と云ふことは言へないのださうであります、それで刑務所の中に監獄と云ふものがありまして、抽象的の名前で言ふと、監獄と云ふことになつて居るさうであります、詳しいことは行刑局の人から申されないと分らないのであります、抽象的には監獄でありまして、具體的に何處の刑務所と云ふことになると、刑務所と云ふことになつて居るさうであります、それは監獄法が改正になるまではさう云ふ事になるのださうであります、尙ほ詳しいことは分りませぬから、行刑局の人と相談致しまして、差支ありませぬければ直します

○平川委員 送達のことでありまして、百六十二條の「執達吏又ハ郵便ニ依リ之ヲ爲ス」先程磯部君から執達吏送達が非常に弊害があるから、郵便送達にしたら宜からうと云ふ御説であります、

又東京辯護士會の修正意見書に依りましても、唯旅費を要せざると云ふ場合に於ては執達吏送達を認め、原則として郵便送達と云ふことにして居りますが、執達吏送達は弊害ありと認めて、原則として郵便送達に依り、場合に依つては又執達吏送達に依らなければならぬ場合もあります、例へば假差押の命令を送達すると云ふ場合には、無論御承知の通り債務者名義を債務者に送達しなければ其命令の効果を發生しないのであります、先に郵便を以て假差押をして、後執達吏が差押をするに云ふことになりますと、豫め命令があつたと云ふことを債務者が知りまして、差押の効果が完全に出來ないやうな場合があります、斯う云ふ場合には執達吏送達に依て、やる必要があると思ひますが原則として、執達吏送達には反對する一人であります、是は小委員會に於ける御参考にまで申上げて置きます、それから先程御議論になりました百七十條、是は矢張私は磯部君と同じ意見でありまして、假住所の弊害と云ふものは、利益よりか弊害が多いのであります、第一假住所を設けると云ふ煩瑣もありますし、假住所を設けまして、其處から當事者に之を送達して呉れると云ふときは日數を要するし、假住所の人が忘れて日數が延びるやうな場合があるかも知れませぬし、直ぐ送達して呉れないやうな場合も往々あるのであります、此假住所弊害と云ふものは、事實其當事者は其弊害を非常に嘗めて居るのであります、仍て此第一項の假住所を設けると云ふことは、之を要件とすると云ふことが甚だ實際の弊害を知らないことであると思ひます、殊に第二項の假住所を設け

ない制裁的の意味に於て、郵便に付する送達を設けて居る、是も甚だ残酷な話であります、故に第百七十條と云ふものは全部抹消して呉れろと申すのであります、假住所を設けるの制度、假住所を設けないに依て郵便に付する所の制度、之を全然抹消致しまして、假住所を設けない場合に於きましては、百六十二條に依り郵便に依て送達すると云ふことは、當事者本人を利益するかと思ひます先程政府委員は相手方の不利益である故に、此假住所の制度を設けなければならぬと云ふ御説でありましたが、併し此文明の世で、郵便にしまして、假令遠方の土地でも三日四日、四日もかゝるやうな土地は極めて少からうと思ひます、假住所を設けて執達吏に依つて送達せられても、今日裁判所から書類を執達吏に出して、明日直ぐ執達吏が送達すると云ふやうな所ばかりもありません、三日四日遅れるやうな場合があります、若くは三日四日以上遅れるやうな場合もあります、さう云ふ場合には決して執達吏送達に依て相手方を保護すると云ふ結果にならぬと思ひます、仍て百七十條を全部抹消致しまして、さうして假住所を設けても設けなくても、設けない場合にでも郵便に依て送達すれば少しも弊害が無いと思ひます、百七十條は全部抹消しても宜いと云ふ意見であります、小委員會に於ける御参考にまで申上げて置きます

○黒住委員 本會議もあることでありますから、本日は是で散會せられんことを望みます

「異議ナシ」「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 三節は質問が済んだことに致しますから、次には四節から致します。本日は是で散會致します。

午後五時七分散會

會 議

大正十五年三月十七日(水曜日)午後一時二十六分開議

○齋藤委員長 是より開會致します。本日は第四章訴訟手續、第四節裁判、之に付て御質問を願ひます。菅原君

○菅原委員 百八十九條と百九十條に付きまして一寸伺ひたいのであります。此條文の趣旨は承知して居りますが貴族院の方で判決言渡は裁判長主文を朗讀して之を爲すと云ふ所に、「判決原本ニ基キ」斯う云ふやうに修正になつたやうであります。百九十條に於きましては「辯論終結ノ日ヨリ一週内ニ之ヲ爲ス」是が「二週間」と云ふことに聞いて居りますが、固より私は此修正は結構なことでありまして、從來は原本が數ヶ月若くは一年位も遅れて居りますが、併し斯う云ふ場合に嚴格に規定致しますれば、裁判官の責任も非常に重くなる、果して當局では此原本に基いて主文を朗讀をすると云ふことゝそれから口頭辯論終結の日より二週間に用を済ますと云ふことが、此條文通

り立派に行はれ得るやうに御考でございませうか

○長島政府委員 此點は當局も非常に考へましたので、御承知の通り東京、大阪等に於きましては事件が澤山ありますので、區裁判所等に於きましては一時に事件が輻輳して一時に結審をするやうなことはあるのであります。此判決の原本の作製が遅れるとか云ふやうなことで、非難があると云ふことを貴族院で言はれまして、色々取調べたものであります。大體に於ては皆延びて居るのが已むを得ざる事情に基くものばかりなのであつたのであります。併ながら兎に角此原本の作製が延びると云ふことは宜くないことでありますから、此際第一項を「判決原本ニ基キ」と云ふやうなことにしたらどうかと云ふやうな御意見が出まして、之に對しては吾々の方でも之を拒むべき理由はないので、第一項に斯の如き文字を入れることになつたのであります。其代り期間は一週間を二週間と致しまして、尙ほ之に但書を加へて、事實已むを得ざるものは延ばすと云ふやうな風にして成べく此條文をして意義あるものにしやうと云ふことであつたのであります。先づ吾々としても大體此規定の趣旨が十分に貫徹するやうに、各種の點に於て考慮を致す考でございませう。

○菅原委員 御答辯の通り實行が出来れば結構であります。其所に又但書が付きました。「但シ事件ノ繁雜ナルトキ其ノ他特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス」と云ふ但書がありますから、是のみを多く適用されることになりませうれば、其百八十九條の第一項に於て、原本に基き判決を言ひ渡

すと云ふ、非常に立派な條文が實行上無意味に終ることが起りはせぬかと思ひます、兎に角此條文は結構でござりますが、裁判官には非常に重い責任を負はしめるものと私は思ふのであります、之に關係致しまして承らねばならぬことは、第四節裁判と云ふ所に現行法の所謂缺席判決の條章が廢止せられたと云ふことであります、之に付きまして何れ總括的の御質問の時に委員から御質問があつたと思ひますから、極く簡単に申上げて置きますが、政府より頂戴致しました大正十一年、十二年、十三年の統計表に依りましても、缺席判決の數は對席判決の數に比し非常に多いのであります、之を總括的に申しますと全國の地方裁判所の民事訴訟の判決中、缺席判決は對席判決に對して約七割に當り、其中故障申立の數が約半數に過ぎない、それから區裁判所の判決中缺席判決は對席判決に比しまして約倍數ある、其中故障申立を爲す者は二割三分に當つて居る、其他の者は大體に於て缺席判決で承服してしまふ、即ち地方裁判所に於きましては約二割、區裁判所にありましては、約五割は事件關係者が缺席判決に満足して居ります、缺席判決として其儘確定するものは莫大なものであると思ふのであります、所が今度之を廢しまして百三十八條の法文を用ひまして、さうして對席判決と云ふことになりますと、逆も現在の裁判官の數では遣り切れない、却て繁雜困難を來して、訴訟の遲延を來たしはせぬかと云ふことを恐れるのであります、東京の裁判所等に於きましては大分忙しいので、裁判官は熱心に其衝に當つて居ると云ふことを聞いて居りますが、地方に行き

ますと裁判長が辯論を指揮し、陪席判事の判決係の主任は一生懸命裁判に携はるが、もう一人の陪席判事は殆ど其事件に關係しないで、別の事件を調べて居る、是は辯護士の辯論などは聴く必要はないと云ふ官僚的氣分ばかりでなく、矢張仕事に忙殺されて、事件の辯論中當該事件以外の事を調べて居ると云ふ模様でありますから、若も此缺席判決の條文が廢止になりますと、益々裁判官は重荷を負ひ、到底遣り切れぬ、隨て判事の増員、書記の増員をやらねばならぬことになる、百八十九條と百九十條に依りまして一應裁判長は判決原本を作て、さうして嚴格に裁判を言渡す、斯う云ふ重荷を負ふ、一方に於て缺席判決を對席判決に直して、理由を付して判決すると云ふことになりますから、裁判官は二重の重荷を負ふことになり、却て事件を一層遲滯ならしむることを恐れるのであります、どうか小委員會に於ては縱令現行法通りの條文でなくても、何とか制限を附して此缺席判決を復活する必要有らと思ひますから、小委員會に於て十分考慮を願ひたいのであります、最近新刑事訴訟法に依りまして矢張事件を早く進めたいと云ふので、期間を短縮して居りますが、裁判所の書記に於て書類が出来ない、證人調書とか何とか云ふものが中々直ぐ出来ない、さうして愈々辯論と云ふ時に書類が纏らずに、辯護士は裁判長の判を貰つて、出來上つた調書を見ないで辯論しなければならぬと云ふ状態に陥つて居る、即ち裁判官の數が足りないかと云ふ結果、條文のみ美麗に出來上つても實行が之に伴はないと云ふやうなことが起りはせぬか、事件の進捗を圖ると云ふ趣

旨が徹底しないやうなことが起りはせぬかと云ふことを恐れるのでありますから、此點に付きまして政府當局は或る制限の下に缺席判決を存置する御意思が有るか無いかと云ふことを承つて置きたいと思ふ

○長島政府委員 案を實行しませぬと結局分らないことではありますが、此案の考と致しましては、缺席判決を廢したるが爲に手数が餘計に掛るとか、審理が延びるとか云ふことは考へて居りませぬ。個々の事件を捉へますれば或は延びるものもあるでありませうが、全體を通じて此方が審理も早く出来、判断も適正になると云ふ考の下に出来て居るのであります。其點は既に數回申し上げましたので此所には省略致したいと思ひます。尙ほ缺席判決を復活する意思が有るかどうかと云ふ御尋であります。是亦小委員會に於きまして十分に意見を交換致しまして、其上で一つ實行したいと思ひます

○菅原委員 關席判決が廢止される結果、控訴と云ふことになるやうなものと普通の貼用印紙の規定に随つて從來關席判決は其以外の判決の控訴と同じ意味で、同じ額の印紙を貼らなければならぬと思ひますが、さうすると大に國家經濟の上に於ても非常な損害があるやあるまいかと考へられるのであります。此統計表に依ても關席判決は……非常に一般國民に經濟的打撃を與へはしないかと云ふことを考へて居りますが、何か之に就て御考慮をされたことはありますか

○長島政府委員 此案の考と致しましては、此故障の申立のないやうなものでありますれば、無論控訴の申立も少ないであらう、それから故障の申立のありますやうなものは、故障を申立て、置いて、又控訴をすると云ふことになつて、結局當事者の費用が印紙代に於て多くなりはせぬかと云ふ風に考へて居ります

○菅原委員 私は第八十九條、第九十條に依て判決原本に基いて、判決を言渡すと云ふことは裁判官に取つては、最も重大なる責任ある重荷であると考へて居る。關席判決の廢止に依りまして私は一層事件が複雑を致して、即ち關席判決で済む者は一々理由を附して判決を書くのでありますから、是は現在の程度よりは裁判官に於ては重荷である、又現在の裁判官の數では逆もやり切れまい、是等の點に鑑みまして此民事訴訟法の改正と共に裁判官の數を増員するとか、改革するとか考慮しなければならぬと思ひますが、其點も伺ひたい

○長島政府委員 今回の豫算には別段に判事書記等の増員に付ては何等要求して居りませぬが、併ながら尙ほ裁判所方面の意見も徴して、或は増員を要すれば増員致す考であります。唯準備手續を行ひます結果、受命判事に依て準備を十分に致すことが出来たから、或は此點に於て多少手が省けるかも知れぬと思つて居るのであります。併し實際やつて見ぬと分りませぬから、能く裁判所等の意見を徴して考慮したいと思ひます

○平川委員 私は判決交付に關する規定を設け……判決言渡の日より一週間に裁判所書記に交付すると云ふ規定がありますけれども、此送達をする期間と云ふものは現行法にも此草案にも規定してない、それで折角判事が原本を裁判所書記に交付致す規定がありましたも、書記が之を等閑に附して置く、實際の例として東京などでは判決の送達が半年以上も掛ると云ふやうなことが往々ある、それで此草案に於ける訴訟を迅速にすると云ふ趣意が貫徹しないことになる、此訴訟法は職權主義を加味せられ、嚴重に期間等を設けられ、或は短縮せられて訴訟を簡易にすると云ふ趣意の下に規定せられたのでありますが、裁判所側に斯う云ふ期間を設けて居ないために、結局此目的が達せられないやうな場合がありはせぬかと思ふ、故に此判決送達の期間も設け、何日間以内と云ふ期間を設ければ非常に便利でないかと思ひますが、此點如何ですか

○長島政府委員 大體此民事訴訟法の言渡、或は原本の交付等に付き規定を設けたのは、判事に對するものでありまして、判事は相當地位の高い者でありますし、旁々此法文で宜いと云ふ位の趣旨が出来て居るのであります、送達に付ては期間を切つて書くとしても、「遲滯ナク」と云ふやうなこゝとなりはしないか、物に依ては一週間に遅れては困る、非常に判決の長いものでありまして、幅狭して居れば一週間位掛るものもありません、今までの監督方法が良くなかつたと云ふ御非難かも知れませぬが、民事訴訟の條文に書かぬでも十分行ける事と思ひます

○平川委員 此條文中に此送達の期間を規定すると云ふことは、或は當を欠くかも知れませぬが、併し實際に於ては、判決原本を書記が受領しまして、現に吾々の關係して居るので、原本を書記が受領して居りながら判決書を書かない、それが半年以上も經つて居る、請求すると手が足りないから君の方から來て書いて呉れと云ふやうな撻揆を聞いて居る、實に言語道斷である、さう云ふ點は一の政府當局が裁判所に御注意を願ひたい、法文に規定せられないと云ふ事であれば、相當の方法を以て早く原本を作製して送達するやう御注意願ひたいと思ひます

○磯部委員 私も今菅原君、平川君より發言せられたることに付て考を同じくする者であります、百九十條が貴族院で二週間と改つて但書が附けられたのは、但書ですつかり本文の精神を没却せられる、御承知の通り刑事訴訟法が改正せられて、拘留してから二十日間に拘留の效力を失ふ、其間に豫審を決定をしなければならぬと云ふことを規定せられた時に、吾々は立法者の英斷に實は驚いたのであります、所が新刑事訴訟法實施以來今日まで多數の大きい事件で二十日間に釋放して豫審終結決定をした事件と云ふものはたつた一つもない、之を潜り途を拵へて何とでも出来る、潜門を拵へてあるから抜けられる、此百九十條の「二週間に之ヲ爲ス但シ事件繁雜ナルトキ其ノ他ノ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス」矢張今日の弊習を追ふに止ると思ひます、でありますから私共此判決の言渡の判決原本の送達が非常に今日遅れて居つて一寸した事件で、法律上の三つか四

つの争点がありますと、どうしても半年以上掛る、最近にも二三嚴談に及んだのがありますが、實にいけないのであります、寧ろ口頭辯論終結の日より一箇月内でも宜いと思ひます。法律の規定は一箇月内としても宜いから、此但書と云ふものは削除してしまつて、嚴重に守つて戴くやうにした方が宜いと思ふ、随分書類の交換等、争点の多い事件でも一箇月で十分である、二週間と潜り門を拵へて置くより、一箇月として斷然潜り途がないやうにして置くが宜い、簡単な事件は一箇月とした所が、三日か四日で責任を重んずる裁判長なら必ず解決する、同時に今平川君の仰しやるやうに書記が出来上つた判決を何時迄も手許に束ねて置いて、寫させぬ、私共の書生なども寫しに行つて判決を書いたのも幾らもある、それは實際やられて居りますが、それも潜ることが出来ないやうになる、それで百九十條を判決の言渡と云ふものが三週間とか二週間とか極つて居るが、之を「判決言渡ノ日之ヲ裁判所書記ニ交付シ書記ハ其日ヲ附記シ之ニ捺印スルヲ要ス」とし、さうして第九十三條を「書記ハ判決ノ交附ヲ受ケタル日ヨリ一週間内ニ之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス」と云ふ風にすれば、判事も書記も潜ることが出来ないと思ふことにならうと思ひます、是は一つ御一考を下さいます、小委員會で否やの御返事を願ひたい、それから百九十六條の二項であります、貴族院で「申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と爲さつたのでありますけれども、是は矢張當事者が擔保を供することを申立てた時には、必ず擔保を供せしめても供せしめなくても宜いが、假執行をやるこ

とを得べきことを宣言することにした方が宜いと思ひますが、御意見は如何ですか

○長島政府委員 此免れることを得べき場合であります、事柄に依りましては申立があれば、直に此執行を免れしめることにせなければならぬと云ふことに出来ないこともありはしないかと思ひますが、事實に依ては擔保を供することに依て損害を免れるやうな事が確實なものでありますならば宜いのであります、事柄に依りますと一概にさうも言へない場合があるやうに思はれますので、大體斯う云ふ風にして宜いぢやないかと思ひます

○磯部委員 前のも一つ意見だけ伺つて置きませう、今私の申しました事に付て政府は尙考へなければならぬが、今直に御反對の御意見かどうか

○長島政府委員 此分は是だけ直した事それ自身が、非常に裁判所として従来より責任の重くなることでもありますから、實は餘程事務全體の上に於て大變な影響があること、思ふのであります、それだけの修正でも吾々の方として、苦痛を感じたのであります、勿論是は吾々の責任問題でありますけれども、果して其人員とか總ての設備が十分に出来て居つて、人間のみが狡くて斯う云ふ結果になつて居るかどうかと云ふことは非常な疑問でありまして、色々經費や何かの點から致しましてどうしても吾々が思ふやうな設備とか人員の供給がまだ十分に出来て居らないのであります、それで唯人のみを責めると云ふことが果して適當であらうか、どんな途を設けても矢張出来なことは

出来ないのである、勿論それは幾分緊張して居らぬと云ふこともあるかも知れませぬが、さう云ふ點も随分あるのでありまして、是すらも大に引受けるのに困難を感じて居りますから、其點は實情の御諒察を只管御願したいと思ひます、併ながら又小委員會で能く御話を願ひまして、成べく出来ることならばさう致したいと思ひます

○禮部委員 此二百條に「外國裁判所ノ確定別決ハ左ノ條件ヲ具備スル場合ニ限り其ノ效力ヲ有ス」とある、是は確定判決の效力を有すと云ふ意味でありますか、執行力に付ては又別に據る所を御拵へになつたのでありますか、其點を伺ひたい

○長島政府委員 是は判決が效力を持つて居ると云ふことに規定致したのでありまして、執行の方法の問題は強制執行の方の、規定の方の第六編の方であります、其方へ譲つたのであります、時効の判決のやうなものに付きましては執行の問題が起りませぬので、斯う云ふ場合には矢張判決の效力に對して外國判決の規定を置いて置いた方が宜いであらうと云ふので、茲に今度設けることに致しました

○高木委員 長島政府委員に判決の事に付て伺ひたいのですが、即決判決を原則にすることに付て何か御協議がありましたかどうでありませうか、日本でも民事訴訟法實施の際に於て、例へば横濱の裁判所の如きは多數の事件は即決の判決をして、更に當事者の返事を聞いて、記憶の散逸しない

時に、嶄新な頭で直ぐに言渡をするのでありますから、非常に言渡に威力があるし、言渡の間違も少いのであります、是が二日経ち、三日経ち、一週間経ち、甚しきは先頃當席の委員長が個人として大審院長に交渉せられたやうな羽田代議士の選舉に關する問題の如きことが起ると云ふと、結局種々なる疑惑を起して、司法の威信に關するやうな事柄がありまして、其結果、一つの決議を齎して大審院長及司法大臣に交渉をして、漸くにして裁判があつたと云ふやうなことがあります、それは内部に於て如何なる運動があつたかないかと云ふことは聞きませぬが、兎に角外部に於て司法の威信に關する一つの決議があつたと云ふことは、甚だ遺憾な次第である、又先頃も藥屋と醫者との問題に付て所謂職業の範圍がどこで極まるかと云ふ、賣藥の範圍はどこ迄及ぼすことが出来るかと云ふ問題に付て、大審院長の許へ北里博士が運動に行つたと云ふやうな事實もある、私は甚だ面白く思はぬのであります、其當時は貴族院に於て中々北里君と言へは勢力家でありまして、司法部の司長の所へ兎に角運動に行つたなど、云ふことを聴くのであります、是は畢竟するに辯論の終結と判決の言渡とに間があるから、色々の世の中に誤解を懐かしむるやうなことが起る、我が民事訴訟法實施の際の如く、即決で裁判をする、當事者の辯論を聴いて、それから直ぐ合議室に這入る、合議で纏つたら、そこで直ぐ判決の主文に基いて之を朗讀して終結を計ると云ふことであれば、さう云ふ間違も起らず、當事者も亦迅速に事件が解決するので満足することであらうと思ふ、それであり

まするから、凡そ判決は、口頭辯論が終結したら直ぐ言渡をする、斯う云ふことを原則にして、萬一類難な事件で已むを得ない場合は、次の開廷日に言渡をする云ふやうな風にせられた方が宜いだらうと私は思ふのであります、それで今迄の訴訟法では、餘り準備の事に付てはやかましい事はなかつたが、今度は訴訟の準備の事に付て種々なる注意が拂つてあるのでありますから、隨て判決も早く出来る譯ぢやないかと思ふのであります、どうも海外先進國の裁判所へ行つて羨ましく思ふのは、直ぐ其所で裁判をしてしまふ、是はどうも一番羨ましく思ふ、事件を判決言渡だけを別の日にすると云ふことは殆ど少い、殊に佛蘭西の大審院の如きは、上告人が上告の趣意を述べ、被告人が之に答辯をする、係官は其當事者の居る所で直ぐ協議せられて、受命判事の報告を聴いて、其所で直に上告の理由が有るか無しか云ふことを直ぐ判決をする、如何にもどうも生々として其間に運動などの虞が無い、洵に公明正大な感を懐く、日本に於ても少くとも法律に關する問題だけは、さう云ふ方法を以てやるのが宜い、さうすると云ふと判事の技倆も分る、判事が如何なる學識經驗があるかと云ふことを、當事者の居る所で、公衆の傍聴をする所で協議をするから、運動をする余地も何も無い、直ぐそれから協議が終ると、元の席に直つて言渡をする、それから次の事件に掛る、ときはきと行きます、我國の陪審に付ては、陪審の判決をする者には歸宅を許さぬのであるが、裁判官だけは歸宅が出来る、中には前以て彼の事件の裁判には斯う云ふ裁判をすると云ふことが、時々

漏れることも聞きます、而して其結果は豫て漏れた所と同様な落着を見ると云ふやうなことを聞くことが吾々時々ある、甚だどうも面白くない、それ故に既に陪審に於て歸宅まで許さぬでやると云ふことであれば、専門家の裁判官が出来ぬことはない、出来ぬと云ふのは裁判官の爲すべきことを努めないからである、さう云ふ事件を口頭辯論が終結して、是非曲直の分らぬことはない、總ての事が法廷に現はれた其新しい頭で裁判をしないと、其裁判をする間に五十件も百件も事件をするのでありますから、甲の事件で聴いたこと、乙の事件で聴いたこと、往々間違へることがあり、甚しきに至つては、判決原本に事件に干與しない判事が署名をして居ることが屢々あり、大審院に於ても破毀になる、さう云ふやうな自分の關係しない事件の判決書に署名捺印をすると云うやうな間違が屢起ると云ふやうなことがあつて、餘りどうも無責任極つたことではないかと思ふのであります、それでありますから、其法廷で直ぐ裁判をすれば、そんな間違はないのでありますから、特別の事情の無い限りは、即決の言渡を以て原則とすると云ふことを何故なさらなかつたのでありませうか、是は近代の文明諸國が悉く行つて居る、日本のみどうもそれを行はぬと云ふことは、どう云ふ譯であるか、詰り頭を其事件だけに注ぎ、他の事件に干與することを許さないと云ふことは、間違を少なくなることであらうと思ひますが、それに付てはどう云ふ御協議があつたのでございませうか、伺つて置きたい

○本國政府委員 此民事訴訟法を編成するに付ての協議の徑路に付きましては、私は存じませぬから、他の政府委員から御答申上げることであらうと考へますが、只今高木君の御話になつた中に日本の裁判官が往々にして他の社會の勢力の爲に其公正を疑はれるやうな、言換へますれば運動が裁判所に行はれる疑があるかの如く御陳述になりましたが、吾々の考では、我國の裁判所の公正と云ふものは、非常に嚴正に行はれて居りまして、此間に何等社會上の力に依て左右されとは信じて居りませぬ、又嚴正に維持しなければならぬと云ふことは、申されるまでもないのであります、それで判決言渡を二週間内に言渡すやうにと云ふ貴族院の修正であります、現行は一週間内であつたのでありますが、是は辯護士諸君其他の方から、言渡をしても判決が何時まで經つても、甚しきは一年經つても出來ないと云ふ事弊を救ふ爲に、判事に重き……裁判所に重き責任を負せる譯であるが、二週間ならば、通常の裁判ならば原本は出來るであらう、出來たら直ぐ言渡すことになれば、送達も随て速に行はれると云ふ意見の下に、斯う云ふ風に修正され、而して政府も之に同意したのであります、高木君の仰せの如く、口頭辯論を聽いて直ぐ言渡すと云ふ點は、辯論を聽いた方には洵に其方が宜いかも分りませぬが、又一面さう致しますと、是が判決の正本なら正本の送達と云ふことに付て、從來非難を受けて居る弊を改めると云ふことには、又一層困難をするだらうと考へます、どちらが宜いかと云ふことは、各一長一短であつて、利害の伴ふ問題であります

原本を携へて而して言渡しをすると云ふ方が、却て正確にも行きまするし、而して結局事件の進行が早く結末をすると云ふ見地より、此修正にした次第であります、さう云ふことが評議に上つたかどうかと云ふ點に付きましては、他の政府委員から申上げるでありませうが、只今御引になつた羽田君の事件であるとか、其他の事件であるとか云ふやうなものが、意外に遅れたと云ふやうな事實もありませうが、それ等は正當な理由で遲滞したと云ふことを承つて居ります、私共は裁判の公正が現在に於ても行はれて居ると思ひます、此點に付ては此後も十分力を盡して、社會の疑惑を受けないことに致したいと考へて居ります

○高木委員 只今の問題であります、此問題は先頃黒住代議士から非常に適切なる御意見がありました、其中の一部であります、速記の利用です、我が司法部は速記の利用に付て如何なる準備を爲して居るか、斯う云ふ御尋がありました、それに對して司法大臣から御答辯がありました、如何にも黒住君の御質問は國民の要求であつて、時代が單り帝國議會ばかりではない、それよりは個人の財産權、其他直接に利害の影響のある訴訟事件に之を利用しなければならぬと云ふことは、當然なことであつて、是は司法部は特に此速記者の養成に付ては、相當な準備をせられなければならぬと云ふことに付て、黒住君から懇々政府に要求がございましたが、是は徹頭徹尾同感でありまして、現在の裁判所書記が、公判に出席する書記の俸給がどの位でありますか、之に速記の出來る者

に向つては割増をやる、現在出来ない者は二年間なり三年間なりの中に、或る時間を限つて必ず速記を勉強させる、丁度外務省へ行つて居る者で、大使館なり公使館なり領事館なりに居る者は、其居る所の場所の國語を知らぬ者はいかぬやうな工合で、必ず語學を研究しなければならぬと云ふやうなことを現在命じて居るやうな工合で、裁判所に於ても速記を利用すると云ふ以上は、現在の書記に向つて之を奨励して、或る年限を過ぎれば、速記の出来ない書記は使はぬと云ふことにする位に準備しなければならぬことは當然である、又他の方面からも相當の試験の方法に依つて速記者を利用する途を開くと云ふことは、勿論の事であらうと思ふ、それは一般の記録ばかりでない、今申上げた判決を言渡した場合に於ても、裁判長が公示して、丁度豫審判事が豫審調書の作製を公示する如くに、裁判長が例へば訴訟費用は原告の負擔である、其理由は是れ々と云ふ風に、別に立派に書いてなくても、意味さへ分れば宜いのであります、丁度外務省で言文一致體を使はれたことがあるのですが、判決などは分れば宜いから、評議の結果を速記を利用して表白する、後で速記者が「タイプライター」か何かで以て言渡書を造ると云ふことにすれば、直ぐ出来るのである、他の國などでは辯護士が辯論したものを、辯護が終ると忽ちにして其辯論の謄本を直ぐ呉れる位で、判決所ではない、如何にも羨ましいです、元來判決と云ふものは、評議が済んだ後始末である、勝負は是非黒白と云ふことが、第一肝要ですから、之に全力を注がなければならぬ、それから後の事は、速記

なり、「タイプライター」なりに任して置けば宜い、丁度議會に於て議員が陳述をして、其陳述の後には速記課で以て取計をする如きことで宜い、さうすれば迅速に事件が進行する、矢張舊式の事をやつて居つては、肝腎な事件の争點に向つて之を闡明すると云ふ方に全力を注がないで、判決文の後始末に付て全力を注ぐと云ふやうなことでは、判事も無駄の事に力を入れて、一番の要點に向つて全力を注ぐことが出来ないと云ふやうなことは、愚の極點であらうと思ふ、何とか是は改善しなければならぬ、固より黒住君の説は判決ばかりの事に付て仰つしやつたのではありませぬが、矢張判決書の作製にも速記の利用を及ぼすことが出来るのであります、さうすれば速記で言渡を書いてどん／＼手續が進行し、隨て執行に着手することが出来るのであらうと思ふが、是は關聯した問題でありますからして、長島政府委員から此點に付てどう云ふ御調査があつたか、又將來どう云ふ御準備を爲さる御考であるか、判決と速記の利用と云ふことを併せて伺つて置きたい

○長島政府委員 此案の起草者の間に評議と致しましては、速記を今全部高木委員の申された如き趣旨に於て採用しやうと云ふ考は無かつたのであります、無論速記のことは議論に上せましたのでありますから、それ等に付ては相當考へたのであります、最初の試みでありますから、又現在の速記の發達程度並に速記者の供給關係等から考へまして、大體現在の程度が宜からうと云ふことになつたのであります、次に判決と速記の關係に付きましては、是は餘程根本的問題でありまして、

結局原本の作製と云ふ、判決の原本と云ふもの、作製を如何にするが宜いか、詰り原本の作製に付て嚴格を欲すれば、必ず此言渡と云ふものが後れる、判決が後れる、さう云ふ方面に詰り努力を割かねばならぬと云ふことになるのであります、原本と云ふものを非常に簡單にする、若くは判決の原本と云ふものは無くて、唯口で喋つたものを速記に載せると云ふことに致しますれば、言渡其他は簡略になるのであります、必ず正確を期すると云ふことも困難でないかと思はれる、高木委員の言はれるやうに、外國では随分さう云ふ例があるやうであります、而して中々甘く行つて居るやうであります、日本の現在の状態に於きまして、直にそれを採用することが果して適當であるや否やと云ふことは、非常に考慮を要することでないかと云ふ風に考へて居るのであります

○熊谷委員 第八十九條と百九十條に關係しまして、此政府提出の原案の趣旨は「判決ノ言渡ハ裁判長主文ヲ朗讀シテ之ヲ爲ス」と云ふ、是は判決の全部の原本が出来ない前でも言渡するのであります、何か御趣意があつたのでありませうか、此點はどうであつたのでありませうか

○長島政府委員 其通りであります

○熊谷委員 貴族院の修正に依りまして、判決原本が出来ぬければ言渡が出来ない、斯う貴族院で修正された點に對しては、政府は御同意になつた譯でありますか

○長島政府委員 同意を致しました

○齋藤委員 そこで御聞きしたいのは、是迄の實際の状態を見ますと、此判決が非常に遅れる、原本が出来ないで主文の判決の言渡が出来ないとなると、是は非常なことになりはせぬかと思ひまするのは、實際事實に於て或判決の如きは、三箇月も四箇月も経つても原本が出来て居らぬと云ふことがあつた、又他面から見れば其弊を救ふが爲に、此條文が必要かも知れぬけれども、實際に於ては果して其通り二週間内に出来るものかどうか、貴族院の修正の通りにしても二週間、又非常な場合に於ては特別に延したことがありまして、原則が却て何時でも例外になる、例外が却て原則になることがあつたはしまいか、其點に付ては當局は御心配がないのでありませうかどうか

〔齋藤委員長席ヲ退キ磯部理事代リ着席〕

○長島政府委員 是は御尤な御懸念でありまして、一體其悉皆原本が出来て、文章までも立派に出奉てしまはなければ判決の言渡が出来ない、それまで判決の運命を當事者が知ることが出来ないこと云ふのは宜いのであるか、或は腹案が出来た以上は文章を練つたり何かするやうなことを俟たないで結果を聞いた方が宜いのであるかと云ふのは、是は非常な問題なのであります、高木委員の仰せられました通り、外國などでは成るだけ早く判決の結果を知らせると云ふやうなことになつて居りまして、何方が宜いのかと云ふことは、是は私人としては非常な問題だと思ふのであります、併ながら現在に於きまして動ともすると判決の原本の作製が遅れて居るものがあるのであります、是

も實際取調の結果に依りますと、大變に遅れて居るものは非常に僅な數でありまして、是はもう一件か二件しかないのですが、併し此一件か二件ありまして、是は宜くないことでもありますし又是が非常に目立つのであります、旁々致しまして詰り何方が宜いかと云ふ問題になるのであります、言葉の例は拙いかも知れませぬが、背水の陣を布きまして、原本が出来るまでは言渡さないことと云ふことで、一つ何處までも原本の作成を急いで成るたけやるやうにするが宜いか、或は事實不能を強ゆると云ふやうな結果になることを惧れて、主文の朗讀で判決を言渡すのが宜いかと云ふことは、是は非常なむづかしい問題だと思ひますが、併し大體此方が宜いのではないかと思ひまして政府の方では同意を致した譯であります、是が果して十分に勵行が出来るかどうかと云ふことは、前にも一寸私から諒解を得て置きましたやうに、それには色々な事情があることでありますから、どうぞ御諒察を願ひたいと考へて居るのであります

○熊谷委員 さうしますると此判決言渡に付きましては、是迄政府が適當と認めて委員會の決定せられた所の主義と云ふものを變更せられまして、貴族院の委員會の主義に従つたとさう見て宜しうございますね

○長島政府委員 其通りであります

○黒住委員 屢諸君から質問もあり、政府の答辯もあつたことではありますが、今一應關席判決を廢

して其代りに百三十八條を置かれた點に付て、伺つて置きたいと思ひます、之に對しては殆ど私が聞く範圍に於ては、總て關席判決を廢したと云ふのが悪いと云ふのですが、長島政府委員から此關席判決を廢した代りに此百三十八條を拵へた、此關係を比較して、利害得失を總て何人にも理解の行くやうに明晰にして、且つ詳細な御説明を願ひたいと思ひます

○長島政府委員 どうも是は中々數學的問題でありませぬで、結局やつて見てどうなるかと云ふ見込の話であるので、甚だ私としても明快にして皆様方に十分御了解を得るやうな説明が出来かると云ふかと云ふことを、自らも危んで居る次第であります、結局其問題は此關席判決の中で故障の申立のある分と申立のない分とに分けて見るのが宜いと思ふのであります、是は皆様方も御承知の通りに、實際此訴訟の衝に當つて居る者から見ますと云ふと、關席判決と云ふものには非常に故障が多くて、或意味に於て關席判決と云ふものは事件引延しの策に用ひられて居ると云ふことを吾々は非常に直感する者であります、表に現れました所には故障の申立のない判決が割合に多いのであります、併ながら是は或は皆様と吾々の感じが違ひますか知れませぬが、少くとも吾々の方の感じと致しましては、吾々の頭の感じと云ふものは關席判決には非常に故障が多いと云ふ感を持つて居るのであります、而して故障と云ふものに依て關席判決と云ふものは寧ろ訴訟を遅延せしむるの具になつて居るものだと云ふ風に、吾々の頭に直感するものであります、表に於きまして

は故障の申立のない闕席判決が相當に多いのであります、此直感と、それから表に現れた數と云ふのはどうして違ふかと云ふことを考へて見ますと云ふと、故障の申立のない事件は、多くは極く簡單なものであります、事案の筋が實に簡單であります、當事者間に於て法律上、事實上に於て殆ど争のない問題であります、唯金が無いとか、或は兎に角訴訟の成るまで引張つてやる、闕席判決があつた以上は放つて置くと、もうそれ以上に故障の申立までをするものでないと云ふものばかりであります、事案自體から申しましても、又法律並に事實の點から見ても、極く簡單なもののみであります、そこで吾々の頭には此闕席判決には故障がなくてもあつても……大して是が事務の上にならぬと云ふことを感じないやうなものに於て故障がないのであります、其結果と云ふものが吾々の頭には常に直感には闕席判決と云ふものに非常に故障が多い、さうして闕席判決は徒に事件を延ばす爲に用ひられて居るのであると云ふことを常に直感して居る斯う云ふ結果になるのであります、そこで闕席判決の故障のないと云ふことは、表の上には相當に多いのでありますけれども、是等の事件は殆ど簡單なものであります、數は多くても其量に於きましては……其質に於きましては甚だ……甚だと申しては語弊があるかも知れませぬが、さう多くないと見ねばならないのであります而して尙ほ表の上に於きまして故障の數が割合に少いと云ふのは、是は私は一寸調査致して居りませぬが、今聽きますと表の様式の關係からして、表に幾らか數字の錯誤があると云ふことも多少あるやうであります、統計の様式が悪いと申しますか他の様式の統計が出来て居りますが爲に、表に現れたる故障のないと云ふ數が稍正確を缺いて居るやうな次第であります、隨て直感が或は正しいものであるか知れないのであります、今迄は表を正しいものとして申上げたのであります、そこで故障のない部分に於て申上げますれば、極めて簡單でありますから、有無に於ては闕席判決を廢止致してもそれ程の實績は擧らぬ、勿論印刷に刷りましたやうに……今迄の闕席判決にありませぬやうに、印刷で刷つたものに書くやうなことは出来ないかも知れませぬが、極めて簡單に行くものと信じて居ります、而して吾々の直感に依りまして甚だ難儀だと考へます所の、所謂故障の申立があります分に於ては、是は闕席判決を廢止致しまして、百三十八條等の規定に依て判決をする徒に故障に依て事案と云ふものを延ばさせると云ふことをしないで、相當の所で結末を着けると云ふ風にされた方が、事案の進捗上良くはないか、斯う云ふ風に考へます、どうも何と申して宜いのですか、斯う云ふ事柄は双方に矢張一長一短のある議論でありまして、數字上の議論のやうにはつきり明確に致すことは出来ないでありますが、大體吾々は實行上に於てはさう差支ないぢやないかと云ふ風に考へて居る次第であります

○黒住委員 只今の政府委員の御説明を伺ふと、裁判所の方から見て闕席者は徒に引延すのである、此直感が主として闕席判決廢止の理由の一つのやうに考へられます、一面から左様な感じを持たれ

ると云ふことも必しも無理からぬことと考へますが、立法に際して同時に人の羞恥心と云ふものにも思ふ必要があらうと思ふ、争のない、争ふ事の出来ぬ、之を辯護士を頼んだり又自ら法廷に出て屁理窟を述べることは忍びぬことでありますから、契約を履行したのであるけれども、餘儀なき事情の爲に履行が爲し能はぬ爲に怠つて居ると云つたやうになる、斯様なことは即ち出て行かぬことでも、悪意でも何でもない、是は眞に人の美點であります、争事を欲せぬで此裁判に服すると云ふのも一面にはあると私は考へます、それから見地を異にして、懈怠と云ふものに對する責任追究の頭から見ても宜いと思ひます、先程御話を伺ふと唯半面から故障をするのを見ると引張る、徒に遅延させると云ふ一つの感がある、直感と仰しやる、此直感は所謂裁判所から見たら主觀的に言へば偏見だらうと考へますが、私が只今申し上げました風にも御考慮になつたのでありますか、重ねて伺ひます

○長島政府委員 或は私の言葉の言現し方が悪かつたか知れませぬが、當事者の動機が訴訟を引つ張る積りで常にやつて居ると云ふ意味で申上げたのではありませぬ、或はさう云ふ風に解されるやうに言葉が悪かつたかも知れませぬが、結果に於ては結局關席判決と云ふことは、懈怠者の制裁と云ふことにはならないで、唯寧ろ徒に訴訟を遅延させることになりはしないか、故障を申立れば判決前の程度に復してしまふのであるから、結局訴訟を延すと云ふ結果になるのである、それは其引延しの

用に供することもありませんし、又供しない場合もありますが、結局遅れると云ふ結果になるのではないかと云ふ風に申上げた次第であります、尙ほ此訴訟になりましたときに出て来るのは工合が悪いと云ふ羞恥心から、出て来ないと云ふこともありますが、恐らくは是等の事に付きましたは、故障の申立を致さぬことになりました、本案等に於ても簡単に片付くのではないか、さう云ふ事案が多いやうに考へるのであります、尙ほ私の言葉のことでもあります、直感と申上げたのは引延すと云ふことを直感すると云ふ意味でありませぬ、故障が非常に多いやうに感ぜられるのは、それは故障は少ないが表の上では多いやうになつて居るのが、實際は故障が少ないやうに感ぜられる、それは直感である、表と違つた直感がある、それは大した面倒のないやうな軽い事件に付て故障がなくして、むづかしい事件に故障が多いと云ふやうな風に吾々の頭に映すると云ふ意味を申上げたのであります

○黒住委員 私は此辯護士會の調べた統計に依て見たんであります、關席判決に對して故障を申立てたる事件の數と、又關席判決が確定したる事實の割合は、故障を申立つた方が五千五百件で、關席判決が確定したのは四千五百件、非常に關席判決の確定の數が多くなつて居るやうに考へます、先程の御答辯の中には統計の様式に錯誤があると云ふ御話であります、數字を見て直に此儘解釋することは許さない、斯う云ふやうな意味の御答辯がありました、此様式が何處が違つて居りますか、實際はどうなりますか、之を一つ伺ひます

○長島政府委員 様式のごときは後刻申上げますが、一寸委しいことは今申上げ兼ねるのであります、それから其他の點は何でございましたか、様式のごときでありますか

○黒住委員 辯護士會の引用して居る所の統計に依たんであります、故障を申立てたものが五千五百件、闕席判決の確定したのが四千五百件、斯う云ふ割合になつて居ります、非常に此闕席判決の確定の数の割合が多い、訴訟を遅延せしめることを慮つて、闕席判決を廢せられた趣旨を裏切つて居るやうな數字が現れて居る、然るに政府委員は先程此様式に錯誤がある、此儘受入れられぬと云ふ御答辯がありましたから伺ひました

○長島政府委員 様式にも多少疑はありますが、是は後に申上げることゝ致して、假に其統計を是認しても、曩に申上げた理由で闕席判決をしても差支ないと云ふことを申上げた積りであります

○熊谷委員 第九十二條であります、貴族院の修正に依て見ると「判決ハ言渡後遅滞ナク」と云ふことになつて居りますが、是はどう云ふ意味でありますか、言渡が済んでしまつたものならば其原本はもう用がないのであるから、直に裁判所書記に交付すと云ふ風に訂正さるべきであるが、其「遅滞ナク」と變へられたのは、どう云ふ意味がありますか、其點に付て政府委員の所見を承りたい

○長島政府委員 遅滞なくと云ふことも直にと云ふことも大した違ひはない積であります

○熊谷委員 第九十四條であります、此但書を貴族院では削除せられて、政府も之に御同意な

さつたのはどう云ふ譯でございますか、それを承りたい

○長島政府委員 元の案の趣旨は、判決の主文又は理由に影響を及ぼすやうな場合でなければ更正決定などほしないと云ふことであつたのであります、所が主文又は理由に影響を及ぼさぬやうなものでも、相當重大なものであるならば、或は執行の際などに疑義を生ずると困るから、更正決定をさせたら宜からうと云ふことが辯護士會から出て居りました

〔磯部委員長代理委員長席ヲ退キ齋藤委員長復席〕

其點は相當大問題であるので、十分考へましてそれに同意致した譯であります

○熊谷委員 成程辯護士會に於てはあの問題はさうであつても、此判決の主文若くは理由に影響を及ぼさないものを之を更正してどう云ふ利益がありますか、一寸それは考へられませんが、其點に付て伺ひたい

○長島政府委員 御承知の通り主文と理由との關係であります、結局主文は理由と相俟て内容が決まるのであります、所が斯う直すと、是が主文に影響するのであるか理由に影響するのであるかと云ふことは、非常に分り易いやうな事で、實際は中々分り悪いことでもありますから、さう云ふ分り悪い事に依て更正決定を拒まれては困ると云ふやうな疑義に付ても問題であらうと思ふのであります、當事者から見ればさうで不必要なことを、判決の決の字は「す」とか「ま」とか、或は天爾遠波

が多かつた少かつたとか云ふ詰らないことならば更正決定は求めて來ないであらう、それならば寧ろ但書は削つて更正決定の申出があつたら直すと云ふことに……殊に是は裁判所の方の間違ひでありますから、多少面倒でも直した方が宜いのではないか、斯う云ふ風に考へて修正に同意致した次第であります

○熊谷委員 政府委員の御見込に依りますと、總て誤謬があつた時には直す御意見であると承つて居りますが、如何でありますか

○長島政府委員 職權の場合に寧ろ判決の主文又は理由に影響がなければ直しませぬであります、併し申出がありますれば常に直すと云ふことになるのであります

○磯部委員 二百四條の「決定及命令ハ相當ト認ムル」の「相當ト認ムル」と云ふのは何か具體的に決めた方が宜くはないでせうか、或は言渡とか、送達とか、是は何處かにありましたか、其方が分り易くて後で疑義を残さなくて宜いやうに思ひますが、當局は如何に御考になりますか

○長島政府委員 送達若くは言渡に依りませぬでも、書留郵便などでやるのも場合に依ては宜いと思ふのであります、そこで相當と認むる方法と云ふのはどんなことをやるのであるか、洵に不安心であると云ふのが大體辯護士會の御意見の趣旨と考へたのであります、そこで段々と貴族院でも審議がありました、御承知の通り第二項を加へまして、告知の方法、場所及年月日等を裁判所書記

は裁判の原本に記載せしめて、其方法を確實にすると云ふことにしたならばそれで宜いぢやないかと云ふので、貴族院の修正に同意を致したのでございます

○齋藤委員長 御質問はございませぬか、それでは第五節訴訟手續の中断及中止、之に就て御質問を願ひます

○磯部委員 二百十六條の「訴訟手續ノ受繼ハ相手方ニ於テモ亦之ヲ爲スコトヲ得」はどうしても申立つる事の方が宜いと思ふ、幾ら手續の受繼と言つても相手方が出来る譯はないのですから、申立てるより外はないのですが……

○長島政府委員 受繼と云ふ言葉をどう云ふ風に書きますか、用語のことです、それから何れ小委員会で考へたいと思ひますが、受繼を相手方がすると云ふことは確か破産法にもあるのです、併しそれは又小委員会で能く御相談願ふことに致します

○齋藤委員長 どうですが、御質問がなければ次に移りませうか……第二編、第一審の訴訟手續、第一章、地方裁判所の訴訟手續、第一節、訴、之に就て御質問を願ひます

○平川委員 第二百三十二條の請求の原因を變更することが出来る場合は、無論管轄に變更を來さない場合と思ひますが、それはさうでございませうか、塊地利の民事訴訟法の第二百三十五條には管轄に變更を來さざる場合と云ふやうな規定がありますが、管轄に變更を來す場合は、是は請求の

原因を変更することが出来ぬと思ひますが……

○長島政府委員 是は固よりさうでございしますが、併し相手方に於て黙つて居つて管轄が變つてしまへば出来ませぬが、さうでない限りは宜いと思ひます

○熊谷委員 二百三十八條の六月と云ふのが、貴族院の修正では三月になつて居ります、是は矢張原案の方が宜いのではないかと思ひますが、如何でありませうか……

○長島政府委員 是は他にもあることとございしますが、期間の問題になるとどうも目分量の問題でありまして、一體何方が宜いのか分りませぬが、大體に於て三月位にして更に指定の申立をして宜からうと思ひます

○總委員 二百三十九條に反訴の規定がありますが、現行法に依ると確か反訴に對する反訴と云ふことは許さないと云ふ規定があつたと思ひますが、之にはさう云ふ制限をしなくても宜いと云ふ政府の方では御考でありますか……

○長島政府委員 反訴に對しては反訴を許さないと云ふ趣旨であります、文字として果してさう云ふ……

○總委員 案だけでそれが見えますか……

○長島政府委員 二百三十九條の終の方に「本訴ノ目的タル請求又ハ防禦ノ方法ト牽連ナルトキニ

限ル」とありまして、先づ是で本訴牽連關係と云ふことを頭に置いて居るので、大體此邊から分るのではないかと云ふやうに考へて居りますが、尙ほ此點に付きましては何方の趣旨でありましたか一寸考へた上で小委員會に於て御答致したいと思ひます

「進行」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 第二節辯論の準備、之に付て御質問を願ひます

○總委員 二百四十三條に「相手方カ準備ヲ爲スニ必要ナル期間」とありますが、必要なる、相當なる、相應なると云ふことが何時でも議論になります、主觀的か客觀的か、裁判所が見て必要であるか、當事者が見て必要であるか、誰が決めるのであるか、此條文だけではどう云ふ風に解釋して宜しうございませうか……

○長島政府委員 結局是は争になりますれば裁判所に於ける認定の問題になるのであらうと思ひますが、御承知の如く準備書面に記載せざる事項と云ふものは相手方が出頭して居らなければ陳述することが出来ないであります、其場合に於て必要なる期間が争になりますれば、裁判所が結局判断することになると思ひます、期間を法律に規定すると云ふことも困難であるので斯様に致したのであります

○「進行」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 次に第三節證據、第一款總則、之に就て御質問を願ひます

○磯部委員 二百五十九條の「當事者ノ申出テタル證據ニシテ裁判所ニ於テ不必要ト認ムルモノハ之ヲ取調フルコトヲ要セス」、是は現行法にも確かなかつたと思ひますが、どう云ふ譯で斯う云ふ規定を御置きになる必要がありますか、當事者の申出でたる證據は裁判所は取調べるものは取調べし、不必要と思つたものは調べるやうな顔をして居つても調べぬでも宜いと云ふやうなことにもなおりますので、取調べぬでも宜いと裁判所が判断した證據調は、それは取調べないと云ふことを言渡した方が宜いやうに思ひますが、結局取調べるのであらうか、取調べぬのであらうかと云ふことを當事者をして迷はして置くと云ふことは如何であらうかと思ひますが、此規定は大變時代に副はぬやうな氣がするのでありますが、何か特別に御考がございますか

○長島政府委員 現行法には證據調の限度は規定がありませんが、裁判所が定めるとか何とか致しまして、之に就ても實は御承知の通り現在に於ても解釋が二途に出て居りまして、限度は裁判所が定めるだけで、調べないものに付て却下の規定はして居らないので、其儘聞流しても構はぬと云ふ解釋もあるのであります、是は御承知の通りであります、それから實際の扱としては其證據は保留して置く、今調べるか調べないかと云ふことが決らないで保留して置くと云ふやうなことを實際に於てはやつて居るのであります、其時に直ぐ調べないと調べると云ふことを決められないや

うな場合もありまして、保留するやうなことを現行法の下に於てもやつて居るのであります、實際と致しましては恐らく此證據調の申立がありました時に調べるとか調べぬとか云ふことを言ふであらうませうが、是が嚴格なる裁判と云ふことに依らぬでも宜いのではないかと、唯簡單に聞いて居れば宜いではないか、それが寧ろ訴訟手續の簡易と云ふやうな方から宜いのではないかと斯様に致したのであります、現行法の解釋と致しましても、斯う云ふことに或はなるのではないかと、是は非常に疑のあることであります、さう云ふ風に……

○磯部委員 私は現行法中の規定の解釋はどうか存じませぬが、日本全國の裁判所が採用する、若くは却下の決定して居ないと思ひます、實際に於ては現行法の規定並實際に於てすらも裁判所が保留して置いた必要な證人を、煩瑣の時期に於ては忘れてしまふことがある、そうして當事者からあの留保した證人はどうしたのであるか、あゝあれはまだ決定しない、其中に決定すると云ふことが屢ある、それを本條の規定に必要なしと認めるものは、之を取調べることを要せずと云ふ逃路を認め置くと、必要な證人で保留して置いて忘れてしまつて、當事者から聞かれてあれは取調べぬ積りであつたと云ふやうなことを云つて當面の責任を回避しようと思ふやうなことが何時も出て來ると思ひます、是は裁判所が認めて不必要なりとするものは確信があれば決定して言渡をして、是は調べませぬ、是は調べます、是は保留しますと云ふことを明に言つて置けば、決審の間際になつて

あれは留保してあるのではないかと云ふて裁判所を責めることがある、忘れてそれつ切りになつて當事者の方で責めた場合には法律の規定に依て取調べる積りであつても、大變時期が遅れて是は工合が悪いと思ふと、いや初から取調べの積りであつたと云ふて逃げられる虞があると思ひますが、どうも此規定は弊害があるやうに思ひます

○長島政府委員 どうも決定をすること、致しましても、忘れる場合であると忘れてしまふだらうと思ひますが、結局當事者の方から……忘れると云ふことは不都合なことではありますが、萬一忘れたやうな場合には御催促下されば、決審を致さんと致しましても必ず取調べることに思ひます、要は一々斯う云ふ彈効的のことに付きまして裁判と云ふやうなものをすることを成べくしないやうにして、單純に訴狀に依て進んで行きたいと云ふ趣旨であります

○平川委員 二百六十五條の規定でございますが、裁判外に於て證據調をする場合に、部員に命じ若くは他の區裁判所に囑託する場合に、現行法の二百八十條の規定がない、即ち受命判事、受託判事が證據調の期日を定める、其期日場所等を當事者に通知する、此二百八十條の規定がない爲に、此改正法案に依ては受命判事、若くは受託判事が當事者に其期日を通知しないことになります、是は甚だ不都合のやうに思ひます、それから今一つは現行法の二百八十三條の規定もないやうに思ふのであります、即ち受命判事、受託判事の面前で證據調の際争を生じた場合、其争は誰が之を裁判

するのであるか、其場合に於て現行法に於ては是は受託判事、受命判事が裁判する権限がない場合に於ては受訴裁判所が之をやること云ふ規定が改正法案にない、斯う云ふ場合にどうなりますか

○森田政府委員 此二百六十五條の受命判事、受託判事が證據調をする時は、矢張當事者を呼出すことになる趣旨であります、それは百五十二條の「受命判事又ハ受託判事ノ審問ノ期日ハ其ノ判事之ヲ定ム」百五十四條の「期日ニ於ケル呼出ハ呼出狀ヲ送達シテ之ヲ爲ス」是で通知をするやうに考へます、それから……

○長島政府委員 只今の條文は確か之に相當する條文があつたと思ひますが、今はつきり見付かりませぬが、若し間違ひましたら後で訂正致しますが、是は證據調を續行することが出来ないやうな争が起りました時には、受命判事、受託判事は兎に角裁判をするのであります、而して若しそれに不服がありますれば受訴裁判所に異議の申立が出来る、即ち本案の四百十二條の規定が適用されることになること云ふ風に考へて居ります

○平川委員 さうすると現行法の二百八十三條の規定は必要がないと云ふことになるのでありますか

○長島政府委員 結局さう云ふことになるのであります、はつきり代るのではありませんが、先づ此規定を廢めた結果四百十二條で補ひが出来るのであります

○平川委員 今一つ伺ひたい、二百六十二條の法人に囑託することを得、是は前にも問題になつたのでありますが、此法人は無論一般の法人を指すのでありますから、合名會社でも合資會社でも、無論是を包含すると思ひますが、さうすると一個人とどう云ふ點が違ふのでございますか

○長島政府委員 是は此前にも申し上げたことでありまして、詰り一個人でも非常に設備等の大きな所謂試験所であるとか、工場、其他のものを持つて居る者もあります、法人でも如何はしいものもあります、先づ大體に於て法人の方は資力も大である、設備も完全である、人も澤山使つて居ると云ふやうなものであるから、斯う云ふものに調査の囑託をすると云ふことが實際に於て私人に囑託するより當を得たる場合が多いだらう、前にも申しましたやうに官立大學に囑託が出来て、私立大學に囑託が出来ないと云ふのはおかしいでないかと云ふやうなこともありましたので、斯う云ふことに致したのであります

○平川委員 先程の政府委員の御答辯のやうな趣意ならば、特に法人に限る必要はないと思ふ、其點を伺ひたい

○長島政府委員 大體法人に限りましたのは今申しました通り、設備等の關係であります、元來本案が出来ましたのは其起りが大學か何かに物の調査を頼むやうな時に、或一人の人間を呼出して鑑定をさせるとか、何とか云ふのは穩當でないか、大學全體の設備を使ふのである、今迄大

學に於て各種の人が調査した結果を利用すると云ふ場合が多いのでないか、さうすると個人と云ふものを鑑定人として選ぶのでなくして、其設備に依て得た結果を求めると云ふことになる、寧ろ法人、其他の團體、若くは國家の機關と云ふやうなものに對する時に、當該の特殊の人、役人であるとか、其係員等に鑑定を求めるとは、寧ろ其設備全體を應用した結果を求めの方が穩當でないか、それが實際的でないかと云ふことから、斯う云ふ規定が設けられたのでありまして、隨て此場合一私人を入れると云ふやうなことは實は立案の趣旨から申しまして考へて居らなかつたのであります

○平川委員 然らば政府委員の言はれる通りのことを明にする必要があると思ひますが、どうですか

○横山委員 關聯して一寸申し上げますが、凡そ法文の解釋は立法者の意思を尊重するのでありますけれども、先づ文理的に解釋をして疑のある時には、色々の材料を齎し來つて解釋を致しますけれども、單に法人と書いてあつて、法人と云ふものが日本の法制の上には自ら一定の意義を成して居つて、其間には一の營利會社である法人も亦之を含むと云ふ事は、當然の歸結であるのであります、若し果して今政府委員の御説明の如くであるならば、先以て文字の上に其趣旨を御現はしになると云ふことが適當ではありませぬか、法文の解釋は先づ文字の文理を傳うて、さうして精神解釋に入るのでありますから、今仰しやるが如き趣意であつたならば、必ずや其間に非常なる疑を持ち來す

ことになると思ひます、それだけの御用意はあつて然るべきものと思ひますが、如何ですか、
 ○長島政府委員 私の説明が少し足りなかつたかも知れませぬが、私はどう云ふ譯で一人を此處に入れなかつたと云ふ理由を説明致しますが爲に、此案を作るに至りました経過を述べた次第でありまして、此法人の中には無論營利法人等でありまして入るのであります、唯裁判所がこんな法人ならば調査を囑託するのはまづい、信用が置けないと思へば、自由裁量を以て調査を囑託しない斯う云ふことになるのであります

○審判委員長 第二款證人訊問に付て御質問を願ひます

○磯部委員 二百八十六條「宣誓ハ起立シテ嚴肅ニ之ヲ行フコトヲ要ス」とありますが、是は要らぬのではないかと思ひます、現行法にもございませぬし、こんな事は司法大臣から裁判所へ言うて宣誓は斯う云ふ方法でやれと云ふことを仰しやれば、一々御行儀を良くして手を膝の上に必ず載せて置かなければならぬと云ふやうな事を、民事訴訟法に規定しなくても宜さうに思ひます、是は寧ろ法律としての體裁を損ふ規定であると思ひます、現行法に無くても現在それでやつて居るのである、之は要るまいと思ひます、大した事ではありませぬけれども、無くて宜いものは成だけ法文は條数が少いのを尙ぶのでありますから、こんなものは御捨てになつた方が宜いやうに思ひますが、如何ですか

○長島政府委員 是は民事訴訟法では、御承知のやうに確か裁判長が起立して宣誓書を朗讀するか云ふことがあつたと思ひます、それは矢張民事訴訟法に大分嚴格な規定を設けまして、成だけ宣誓と云ふものを従來のやうに宜い加減な事をしないで、嚴肅にやらうぢやないかと云ふことから、刑訴の規定が設けられたやうに承つて居るのであります、勿論式だけ嚴肅に致しましたも、其宣誓者に良心がなければ、是は已むを得ない事ではありますが、先づ出来る、式の事だけでも、嚴格にしたらどうかと云ふのが、刑訴の趣旨であつたのであります、所が實際に於きましては、裁判長だけが立つて、傍聽人などは皆坐つて居ると云ふのは、どうも可笑しいぢやないか、どうせ書くならば宣誓は起立して嚴肅に行ふと云ふ風に書いた方が宜からう、式だけ立派に致した所で、駄目だと云へば駄目でありませんが、法律の關する所は式の形式を規定するより外ないのであります、成べく宣誓の神聖を確保すると云ふ積りで、斯う云ふ規定を設けた次第であります

○平川委員 私も此問題に付きましたは、磯部君と同じ意見であります、刑訴には私はさう云ふ條文は無いやうに思つて居りますが、近頃斯う云ふ事を内規かどうか知りませぬが、各裁判所で二三年前から民事並に刑事に於てやつて居る併し初の間は嚴肅に起立してやつて居りましたが、近頃は殆どどの裁判所でも、起立してやつて居るやうな裁判所は私は無いやうに思ふ、斯う云ふ形式的のもの置くより、もう少し宣誓をして、さうして偽證をする場合の制裁を嚴重にやられた方が宜か

らうと思ふ、現在に於きましては、随分吾々の経験に依ると、證人が偽證をする場合は澤山あるやうに思ふ、所が刑事に於ては直ぐ検事が捕まへて、偽證罪と云ふやうな事で威かすとか、或は偽證罪で起訴する場合がありますが、民事に於ては殆ど是は告訴致しましても、偽證罪の成立する場合は少い、況や裁判長が偽證と云ふ事を知りつゝ、裁判長自ら告發の形式を執つたと云ふことは曾て聞かない、吾々は斯う云ふ空文形式のものを置くより、寧ろ偽證の制裁を嚴重にやられた方が、餘程効果があるやうに思ふ、刑訴に於ては私は斯う云ふ条文があると云ふことを發見しないのであります、兎に角民訴に於きましては、斯う云ふ条文を削られた方が宜からと思ひます

○長島政府委員 御尤な御質問であります、併ながら偽證の制裁と云ふやうな事を嚴格に行ふのは、無論必要であります、他方に於て式を嚴肅にして、或たけ偽證の制裁の無いやうにすると云ふ事も、亦一策ではないかと思ふのであります、勿論是は式だけやつても何にもならぬ事であり、すが、まあ規定と致しましては、式の事だけでもせめて規定して置いて、嚴肅な神聖なものだぞと云ふ事を皆に知らせて置く方が宜いと云ふだけであります、刑事訴訟法には裁判長が起立して宣誓書を朗讀すると云ふことになつて居りますが、此時に確か私の間接に承つた所に依りますと、傍聽人も全部立たせると云ふ事を書かうぢやないかと云ふ説もあつたさうですが、裁判長が起立すると云へば、傍聽人を立たせることは自然分るぢやないかと云ふことから、斯う云ふことになつたと云

ふ風に承つて居ります、本案に於きましてはそれを漠然と起立して嚴肅に行ふと云へば、傍聽人も暗に入ると云ふことになりはしないかと云ふ風に考へて致したのであります、起立が勵行致されて居るかどうかと云ふことを、全國の裁判所に付ては能く調べて居りませぬが、或は實際平川委員の自撃された所でありますから、間違はないと思ひますが、大體に於ては是は行はれて居るやうに私は考へて居ります

○岡本委員 私等の扱つて居ります名古屋では、多く行はれて居りますけれども、當初は其目的のやうに嚴肅であつたやうですが、習ひ性となつてしまつたものか、無意識に唯起立するだけであつて、却て之が爲に大勢の傍聽人を立たしめてごた／＼混雜するだけです、嚴肅と云ふ事はあべこべに反對になつてしまひはしないかと云ふ近頃は感想を持つて居ります(其通り)だから私も今の實際に於ては却て傍聽人は廷丁をして嚴肅にせしめて置けば、其方が効果がある、傍聽人が大勢來て居る時には却て混雜する、刑事の方は……民事はさうひどくありませんが、何の爲に起立するやら殆ど無意識に唯傍聽人などはやつて居るやうな様子でありますから、實際から見ますと、私等もどうかと云へば無い方が宜いかと思つて居ります、唯實際に感じた所を申し上げます

○總委員 是は此前にも一寸尋ねたことでもあります、もう一遍詳細に伺つて置きたいのは、二百八十條證人の證言拒絶權の範圍であります、本條に依りますと、刑事上の訴追又は處罰を招く虞あ

る事項に關する時のみ拒絶が出来ることになつて居ります。及び是等の者の恥辱に歸すべき事項に關するときに限つて證言拒絶が出来ることになつて居りますが、刑事訴訟法を見ましても、何等制限はしてないやうであります。是は寧ろ斯く制限する事が妥當でない、是等の者の利害に關する場合にも、矢張證言拒絶をさせると云ふ事が、寧ろ日本の醇風美俗に適うて居る所以である、何となれば則ち父は子の爲に之を隠し子は父の爲に之を隠すと云ふことが父子の道である。それをも尙ほ忍んで之を供述させることを強要することは、寧ろ淳風美俗に叶ふて居らぬやうである。若しも淳風美俗と云ふ方面から調査をして居りまする法制審議會に懸けられたならば、蓋し斯う云ふことに出たのではなからうか、私は斯う云ふやうな感じを持つて居ります。之を強いて利害關係がある利害に關する事項に至るまで供述を強要せしめなければならぬ必要、又之を除かなければならぬ必要は、何處にあるかと云ふことを詳細に御説明を承りたいと思ひます。

○長島政府委員 此案は御承知の通りに、案全體を通じまして眞實の發見と云ふことに非常に努めたのであります。何故訴訟の場合に於ける第三者の證書提出の義務と云ふことを廣く認めるか、或は檢證の場合に於ける檢證の範圍と云ふものを廣く認めるかと云ふと、詰り裁判の公正と云ふことは、是は公益の問題で、單り私益の問題でないのである、非常に是は重大なる問題であると云ふやうな見地から致しまして、證言の義務其他訴訟提出の義務等に關聯致しまして、一般の國民が民事

訴訟の嚴正に行はれると云ふことに付ては、非常に強い義務を負担して居るのである、此事は彼の納税等の義務、……少し脱線して居るかも知れませぬが、納税義務と決して異なるものでないのだと云ふ大きな見地から出たのであります。そこで然らばどの程度まで義務と云ふものを認めるのである、人情に反してまで認めるかと云ふことは勿論問題であります、どの程度まで人情を加味して義務を認めるかと云ふことは、程度の問題であります、そこで二百八十條に於て、此親族等の利害に關する事項に付ては、成程證言を拒むことは出来ないやうになつて居る、併ながら二百九十一條に於きまして、此二百八十條に掲ぐるものに付て、著しき利害關係があるやうな場合には、宣誓を拒むことが出来るやうになつて居ります、そこで證言は拒めないけれども、宣誓は拒めると云ふ結果に相成るのであります、此法案の希望致しまする所は、或は宣誓をさせなければ嘘を言ふかも知れない、併ながら兎に角喋べらせて見やうではないか、喋らして見たならば、其間に眞相を得ると云ふこともありはしないかと云ふ所から出て來たのであります、而して著しく利害關係があるやうな場合に喋らせることは、慘酷ではないかと云ふ疑は御尤であります、是は或は見方と云ふことにならるかも知れませぬが、或る見方に依りますと云ふと、拒むと云ふことは却ていけないのであります。此事件に付ては、大變どうも親族に利害關係があるから、私は拒みますと言ふと寧ろそれが反對の推定を受けるやうなことになつて、拒むと云ふことが寧ろ自白のやうな形になるのであります、勿

論證據に取ることは出来ませぬが、裁判官並に傍聴人に、頭からあれを拒むやうでは、愈いけな
と云ふやうに見るのであります、それより寧ろ喋つて胡麻化して置く方が、却て裁判官や傍聴人
の心證が宜くはないか、然らば嘘を言つては何にもならぬ、胡麻化して喋つたつて何にもならぬ
ではないかと云ふことになりませんが、其間に真相の閃きを得ると云ふことになるので、宣誓をさせ
ないで聴くと云ふことにすれば、大して惨酷にはなりはしないではないかと云ふやうな考から大體
出来た次第であります

○熊谷委員 二百七十四條ですが、辯護士會の方から出て居つたから、御答があつたらうと思ひま
すが、此條文は非常に必要な條文でありますか、又議院閉會の時は、此規定と云ふものは適用出来
ないことになりますか、どんな風になりますか

○長島政府委員 議會閉會中には、何とも致方ないのであります、併ながら職務上の秘密でありま
すから、結局秘密のやうな事で證人の方でも設けて置かないと絶対に聴けないやうなことになるは
しないかと考へまして、斯う云ふ規定を置いたのであります

○熊谷委員 一寸場合を想像し兼ねますが

○長島政府委員 是はどうもあなたの方の方に御分りにならぬのに、私の方には能く分りませぬが、
(「翻譯デハナイデスカ」と呼ぶ者あり)別段翻譯ではありませぬが、秘密會か何かの事で、何か國

家の大工場の秘密のやうな事が秘密會に入つた、さう云ふやうな秘密の事です

○熊谷委員 司法省の關係にさう云ふやうな事が起りませうか

○長島政府委員 無ければ無論適用は無い譯でありますか、有るやうなことも偶には無いかと思つ
て置いた次第であります

○平川委員 此草案に依りますと、證人の忌避の制度を廢せられて居るのであります、併し實際
に證人と當事者が近い親族とか、配偶者とか、或は後見人とか云ふやうな場合は眞實の證言をし
ない、即ち偽證をする場合が多いやうに思ふのであります、斯う云ふ場合に於ては、當事者の利益
を保護する意味から、忌避の制度を置かれた方が宜いと思ひますが、政府の御考はどうですか

○長島政府委員 是も先程申し上げました條文の趣旨と大體同じであります、成べく範圍を廣くし
やう、嘘を言ふかも知れませぬが、言つて居る間に又閃きもあるだらうと云ふやうな所から、結局
廣く採證の範圍を用ひると云ふことに致した次第であります、是は實際事務に當つて居られる平川
委員は御承知の如くに、折角唯一の證人であつたものを、忌避されると云ふやうな事は、随分ある
さう云ふ事は、まあ何とか代理であるとか色々な理窟を付けて聴くやうに、裁判所が無理に代理關
係と云ふことで實際聴くには不便を感じて居るが、何とか無理に潜るやうにして聴く、或は雇人な
ぞの忌避のやうな場合は、雇人を解いてやる、實際雇人に極つて居るのに、さう云ふことをするや

うな事が随分あるので、矢張是は廣くして置く方が宜いと考へて居るのであります

○齋藤委員長 第三款鑑定、之に付て御質問を願ひます、……是は別に御質問ないでせうか

○熊谷委員 三百三條の意味を一寸御説明を願ひたい

○長島政府委員 御承知の通り證人には勾引の規定があるのであります、鑑定人には勾引の規定を置かなかつたのであります、罰金の制裁で十分であるのではないかと云ふ考であります、鑑定人の中には或は日本中にたつた一人であつて困ると云ふのもあるかも知れませぬが、殆どさう云ふことはありませぬ、餘人を以て代へられるのであります、勾引までして引張る必要はなからうと云ふのであります、罰金は準用を確かして居ると思ふのであります、三百一條に「鑑定ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前款ノ規定ヲ準用ス」と云ふ規定があるのであります

○熊谷委員 さうしますと鑑定人は他の鑑定人を以て代へ得る、假に代へ得る場合が餘計で、殆ど其鑑定人でなければ出来ぬと云ふやうなことはないと思ふのであります、假に代へ得る場合が餘計で、殆ど定を要したものであると云ふ御説明ですか

○長島政府委員 其通です

○熊谷委員 證人、鑑定人と云ふものがある場合が多くある、證人にして且つ鑑定人と云ふ場合ですな、實際是は證人の場合に苟もあれば證人の方で勾引が出来る、鑑定は又證人の供述に依て更に

別段に鑑定を要するやうになる、自分が或る事蹟を實檢してそれが鑑定と結び付く場合がある

○長島政府委員 鑑定證人に付きましては三百九條の規定がありまして、證人訊問に關する規定がありますから、此時は勾引が出来ることになるのであります

○齋藤委員長 書證に移ります

○磯部委員 此度の書證の規定は現行法と違つて大變範圍も廣められたのであります、即ち第三者に於て係争訴訟に於て引用したる文書を提出せなければならぬ義務があることを御認めになつたのであります、是は外國の立法例にはあるのでありませうけれども、随分極端な場合を考へて見ると、何等訴訟に關係の無い第三者が、申立に依て自分が祕密に所持して居る文書を、裁判所に出さなければならぬ場合があることを想像しなければならぬ、何かの意味合に依て或る者が祕密に持つて居る文書を裁判所で公にせしむる目的を以て、殊更に訴訟を仕組んで唯それだけを目的にして、即ち敵本主義で訴訟を起すと云ふ場合も想像しなければならぬと思ふのであります、其等の點は立法者は御考慮に相成たのでありますか、どうでありますか

○森田政府委員 それは斯う云ふ事から規定になつたのであります、現行法では相手方に付て證書の提出義務を認めて、さうして第三者の同じ原因があるときは別の訴訟でそれを出させると云ふ規定があつたのであります、それは第三者に對しては別の訴訟を起して、さうしてそれを出させる

と云ふことは審理が遅れると云ふ缺點があるから、それで第三者に對しても提出命令が出来ること云ふことにしたのでありますけれども、それは此三百十二條の原因のあるときばかりに限つて其義務を認めただけであります、詰り三百十二條では「文書ノ所持者ハ」と云ふことになつて居りまして、相手方第三者と云ふ風に限定がしてないのであります、さうして三百十二條の第一號の場合は、是は當事者の場合だけであります、第二號及第三號の原因のある場合に限りまして、第三者も提出の義務があると云ふことに規定したのであります、若し此條件がないときには第三者に對しては提出命令を求めることが出来ないであります、大體に於きまして現行法と餘り變りがないと考へて居るのであります

○磯部委員 第三百二十六條に「私文書ハ本人又ハ代理人ノ署名又ハ捺印アルトキハ之ヲ真正ナルモノト推定ス」と云ふことを書くこと云ふと、辯護士會か何かで意見を立てた筈ですが、訴訟提起後に第三者の作製した書證と云ふものが出て來やしませんでせうか、此御意見は既に御發表になりましたか、御發表になりましたら簡單で宜しうございます

○長島政府委員 それは既に意見を申し上げたのであります、御承知の通りに形式的證據力の問題でありまして、是は解釋問題に本案に於ても委せたのであります、唯是は私文書の形式的證據力の問題には觸れませぬで、形式的證據力のある私文書に付て成立の問題を定めたのでありますから、結

局成立の問題だけを規定致しまして、形式的證據力の問題は矢張現行法通りに、解釋に譲ると云ふことに致したのであります

○磯部委員 宜しうございます

○齋藤委員長 第五款檢證に移ります……御質問ありませぬか、第六款當事者訊問に移ります

○磯部委員 是は當事者訊問に其當事者が虚偽の陳述を爲したるときは過料に處すると云ふことは是は大變な問題がある所でありまして、是非訂正したいと思ふのであります、是は小委員會に譲ることとして留保して置きます

○齋藤委員長 第七款證據保全、之に就て御質問を願ひます……御質問がなければ第二章區裁判所の訴訟手續、之に移ります

○平川委員 第三百五十五條「被告カ反訴ヲ以テ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル請求ヲ爲シタル場合ニ於テ相手方ノ申立アルトキ」此場合には「區裁判所ハ決定ヲ以テ本訴及反訴ヲ地方裁判所ニ移送スルコトヲ要ス」と言つて居る、此規定は非常に弊害がありはしないかと思ふのであります、地方裁判所の管轄に屬すべき事件を區裁判所に反訴として提起することが出来る、さうすると惡意の相手方を……惡意の被告を保護すると云ふやうな結果になりはしないか、例へば此訴訟を遅延せしむるか、或は其他の理由に依て地方裁判所の管轄に屬すべき訴訟を反訴として出す、是は無論起すべ

き理由は無くとも、千圓以上の價格でありますれば直に地方裁判所へ移送の出来ることになり、悪意の被告を保護して訴訟を遅延せしめる虞れがあるやうに思ひますが、政府はどう云ふ御考でありますか

○長島政府委員 本案は詰り區裁判所に本訴の起きて居ります場合に、被告が地方裁判所に屬する請求を以て反訴の目的と致した場合であります、一體區裁判所に本訴が起つて居ります場合に、地方裁判所に屬すべき反訴を行ふ場合に、起すことを許すことが宜いかと云ふことは問題であります、反訴は前にもありました通り、本訴と牽連關係のものでありますから、成べく同じ裁判所で一緒に片付けてしまふ方が訴訟の簡易と云ふことを圖る上に於て宜いではないかと云ふので、區裁判所に本訴が起つて居る場合に、反訴を地方裁判所に屬するものでも區裁判所に起せると云ふことにしたのであります、然る所茲に重い訴訟が軽い裁判で判決されると云ふ結果になりますから、相手方に於て是れは困ると申せば、地方裁判所の方に移すと云ふことに致したのであります、成程それに依て態と訴訟を延す爲に反訴を起す場合があるかも知れませぬが、どうせ反訴の請求が無ければ訴は起せないでありますから、反訴の請求権が有る以上は一緒に裁く爲に此所で起しても宜いではないか、訴訟を作る譯には行きませぬから、反訴が實際有る場合でありますから、さうすれば此所で起してさうして相手方の方でそれで満足してしまへば決審が出来る、困ると云へば地方裁判所に移す

のであります、移すとしても大して手間も掛りませぬし、二つの裁判を一氣に處理してしまつた方が便宜ではないかと思ひます

○廣瀬委員 三百五十六條に「民事上ノ争ニ付テハ」とあります、是は民事上の争と區別する爲に書いたのですか

○長島政府委員 特に民事上の争と區別すると云ふ深い意味が有つて書いたのではありませぬ、自然是は民事訴訟でありますから、人事の事は無論此中に入つて居らないのであります、強て申せば「唯争議ニ付テハ」と云ふことも書けず、言葉の語呂のやうなものであります

○齋藤委員長 次は第三編上訴、第一章控訴

○磯部委員 御審理の進行の爲に一言致します、控訴並に上告に付て訴訟權の範圍に制限を加へたる點、並に上訴期間の短縮したる點は、私共が此度提出せられた新訴訟法案に反對する最も強い點でありますから、此質問は全部小委員會に附されて、さうして此委員會に於ては其以外の分に對して進行せられんことを望みます

○齋藤委員長 どうかさう云ふ御趣旨で御質問を願ひます、第一章控訴、第二章上告、第三章抗告之に就て御質問があれば……

○磯部委員 此上告に付きましては矢張上告の範圍に屬することではあります、此財産上の金額の

點に關する分を除いて、一體大審院は裁判を統一すると云ふのが目的であらうと思ふ、大審院創設の詔書の如きも「裁判ヲ鞏固ニスルニ在リ」其鞏固と云ふのは統一と云ふことも含まれて居るであらうと思ふ、而して日本の訴訟手續に於ては以前は刑事でありまして民事であつても、大審院は法律の解釋適用を誤りたる時にそれを統一すると云ふやうになつて居りますけれども、裁判の中には單に法律の適用ばかりでなく、事實の認定も矢張包含して居るのでありまして、其事實の認定が甲乙人を異にするに依て非常に違ふ場合もある、又事實の認定を誤れること甚しき場合に於ては、是は矢張大審院に於て審理して其眞實を認め、さうして當事者を悦服せしめることは大審院の任務でないかと思ふ、其趣旨から刑事訴訟法に於ても事實の認定を誤つたことが明かでありませぬ場合に於ては、上告裁判即ち大審院に於ても審理して居るのであります、而して刑事手續と民事手續と之を區別すべき理由は何も無からうと思ひます、此意味から大審院に於ても事實の審理をも爲すことが出来るやうな途を開いて置く方が今日の時代に適する、又大審院も其目的を遂行することが出来大審院創設の趣旨にも副ふ所以であると考へるのであります、尙ほ斯う云ふ理由があるに拘らず……或は私の申上げる理由が間違つて居るかも知れませぬが間違つて居つたら間違つて居る點を御指摘を願ひたい、間違つて居なければ何故に斯の如く區別をする理由があるか、之に就て先づ御意見を伺ひたい

○長島政府委員　此點に付ては刑事訴訟法に於て多少事實の審理をすると云ふことが採用されて居

りますので、民事訴訟法の起草の際にも是は非常に研究されたのであります、御承知の通り大審院は一箇處しかありませぬので、事實を取調をすると云ふことには非常に不便なのであります、證人を調べると致しましても、或は檢證をすると致しましても、非常に不便なのであります爲に、段々其事實に遠ざかつて來ると云ふ傾向があるのであります、そこで法律の判斷を致しますと、申すまでもないことではありますが、判決例と云ふ一種の法律的のものを作製致しまして、自由法解釋的に段々法律の進歩を圖ることも必要でありますけれども、事案の判斷はそれ一つ限りのことでありまして、事實を調べる上に於て不便と云ふこと、統一と云ふことの必要のないこと、其他色々の點を考慮致しまして、兎に角民事訴訟法に於てはやらないことにしやう、其結果を見て徐ろに爲して遅くはない、斯う考へた次第であります、尙ほ詳細の點は小委員會で申上げることになります

○禮委員　其點に付ては小委員會で詳細承ることに致します、次には上告の法律の三百九十六條に法令に違背したる事項を六箇掲げられて居ります、之を再審の事由となるべき事項を四百二十條に規定して居られますものから見ると、少し狭くなつて居ります、再審は此處にあります通り「上訴ニ依リ其ノ事由ヲ主張シタルトキ又ハ之ヲ知リテ主張セザリシトキハ此ノ限ニ在ラス」と云ふ規定がありますが、若し上訴中に是だけのことが上告に違背するとき知つて居つても、其外の再審の事由のある場合に之を主張しなかつたならば、再審は出來ぬことになる、さうすると結局再審も出

來なければ、上告も出来ない」と云ふ事項が出来て来る、一例を申しますと、例へば四百二十條の七項「證人鑑定人通事又ハ宣誓シタル當事者若ハ法定代理人ノ虚偽ノ陳述カ判決ノ證據ト爲リタルトキ」此場合には上告の事由にならぬと考へますが、其時に斯う云ふ事由があつた時も、矢張當然是は法律に違背したるものであると見ないと上告は出来ぬ、再審は確定判決に依て再審の事由が確定するのでありますから、其事由を知りたる日より四百二十四條に依て三十日内に之を提起することゝを要すと云ふことになる、到底此事由に依ては上告も出来なければ、再審も出来ない結果に陥りはせぬかと思ふのでありますが、故に、私は此三百九十六條の中には此事項以外に再審の事由ある場合を包含せしむるに非らずんば、救済することが出来ぬではないかと云ふ疑を持つものであります、政府委員の見解を一つ伺ひたい

○長島政府委員 是は御尤な御尋であります、實は本案に於ては現行法の取消の訴と云ふのと、原状回復と云ふものを一緒に致しまして、再審の中に入れたのであります、本案四百二十條七項に當る場合には、現行法四百六十九條第四項に當る場合でありまして、事實審の問題と云ふことになつて居るのであります、其以外の、例へば五、六、七、八等、是等も何れも事實審の問題となつて居るのであります、此點に付ては控訴は出来るけれども、上告は出来ない、上告審が法律審を扱ふことになる、それで足りない」と云へば足りないのであります、上訴に依り其事由を主張したるときと

ありますのは詰り控訴が出来るが、上告が出来ない部分に付ては、無論上告に於て之を主張しなかつたからと云つて再審の事由にならない譯ではない、控訴をしなかつたと云ふときは、再審の事由にならないと云ふことになる、控訴審は確定致しましたも、後日其事由が分れば再審の事由になる、是等の事由に付ては上告は許さぬが、再審にはなる、詰り事實審でありますから控訴で確定致しまして、後日事が發見されれば再審になります、再審になつて控訴審で判断する大體斯う云ふこととて出来て居るのであります

○轉委員 四百七條であります、是は事實の方から申上げた方が宜いと思ひますが、例へば差戻し移送を大審院が破毀致しました時分には、破毀の事由となした所の法律上の判断に羈束せられます關係上、其破毀移送になつた後に同一事實に適用すべき法律の解釋を爲す場合に於て、若し大審院が其判決例を變へた、斯う云ふ場合になると、此羈束せられる關係上矢張判例は變へても、前の通りに判断しなければならぬが、それを是だけの條文で救済が出来ますか

○長島政府委員 解釋上相當むづかしい問題であります、大體本案の趣旨と致しましては、一旦上告審が爲したる所の判断と云ふものは、其後の判決例に依ては變らないのである、詰り原判決を破毀した所の事由となつた裁判と云ふものは、上告審自身をも羈束するのである、上告審自身の裁判でありますから、上告審自身も爾後の判例と衝突しても變へられないと云ふ解釋であるのであります、

それで上告審の結果差戻しなり移送なり、さうして上告審になる、此間判例の變更があつても前の上告審の爲したる判決は動かない、結局後の判例で前の一旦爲したる判決と云ふものも動すことが出来ることに致すのは、明瞭な場合は宜しいのでありますが、大多數の場合に於ては訴訟關係を擴張せしむる結果になりはしないか、寧ろ一旦爲したる上告審の裁判と云ふものは、其後の判例の變更に依ては變らない、爾後の裁判に羈束されると云ふ風が宜いぢやないかと大體考へて居るのであります

○磯部委員 今の御説明にはどうも、私共了解し兼ねますが、具體的に事實々々に依て違ふからと云ふ御話であります、私が現に實際に遭つた事件にも例の私生兒認知の裁判で、私生兒認知の原告となるべき當事者の資格が法定代理人であるか、或は私生兒自身であるかと云ふことで大審院が見解を二度も三度も變へたが爲に、一度適法になされた訴が、大審院へ行つてそれが差戻しになつて、又大審院へ来て又變つて、結局どうも馬鹿を見たと云ふ事案も實際あるのであります、幾らもさう云ふことが是からもあると思ひます、本當の法律上の解釋に付て、當事者の資格と云ふことに付て大審院の見解が一月か二月で變るのであります、斯く一遍やつた法律上の判斷を爾後大審院が羈束すると云ふことは、甚だ耳新しい御議論で、私不肖にして左様な學理や判例のあることを存じませぬが、それは間違ないのでありますか、それからもう一つ序に御尋致しますが、從來は大審院に於て例へば多數の當事者の中に、中斷があつて之を知らずに裁判をしたと云ふ、重要な手續上

の誤りが一審以來あつた場合に於ては、大審院で破毀した場合に一審裁判所に移送すると云ふことであつたのであります、之を御認めになるのでありますかならぬのでありますか、御認めにならぬものゝやうに思ひますが、御認めがないと不都合の場合が生じやしないかと云ふことの保障が出来ますか、どうでありますか

○長島政府委員 第一の點に付ては尙ほ研究して小委員會で申し上げます、第二の點は私は能く分りませぬ、兎に角本案に於きましては第一審裁判所に差戻す場合は無論想像して居ります、原裁判の中には第一審裁判所も含んで居る積りであります

○磯部委員 原裁判所と云ふと、大審院から云ふと原裁判所はどうしても控訴院でなければならぬそれで私の云ふ意味は斯う云ふ意味であります、大審院で事件を破毀して、一審裁判所へ移送する場合は從來あつたが、矢張一審裁判所へ移送する場合は想像して居りますか、どうでありますか

○長島政府委員 それは想像して居る積りであります

○磯部委員 原裁判所と云ふと、どうしても是は文面から云ふと第二審裁判所と云ふより仕方がないと思ひます

○長島政府委員 或は言葉は少し悪いか知れませぬが、此處に在る原判決と云ふ言葉は、場合に依りますと第一審判決をも含んで居る積りであります、詰り破毀さるべき其判決であります、破毀の

目的となつて居る裁判でありますから、矢張原判決であります、さう云ふ意味で書いて居るのであります、或は言葉は少し足りないか知れませぬが、兎に角破毀の目的となつて居る所の判決は原判決であります、斯う云ふ解釋であります

○齋藤委員長 第四篇再審に移ります、之に就て質問はありませぬか

○菅原委員 再審の提起に付て御尋します、四百二十四條に「再審ノ事由ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス」とあるを、期間を貴族院では「三十日以内」と修正されました、さうすると控訴の場合に於て二週間、上告も二週間と云ふことにして、再審だけ三十日以内と云ふことは多少觀念上に不統一を來す虞れがあると思ひます、是だけを三十日以内に修正することに御同意になりましたか、二週間と三十日とは大變期間が違ひますが、此點に關する御説明を願ひます

○長島政府委員 大した區別もありません、私が説明致しましたが、果して御感服になるかどうか分りませぬが、結局此再審は御承知の通り非常に顯著な事由がありまして、詰り確定判決が潰れる程重大な事でありますから、元來申せば判決それ自身が一切無効であるかと思はれる場合すらもある位でありますから、是だけは期間を延して三十日とした方が宜からうと云ふ位の程度であります

○齋藤委員長 第五篇督促手續に付て御質問を願ひます……是はありませぬ、さうすると第六篇強制執行全部に付て、是は何か前を改正せられる結果として補はれたやうなものでありますか

○長島政府委員 さうであります

○齋藤委員長 それからして第七編公示催告手續、第八編仲裁手續、是等に就ても御質問ありませぬか……さうすると是で逐條質問は終りました、そこで是からして小委員を設けまして、小委員の手に審議を移すと云ふことに付て別に御異存ありませんか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり

○齋藤委員長 小委員の數は幾名に致しますか、委員長を入れて十名にして其指名は委員長に一任すると云ふことに御異議ありませんか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり

○齋藤委員長 それでは小委員を指名致します、廣瀬徳藏君、平川松太郎君、菅原英伍君、黒住成章君、熊谷直太君、磯部尙君、則元庸君、禰苗代君、清瀬一郎君此九名の方に御願ひ致します、それからして明日は休みまして、明後日の午前十時から小委員會を開きますからして、それまでに十分御調べ下さいまして、相當な腹案を持つて御集り下さらんことを希望致します、更に御諮り致しますことがあります、理事の戸澤民十郎君が委員を辞任せられました、其代りに服部英明君が委員になりましたのであります、隨て理事一名の補闕をせねばならぬのであります、委員長の指名で別に御異議ありませんか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 さうすると服部英明君に御願ひ致します、今日は是で散會致します 委員長の報告
午後四時十四分散會

衆議院小委員會議

大正十五年三月十七日(水曜日)委員長の指名を以て左記小委員選定せられたり

- 齋藤 隆 夫君 平川 松太郎君 菅原 英伍君 廣瀬 徳藏君
- 磯部 尙君 熊谷 直太君 黒住 成章君 則元 由庸君
- 齋藤 苗代君 清瀬 一郎君

會 議

大正十五年三月十九日(金曜日)午前十時三十六分開議

本日の會議に上りたる議案左の如し

○民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○齋藤委員長 それでは是から民事訴訟法の小委員會を開きます、小委員會は速記を止めて懇談會に移りたいと思ひますが、それで別に御異議ありませぬか

○「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 それでは左様決定致します

〔懇談會〕

午後零時五分休憩

午後一時三十分再開

〔懇談會〕

午後五時散會

會 議

大正十五年三月二十日(土曜日)午前十時五十分開議

三月二十日小委員齋藤苗代君辭任に付其の補闕として同日井坂豊光君を委員長に於て指名せり

本日の會議に上りたる議案左の如し

民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

〔懇談會〕

午後零時十五分休憩

午後一時四十五分再開

〔懇談會〕

午後二時散會

衆議院 委員會 會議

大正十五年三月二十二日(月曜日)午前十時三十九分開議

本日の會議に上りたる議案左の如し

民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

○齋藤委員長　それでは委員會を開きます、小委員會の經過を一應御報告致します、小委員會は速記を止めて懇談會に移つて互に委員の意見を交換せられたのであります、此委員會に於きまして特に御注意を願つて置きたいことは、御承知の如く政府の原案に對して在野の法曹團體より修正意見

が世上に現はれ、吾々の手許にも配付せられて居るのであります、其第一は日本辯護士協會及東京辯護士會の名に依て、第二は帝國辯護士會及東京第一辯護士會の名に依て、各六十幾條に互る修正意見が現はれて居るのであります、而して是等の團體は何れも我國に於ける法曹家の集りでありまして、吾々が此案を審議するに當りまして、是等の意見に重きを置いて、之を参考に供すると云ふことは、決して不當の事ではないと思ひまして、先づ小委員會に於ては此兩種の修正意見をば逐次審議をし、それを終つた後に各自の意見をば交へました結果、御手許に差上げてあります所の此修正案が委員一致の意見として作成せられたのであります、故に此會に於ては此修正案に付て賛否の御意見を先づ承りたいと思ひます、それからして更に條文の意味に付て幾らか疑義のあるものがありますに依て、是は今日政府委員より其疑義を釋明せられて、速記録に遺すことになつて居ります、是だけのことをば御報告致して置きます

○岡本委員　此御配付を受けました小委員會の修正條項に付て御尋致したいことがあります、最初にあります此三十一條の管轄のことではありますが、斯様な例が這入りませうか、どうかと云ふことを承りたい、此文字に現はれて居る所では必要ありと認むるときはとして「訴訟ノ全部又ハ一部ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得」斯う云ふことではあります、實際の實例から申しますと、私名古屋で現に辯護士を致して居りますが、名古屋地方裁判所所屬の岡崎とか、或は豊橋と云ふ所へ

名古屋の辯護士が原告、被告共に二人揃つて行くことが屢あるのであります、殆ど訴訟の多くはそれであり、尙ほ進んでは名古屋から岐阜の裁判所へ原被告の辯護士が手を携へて行くことがある、或は京都大阪でも矢張同じやうに、原被告の辯護士が手を携へて行くことが屢ある、是は本店が名古屋にあり、支店が京都にあると云ふやうな關係からして、本店で辯護士を頼むと云ふやうなことになるので、京都大阪にも斯う云ふ事實が澤山ある、岐阜の東の方の部分に屬する御嵩の裁判所の如きは、實は岐阜から参りますよりも名古屋から行く方が便利である、だからして岐阜の辯護士と名古屋の辯護士と手を携へて名古屋を經過して、能々岐阜の御嵩の裁判所へ行くこと云ふやうなことも是も亦屢ある、御嵩の裁判所には辯護士が一人か居られる位のものである、斯様な際には寧ろ此裁判所を或は名古屋に移して、原被告の各辯護士が名古屋に居るときは、或は岐阜と名古屋の辯護士が手を携へて御嵩の裁判所に行くときの如きは、岐阜か或は名古屋に移した方が便利である、斯う云ふやうな時にはどうでありませう、兩方の便宜に依りまして其申立てで管轄以外の他の裁判所にも移すことが出来る、斯う云ふやうなことにしますと非常な便利になるのでありますから、左様なことが御研究になつて居りませうか、又は其中に這入つて居りませうかどうか、一應此點を御伺致したい

○長島政府委員 御承知の通りに合議管轄の規定がありまして、管轄は合議に依て何處へでも持つ

て行けることになつて居るのであります、此合議管轄に付てはむづかしい要件ではありませぬが要件がありますので、御説の如き場合は之には入らないと思ふのであります、而して三十一條の文字から申しますると、損害を避け若は遅滞を避ける爲めでありまして、御説のやうな場合がそれに當るかどうかと云ふことは一寸分りませぬが、若し當りますれば無論三十一條の規定の適用があるかと思ひます、又明に當りませぬでも精神上それに當る、其方が便利であると云ふことになりませぬ、或はそれも入ることになるかも知れませぬ

○岡本委員 どうも御答辯が明確でないやうですが、更に此修正の意見を出してはどうかと思ひますが、さう致しますと、是は「著シキ損害又ハ遅滞ヲ避クル爲ニ必要アリト認ムルトキ若ハ當事者ノ便宜ニ依リ」斯う云ふやうな文字が入りまして、管轄裁判所とある管轄と云ふ字を取りまして、他の裁判所にと云ふやうにしますると、總てを含んで明になるかと思ひますが、其邊の御意見は如何ですか

○長島政府委員 當事者の便宜と云ひましても分りませぬが、當事者の損害遅滞と云ふことになつてしまふやうに讀めても困りますが、成べく此條文の解釋の許す程度に我慢をして戴きたいと思ひます、答辯が甚だ明瞭でないか知れませぬけれども、總ての場合を一寸之に入れると云ふことは困難だと思ひます

○岡本委員 どうも明確にして置きたい所が明確にならぬやうです、今申しましたやうに名古屋から、原被兩方の辯護士が手を携へて、岡崎とか豊橋と云ふ支部の所在地に參ると云ふことは、是は民事の訴訟では一回ではありませぬ、數回若くは二年、三年も續くのであります、それでは當事者も迷惑なら、辯護士も迷惑であるので、此中に這入るやうに願ひたいと思ひます……反對が多ければ強ては申しませぬ、それから三百三十六條ですか、三百三十九條でしたか、例の當事者の宣誓並に過料のことではありますが、是は總體の質問の時にも申上げましたが、小委員會の際にも深い御研究があつたでせうか、當事者……本人に宣誓をさし、而して多少の嘘でも言つたら直様過料に處せられると云ふのは、餘り嚴格に過ぎると思ひます、法律が正確に行はるれば殆ど訴訟と云ふものは無くなつてしまふと思ふ、嘘と云ふては語弊があるかも知れませぬが、兎角事實上の主張に懸引が訴訟になると出て來ると思ふので、私共の希望としては之を削除致したいと思ひますが、之に就て小委員會で何か御意見が出ましたか

○齋藤委員長 私の記憶する所に依ると、此點は在野法曹團の修正意見にも「申立ニ因リ又ハ」と云ふことが載つて居り、此點は貴族院に於て採用されて居るのであります、今岡本君の御提起になりましたやうなことは、此修正意見にも載つて居らなかつたので、確か小委員會でも話が出なかつたやうに思ひます

○齋藤委員長 どうしますか

○岡本委員 御意見は出たが、結果は得なかつたと云ふことになるのですか

○齋藤委員長 さうです、此點は修正されて居らぬのです

○岡本委員 それでは私は修正の意見を出したいと思ふ、詰り當事者には宣誓を廢めさせ、隨て過料の制裁も無くすると云ふのであります

○黒住委員 此八十一條は訴訟物と訴訟費用をも併せて辨済を受領することになつて居つたのです、が修正の文字を見ますと、「且辨済ヲ受領スル」と云ふだけになつて居りますが、辨済を受領すると云ふのは、訴訟費用も這入るのですか

○長島政府委員 無論訴訟費用も入れる積りであります

○岡本委員 二百三十八條ですが「當事者雙方カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セス又ハ辯論ヲ爲サシテ退廷シタル場合ニ於テ、三箇月内ニ期日指定ノ申立ヲ爲ササルトキハ訴ノ取下アリタルモノト看做ス」とありますが、此場合に二回以上出頭せず、又は二回以上退廷をした場合に於て、前後を通じて一ヶ年を過ぎた時は同じく訴訟の取下があつたものと看做すと云ふやうな規定を置いたら、一層事件の始末を早く付けることが出來ると思ふ、此二百三十八條の儘では訴訟は何時までも遲滯すると思ふので、二回以上それが續いて一年以上経つたら取下と看做すと云ふやうにすれば、始末も早

く付き、早く進行もするであらうと思ひますが、此邊に付て小委員會で御研究がありましたか

○齋藤委員長 此點は別に研究はなかつたやうに思つて居ります

○岡本委員 それでは修正案を出したと思ひますが、斯う云ふのを二項に置いたらどうかと思ひます「前項ノ場合ニ於テ二回以上出頭セス又ハ退廷ヲ爲シタル場合ニ於テ前後ヲ通シ一年ヲ過クルトキ亦同シ」斯うしたいと思ひます

○齋藤委員長 岡本君より修正が出て居りますが、之に付て御賛成がありますか、二百三十八條です……別に御賛成はないやうに思ひます

○岡本委員 後の方だけ御問になつたのですか

○齋藤委員長 二百三十八條の方を問ひました

○岡本委員 前の修正案の當事者の宣誓は……

○齋藤委員長 何條ですか

○岡本委員 三百三十六條

○齋藤委員長 三百三十六條の當事者の宣誓を削除すると云ふのですか

○岡本委員 さうです……三百三十九條の削除であります、當事者に關する……

○齋藤委員長 之に付て御賛成がありますか

○平川委員 私は小委員會に出席致しまして、實は此意見を留保してなかつたのですから、或は此處で賛成すると云ふことは一寸どうかと思ひますけれども、併し其研究の結果に依りましたも、矢張當事者に宣誓せしむると云ふことは甚だ不都合な結果を生ずると思ふのであります、それですら是非此削除の動議に賛成したのであります

○齋藤委員長 此動議は賛成者がありますが、如何です、決を採りますか

○平川委員 此點は實際問題として私は氣が付かなかつたのですが「其ノ他必要アリト認ムルトキ」と云ふことになる、何時でも裁判所が當事者本人の訊問が出来ることになる、さうするとまだ何等の證據を調べない以前に於きましても、其途中に於きましても、裁判所は當事者本人を喚出してさうして虚偽の陳述をすれば制裁があると云ふことを諭示して、さうして宣誓せしめて、當事者を訊問すると云ふことになり、殆ど訴訟と云ふものは其後證據調をする必要がないやうなことになる、辯護士會の修正もあり、女子とか或は訴訟に慣れない者は、裁判所に喚出されて事實に反するやうなことを陳述するかも知れない、そのみならず、もう一つの弊害は今まで證人に對する偽證と云ふやうな場合に於きましては、何れ辯護士が之を教唆したと云ふやうなことが常に問題が起るので、教唆しなくても證人等は辯護士が教唆したから斯う云ふ虚偽な陳述をしたと云ふやうなことが往々ありまして、其爲に辯護士は懲戒處分をされるとか、或は刑事の訴訟を

受けると云ふやうなこともある、斯う云ふ本人訊問の場合に辯護士は必ず本人に説得するのであります、其際に此三百三十九條の制裁を科せられると云ふ場合には、本人は虚偽の陳述即ち是は辯護士からさう云ふことを言はれたから、私はさう云ふ陳述をしたのである、斯う云ふ場合が生ずると思ふのです、さうすると常に辯護士に對して懲戒問題とか何とか云ふことが起ると思ひます、田舎の諒解しない裁判所などは、證據調に依り心證を得ること能はざるときと云ふ以外に「其ノ他必要ト認ムル」と云ふ此場合を適用する場合は澤山ありはしないかと思ひます、仍て私は此「必要アリト認ムル」と云ふことを削ると云ふことが、若くは宣誓を削るか、どちらか削除する方が相當だらうと思ひます

○長島政府委員 是は御承知の通りに現行法の三百六十條には、當事者の提出したる許すべき證據を調べたる結果に於て心證を得なかつたときに本人を訊問する、斯う云ふことになつて居るのであります、所が實際に於ては一番仕舞まで證據を調べてしまつて、もう是で心證を得ないのでと云ふ所まで行くかどうかと云ふことは、實際には分らないのであります、そこで是は御承知の通り本人訊問の場合に於きましても、相當の證人を調べまして、さうして分らないことになりますと、本人を訊問致すのであります、本人訊問の後に於ても、又證人調をすると云ふことを實際に於て許して居るのであります、法文の文字から申しますと總ての證據を調べてしまつて、最終でなければ本人

訊問は出来ないと云ふ風に解して居る人もあるやうであります、實際の扱ひとしては、さう云ふことは實際行はれないのであります、是は實務に當つて御出になる方の十分御承知の通りでありまして、果して何處まで行つたら本人訊問をして宜いのだと云ふことは分りませぬので、自然此規定と云ふものはまだ是から調べる證人があるやうな場合でも、本人訊問と云ふこともあるのであります、併ながら無論一番初めに本人訊問をするとか、或は二三の證人を調べて、まだ澤山證人があるのに、本人訊問をすると云ふやうなことは、殆ど私はないことと思ふのであります、是は殆ど實際の例に於ても私は絶無ではないかと云ふやうに自分では考へて居るのであります、どう致しましても、補充的のものでありますから、證人とか其他の證據調をしなければ、本人に這入れないのは當然であります、すつかり調べましてしまつて、もう迎もないと云ふ所まで、本人訊問をすることは出来ないと思ふことは、如何にも窮屈である、斯う云ふ實際の取扱と致しまして、本條のやうな取扱を設けたのであります、でありますから何處か其處らで好い加減に調べて、本人訊問であれば手取早いからと云ふので本人を調べると云ふことは、實際に於てさう云ふ解釋にはならないものと思は考へて居るのであります

○廣瀬委員 本人訊問の規定に關しては、小委員會で私は修正の説を述べたのであります、賛成者が一向なかつたのであります、今同様なる意見が出て、何時本人訊問をして宜いかと云ふことに

付ては、成程政府委員の言はれるやうに、最終と云ふ時が分らないのであるから、其前に於ても之を許す必要があると云ふことは、必ずしも理由なしと致しませぬ、併ながら本人に宣誓をさせてしなかつたときは制裁に付すると云ふことは、如何にも人情に遠い規定であると云ふことが一つと、今一つは左様な規定を置くの結果は、動もすれば裁判所が宣誓と云ふ形式に重きを置いて、深き考察をすると云ふ事柄が等閑になりはしないかと云ふ虞もある、さう云ふことも一つの弊害でありはしないかと思ひますので、今平川君の主張された意見の中で、宣誓を取ると云ふ事柄には賛成を致します

○禮部委員 吾々は第三百三十六條に對して出ました修正案の中、宣誓制度並に過料の規定は政府案に賛成致しまして「其ノ他必要アリト認ムルトキ」と云ふ字だけ削ることに賛成致します、理由は只今政府委員が御答になつたことは裁判常識としては當然左様であらうと思ひますけれども、邊鄙な所に参りまして、随分判事などは何をやらぬとも限らぬのでありますから、是は矢張り現行法通りざつと證據調をして、心證を得ること能はざるときに初めて當事者の訊問に移ると云ふことを規定して置いた方が、過ちが少からうと思ひます、此平川君の御提案にだけ賛成致します

○谷原委員 私も今第三百三十六條中の「其ノ他必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ」云々、之を削ると云ふことに賛成致したいと思ひます、政府委員が先程證據調を終つてしまはなければ、本

人の訊問が出来ない云々と云ふ意味の御説明がありました、それは裁判の進行上、裁判官が主觀的に、もう證據調を終つてしまつた、そこで當事者本人の訊問に移る、斯う云ふことに進んで居りました、然る後に又更に他に適當な證據があつた、それを調べると云ふことは、第三百三十六條の初めの精神から云ひましても、即ち只今削除すると云ふ文字が這入つて居ない場合に於きましても別に答ひべき法文でなからうと思ふのであります、即ち第三百三十六條の中から「其ノ他必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ」と云ふ文字を削りましても、裁判所は證據調に依て十分心證を得ない場合に、初めて當事者本人の訊問に移る、或は又其後に於て有力なる證據調の必要あるときは證據調に移ることは一向差支ないのでありますから、職權濫用の弊を防ぐ意味に於きまして、あの文字を削ることに賛成致したいと思ひます

○齋藤委員長 平川君より提議されました第三百三十六條の「其ノ他必要アリト認ムルトキ」と云ふ此文字を削ると云ふことに付て別に御反對はありませぬですか

「賛成」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 反對はないと認めました左様に決します

○廣瀬委員 今のやうな修正が成立致しますと、私は權衡上二百六十一條に付ても、同様の修正意見を提出致したいと思ひます、即ち小委員會に於て私共主張致しました職權主義を加味したと云ふ

其加味の程度を、もう少し少くすると云ふ修正意見であります、即ち二百六十一條の「裁判所ハ當事者ノ申出テタル證據ニ依リテ心證ヲ得ルコト能ハサルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ證據調ヲ爲スコトヲ得」と云ふ中で「其ノ他必要アリト認ムルトキ」と云ふものを取る、即ち裁判所は當事者の申出でたる證據に依て心證を得ることが出来ない場合に、職權を以て證據調を爲すことが出来る、併し裁判長が當事者の證據調をするときに、頭から職權を以て證據調をするに云ふことは、民事訴訟に於ては無用のことでありますから、當事者の申出でたる證據に依て心證を得ることが出来ない場合に、證據調をすることに致したいと思ひます、丁度當事者本人の訊問に於きましても大體當事者の提出した證據に依て者が決まらなると云ふ場合に、當事者を呼ぶ必要があるのと同じ意味であります、證據調に付ても職權を用ひる場合は當事者から一應證據を出して、其一應出した證據に依て心證を得られない場合に、之を補ふべき職權の活動を見ると云ふことが妥當と思ひます然らざれば當事者は何も立證しないで、裁判所が初から勝手に活動する、諸官廳に命じて證據調をして裁判の結果を得ると云ふことは、現代の民事訴訟の趣意に合はないと斯様に考へて、即ち二百六十一條中「其ノ他必要アリト認ムルトキ」と云ふことを削りたい

○原委員 私共は今日も矢張小委員會が開催せらるゝことを思うて、外の方に廻つて居つたのですが小委員會のときにも能く存じなかつたのですが、どう云ふ程度に今なつて居るのでせうか

○齋藤委員長 それは小委員會の経過は最前報告致しましたが、原君は居られなかつたのであります、後に出席して更に繰返すことは御免を蒙ります

○原委員 それは公報に依て……是までも小委員會のときはずつと出席したけれども、小委員會と小委員會にあらざる區別が判明しない、それは何處で分るのか、公報では一向區別がないのであります……

○齋藤委員長 御答致します、公報に於て明に區別してあります……二百六十一條に付て只今廣瀬君の御提議がありました、之に御賛成がありますか

〔賛成致シマス〕と呼ぶ者あり

○齋藤委員長 然らば之に付て決を取ります、廣瀬君の御提議に賛成の方は舉手を願ひます

〔賛成者舉手〕

○齋藤委員長 少數であります

○磯部委員 それでは過日來小委員會に於て、小委員が慎重に審議を致しました結果に基きます修正の意見を、私から此際提出致します、三十一條の「申立ニ因リ決定ヲ以テ」とある部分を「申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と修正致したいと思ひます、三十五條の第一項の三號の「同居ノ戸主若ハ家族ナルトキ」とあるのを「同居ノ」の三字を削ります、八十一條の「訴訟行爲モ又之ヲ爲スコ

トヲ得」とあるのを「訴訟行為ヲ爲シ且辨濟ヲ受領スルコトヲ得」と修正致します、百三十九條の「裁判所ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得」とあるのを「裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ却下ノ決定ヲ爲スコトヲ得」と修正致します、百四十四條の第一項四號を新しく、「裁判長ノ記載ヲ命シタル事項及當事者ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル事項」此一項を加へまして、政府案の四號五號は順次繰下げます、それから百四十八條「裁判所必要アリト認ムルトキハ」の次に「申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」の數字を加へます、それから百五十二條に新しく第三項を設けまして「口頭辯論ニ於ケル最初ノ期日ノ變更ハ顯著ナル事由ノ存セサルトキト雖當事者ノ合意アル場合ニ於テハ之ヲ許ス準備手續ニ於ケル最初ノ期日ノ變更亦同シ」と云ふ項目を新しく加へます、次に百七十條の末段の所に「郵便ニ付シテ」とあるのを「書留郵便ニ付シテ」と改めます、それから百七十二條の「裁判所書記書類ヲ郵便ニ付シテ」とあるのを「書留郵便ニ付シテ」と改めます、百九十三條の「判決ハ」の下に「交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ」と云ふ數字を加へ「當事者」の三字は削ります、第二百六十二條に「外國ノ官廳若ハ公署又ハ」の次に「法人」とあるのを削り「學校商業會議所取引所其ノ他ノ團體ニ囑託スルコトヲ得」と修正致します、第三百六十一條は全部之を削ります、隨て三百六十二條を三百六十一條とし、以下三百七十條まで順次繰上げます、それから三百七十一條、是は三百七十條になるのであります、此中で「第三百六十八條第二項ノ規定」とあるのは「第三

百六十七條」と直る譯であります、第三百七十二條を第三百七十一條と致します、それから三百七十三條は次で三百七十二條に直る譯であります、此三百七十二條の第一の末段に「附帶控訴ニ因リテ受クヘキ利益ノ價額カ二百圓ニ滿タサルトキ亦同シ」とあるのを、是を全部削ります、第三百六十一條削除の結果、第三百七十四條を第三百七十三條とし以下三百九十二條まで順次繰上げます、それから第三百九十三條、之を第三百九十二條と修正致します、隨て此中の「判決又ハ第三百七十一條ノ規定ニ依ル」と云ふのを「第三百七十條ノ規定ニ依ル」と直ります、第三百九十四條を第三百九十三條とし、以下三百九十七條まで順次繰上げます、さうして三百九十七條に斯う云ふ新しい規定を設けます、「上告裁判所ノ書記ハ原裁判所ノ書記ヨリ訴訟記録ノ送付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ當事者ニ通知スルコトヲ要ス」第三百九十八條の「遅クトモ上告期間満了ノ」と云ふ數字を削りまして「前條ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日內ニ上告理由書ヲ提出スルコトヲ要ス」と改めます、隨て第四百四條に「第三百九十四條」とあるのを「第三百九十三條」と修正される譯になります、以上が茲に提出致します修正條項であります

○岡本委員 私先刺出しました三百三十六條の「當事者ヲシテ宣誓ヲ」と云ふのを削り、隨て三百三十九條を削ると云ふことの決をまだ探らぬやうであります、何方かに一つ決して戴きたい

○辯護委員長 只今の岡本君の修正案に對して賛成の御方の舉手を願ひます

〔賛成者 舉手〕

九一〇

○齋藤委員長 少数であります

○禰委員 議事進行に付て……小委員で修正意見を纏められた譯であります、是だけに付て決を採られると云ふのであります、併し吾々としては外にもう少し修正したい、折角此法案を出して居るのでありますから、もう少し修正を加へて今日の現状にも適し、又各方面の希望にも副ひ、將來此法案が國民生活に適して行くやうにするには、此小委員會で決められた以外にも修正致したいと云ふのであります、何れの機會に出したら宜しいか、一寸御伺致したい

○齋藤委員長 只今出して戴きたい

○禰委員 それでは私は小委員會で決められた以外の事項に付て修正案を提出致して置きたい、修正は全部で七項であります、此七項に付きましては皆さんの御同意を得て修正致したいと思ふ、就ては相當の意見を開陳して置きたいと思ひます、其第一項は八十四條の中の「當事者カ」の下に「在廷シタル時ハ直ニ然ラサル場合ハ次回ノ期日マテ」斯う云ふやうに修正致したいと思ひます、其理由は、在廷して居る者と在廷して居ない者とを區別する理由はなからう、又訴訟代理人は當事者から事實上の陳述を聞きます場合に往々聞き違ひがあります、在廷したる場合に限ると云ふことになりますると、在廷しない者は非常に不利益を得る、のみならず時々坊主を頼んで地獄に行く

と云ふやうな間違つた陳述をする者がある、在廷しない者と區別せない方法を設けたいと云ふ意味に於て、斯う云ふやうに修正したのであります、次に百五十二條の小委員會の修正では、最初に確か合意であつたが、それを百五十二條ノ二、百五十二條ノ三、斯う云ふ條項を設けたいのです、其條項は少し長くなりますからして後で述べますが、略現行法と同じやうにしたい、斯う云ふ理由です、所謂合意延期の場合は現行法と同じやうにしたい、後で文句は申上げますことに致します、それから二百三十九條第二項を設けまして「反訴ニ對シテハ更ニ反訴ヲ爲スコトヲ得ス」と云ふ條項を加へたいのであります、次は二百八十條の本文を「證人カ證言又ハ左ニ掲ケル者ニ對シテハ其證言ヲ拒ムコトヲ得」斯う云ふ文句にして、無條件に是等の證言が出来ること云ふ意味であります、其結果と致しまして二百九十一條を削除致したい、詰り利害關係ある場合にはは訊問することは出来ない證言を拒絶は出来ないが、申請を爲すことを得る、前に證言の拒絶が出来ることになつて居りますから、即ち二百九十一條と云ふものは要らぬことになるから削除する、次は三百九十五條の「上告ハ」の次に「三百九十六條ノ二乃至三百九十六條ノ四ニ規定スル場合ノ外判決カ法令ニ反シタル」斯う云ふ文句を茲に加へたいと思ひます、それから其處へ三百九十六條の二、三、四と云ふ條項を新に加へたいのであります、三百九十六條の二には原審の認定せる所の損害金額が著しく不當なりと思料すべき顯著なる事實があつた時には、上告の理由と爲すことが出来る、三百九十六條ノ三は

九一一

再審の請求を爲し得べき場合に當る事由ある時は之を上告理由と爲すことが出来る三百九十六條ノ四重大なる事實の誤認あることを疑ふに足るべき顯著なる事由ある時は之を理由と爲すことを得斯う云ふ風に其處に三箇條を設けまして、其結局の損害額の著しく不當なりと認むる場合、事實の認定が誤認であると云ふ顯著なる場合があると云ふことを、此場合此處に規定してあるのであります。隨て四百三條、四百四條、四百五條、四百七條是だけを削除致しまして、四百二條の次に四百三條として「上告裁判所カ第三百九十六條の二乃至四ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ決定ヲ以テ事實ノ審理ヲ爲スコトヲ言渡スヘシ」四百四條として「上告裁判所事實ノ審理ヲ言渡シタルトキハ公判期日ヲ定メテ相手方ニ通知スヘシ」文句は後で修正致しますが、大體斯う云ふ理由であります。それに尙ほ是は長くなりますから大體で申しますが、爲替訴訟手續だけは存置して置く必要がある、現行法の上に證書訴訟を除いて、爲替訴訟の手續を其儘存置して置きたい、是が修正の意見です、文句は後とで自分の同志と相談を致しました上に申し上げます、大體の修正の條項は今申し上げました通りで、大抵もう説明も要りませんが、強いて求められますなら説明致すことにします

○廣瀬委員 先刻磯部君から御述になりました、小委員會で決定致しました修正條項は、各派の小委員が何れも熟議を致して決定した結果であります、磯部君の御述になりました小委員會の修正意見は總て賛成致します、それから今磯部君の御述になりました修正意見は大分多岐に亙て居りますが

概ね小委員會に於て研究致しました其中の一小部分の事實に関する件の如きは、小委員會の修正案に於て斟酌を致しました、其他の部分に付ては總て左様なる修正は爲さざることを可と致して決定を致したのでございますから、大體に於て反對を致します

○齋藤委員長 一寸是で休憩致しまして、懇談的に御話を致すことに致します……それでは午後一時半まで休憩致します、午後一時半に開きます、それまでに各派の御意見を纏めて頂きます

午前十一時四十二分休憩
午後一時四十八分開議

○齋藤委員長 それでは是より開會致します、條文の意味に付て少し不明な所もありますので、政府委員より釋明をせらるゝことになつて居りますからして、左様に御承知を願ひます

○長島政府委員 委員會に於きまして、本案の條文の意味に付て御疑問のありました點に關して、大體申し上げたいと思ふのであります、第七條にあります軍屬と申しますのは、陸軍刑法及海軍刑法にあります軍屬と云ふのと同じ意味でございます、尙ほ本條中の軍人、軍屬と云ふものの中には、在郷中のものは含んで居りませぬ、其次には假差押及假處分の費用であります、是は執行費用の中に入れると云ふ解釋が穩當であらうと思ふのであります、現行法の下に於きましても、斯う云ふ解釋を執つて居る者もあるのであります、解釋が一致して居らぬのであります、従ひまして將

來強制執行法を改正するやうな場合には、此趣旨を明瞭にする規定を設けたいと考へて居ります。其次に第六十五條の参加の申出であります。此申出が口頭に於て爲された時にも、其調書を送達するのであるかどうかと云ふ御疑問でありましたが、是は第六十四條第二項の規定に依りまして謄本を當事者双方に送達することになるのであります。それから反訴に對しては、反訴を起すことが出来るかどうかと云ふことであります。是は反訴に對しては反訴を起せないと云ふ考であります。本案の規定からしても暗にそれは分ると云ふ考であります。特に規定を設けませぬでしたのは、反訴の性質上明白であらうと云ふことから來て居るのであります。其次の御疑問は上告理由書提出期間を過ぎた後でも、上告理由の釋明は出来るのであるかどうかと云ふことであります。是は無論出来るのであります。又上告狀に上告理由の一部分が記載してあつて、外の部分の記載が漏れて居る場合に、其漏れた部分に付ては三百九十八條に依て上告理由書の提出が出来るかどうかと云ふ點でありましたが、是は無論出来る趣旨であります。其次に四百七條に規定してある所の原判決と云ふ言葉と、原裁判所と云ふ言葉は、果して一審判決並に一審裁判所を意味するのかわりかどうかと云ふ御尋でありましたが、是は無論含むと云ふ趣旨であります。大體是だけだと思ひます。が漏れて居りましたら更に申上げることに致します。

○清瀬委員 小委員會に於て問題となりましたものが尙ほ一つあるのであります。それは民法で債務の履行は債權者の住所と云ふことになつて居る結果、債權者が其住居を變へ、又は遠隔の地に在る者に債權を譲渡致した場合に、債務者は住所の管轄裁判所に訴へられると、非常なる損害を蒙る場合があります。極端な例を言へば、債務の元金よりも應訴出張の費用が多いと云ふこともあるのであります。斯様な場合に於ては、矢張訴訟法第三十一條の著しき損害又は遲滯を避くる爲、必要なる場合に職權又は申立に依て他の管轄に移送が出来ることと云ふ規定に依ることに相成るのであります。すか

○長島政府委員 御尋の通りであります。

○磯部委員 第八十一條の吾々の修正致しました文字は「且ツ辨濟ヲ受領スルコトヲ得」と云ふことに致したのであります。此辨濟と云ふ中には、訴訟費用の辨償を受くると云ふ意味も含まれた積りであります。政府も左様に御解釋が出来ると思召されますか

○長島政府委員 政府は無論訴訟の費用も入る積りであります。

○清瀬委員 司法大臣が御見えになりましたから、茲にたつた一つ本案の賛否を決する前提として御伺したいと思います。是は委員の多くが聽かんと欲する所であらうと思ひます。それは此案は國民の權利義務に至大の關係を持つと共に、法條としても五百條に垂んとする大案であります。衆議院が之を受取りましたのは十數日前の事でありまして、餘程の勉強を致しましたけれども、實は詳

しく之に就て審査する時間が無かつたのであります。併ながら大體に於て今の儘よりも優れることは事實であります。故に適當の修正、適當の希望條件を以て通過させたいのであります。従前我國の立法殊に法典と相成つたものに於きましては、一旦確定を致しますと、容易に修正が出来なかつたのであります。實體法に付てはまた宜しいのであります。斯の如き手續の法に於きましては、實施以後不便を感じた場合には速に修正することに吝ならざらんことを希望致すのであります。吾々の同僚、院外の同僚、即ち全國の法曹よりも、此法案の成立を危ぶんで場合に依ては延ばして呉れると云ふ意見も多々ありますけれども、將來適當なる機會に修正に吝ならずと云ふことならば、之を通す方が宜からうと考へるのであります。此點に關する司法大臣の御聲明を承つて後に賛否を表したいと思ふのであります。

○江木國務大臣 本案は御承知の如く相當長い間攻究を致したものでございますけれども、愈之を實行するに當りましては、十分精密に是が施行の徹底致すことを圖りまする爲に、相當施行の年月も置いて居ります。此間に十分施行上の便否の攻究を致さなければならぬと思ひます。又施行の上には於きまして支障を生ずると云ふが如き場合に於きましては、固より直に是が改正に着手しなければならぬことであると思ひます。只今の御尋の趣旨は苟も支障を生ずるが如き事項の出來致した場合に於きましては、改正を致すと云ふことに付ては少しも吝なるものではない、斯様に申上げて置きます。

○平川委員 清瀬君の質問に對する司法大臣の答辯に付きまして一點承つて置きたいと思ひます。司法大臣の御答辯に依りますと、一旦施行した上で若し悪い點があれば改正すると云ふ御意見でございますが、施行しない以前に或は條文が矛盾して居るとか、若くは此處に缺點があると云ふ顯著な事由がある場合に於ては、施行前と雖も改正をせらるる御意見でありますか、若くは施行しなければ改正をしないと云ふ御意見でありますか、此點を承つて置きたいと思ひます。

○江木國務大臣 兩方に掛けて申した積りであります。本案を施行致しまするまでには、雖て二箇年内外の猶豫の期間があります。其間には實際の實務に當ります者に本案の趣旨の徹底を圖らなければならぬのであります。今年は殊に司法研究に關する經費を御協賛を得ましたので、實務家の……即ち裁判所の部長になり裁判長になると云ふが如き實務に當る人が、殆ど全部會合致します機會がありますので、それ等の機會に當りまして、自からも本案の施行に付て支障の有無と云ふことも意見が出ると思ひます。左様な事を發見致しました場合に於ては或は施行前に提案すると云ふことも起るかも知れませぬ、左様御承知を願ひます。

○黒住委員 質問打切の動議を提出致します。

〔賛成々々と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議ありませぬか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 之に依て質問は終了致しました、小委員会に於て決定し各位に配付してあります所の民事訴訟法中改正法律案修正の條項、之に就て全部御異議ありませぬか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 御異議ないと認めまして其通り決します

○黒住委員 委員会が本案を審議結了するに際しまして、此度御提案になりました改正案の精神趣旨に顧みまして、左の希望條件を附して本案に賛成致したいと思ひます、第一が「裁判官及裁判所書記優遇ノ方法ヲ講シ人材簡拔ノ途ヲ開キ訴訟遲滞ノ弊ヲ一掃スルコト」、第二「次期議會ニ辯護士法改正案ヲ必ス提出スルコト」、第三が「次期議會ニ強制執行法及競賣法ノ改正案ヲ提出スルコト」第四「執行機關ヲ改善シ其監督ヲ嚴ニシ以テ裁判ノ執行ニ遺憾ナカラシム」、此四個の希望條件を附して本案に賛成致します

○齋藤委員長 黒住君の御發議に御異議ありませぬか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 左様に決定致します、尙ほ午前中に藤君から原案に付て七箇條の修正が出て居りま

すが、之に就て御賛成がありますか……御賛成がないやうでありますから、是は成立しないものと認めます、御異議ありませぬか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 左様に決定致します、是にて民事訴訟法中改正法律案の委員会は終了致しました

○岡本委員 午前に磯部君から出ました職權を以ての手續、あれも残つて居ります

「磯部委員」アレハ修正サレマシタ、アレハ可決サレタノデス」と呼ぶ」

○齋藤委員長 次にもう一つあるのでありますから、是も序に審査御決定を願ひたいのであります是は民事訴訟法中改正法律施行法案であります、是は御承知の通りに貴族院に於ては第二條に一字修正が加へられて居ります、それから第十一條の利益の價格「三百圓」が「二百圓」に修正されて居ります、所が此委員会に於ては上訴制限を撤廢致しました結果、十一條は全部削除することになったのであります、此修正も御手許に配付してある筈であります、是は當然の結果でありますから別に御異議はないと思ひますが、如何ですか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 御異議ないと認めます、其他に付ては別に御異議ありませぬか

「異議ナシ」と呼ぶ者あり」

○齋藤委員長 之を修正して可決すると云ふことに付ても御異議ありませぬか

〔「異議ナシ」と呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 左様に決します、是で兩案の委員會は終結致しました、是で散會致します

午後二時十一分散會

(附録)

民事訴訟法改正案ニ對スル修正意見

(日本辯護士協會
東京辯護士會
ヨリ提出ニ係ルモノ)

民事訴訟法

第一編 總則

第一章 裁判所

第一節 管轄

第七條 軍人、軍屬又ハ船員ニ對スル、財産權上ノ訴ハ軍事用ノ廳舎ノ所在地又ハ艦船ノ本籍若ハ船籍ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得、但シ在郷中ノ軍人軍屬又ハ船員ニハ之ヲ適用セズ

(理由) 軍人軍屬ト雖現役ヲ離ルルトキハ此特別ニヨラシムル理由ナシ

第十五條 不法行爲ニ關スル訴ハ其ノ行爲アリタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

船舶ノ衝突其ノ他海上ニ於テ船舶ノ蒙リタル損害賠償ノ訴ハ損害ヲ受ケタル船舶カ最初ニ到達シタル地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

(理由) 衝突以外、水雷發射、飛行機等ニ依ル損害ヲ想像スルヲ得ヘシ

第二十一條 削除

(理由) 特別裁判籍ハ特別ナル理由ニ因リテ其ノ裁判所ニ屬セシメタルモノナルカ故ニ彼是ノ間何等關係ナシ之ニ對シ一般ニ管轄ノ共通ヲ認ムルハ不可ナリ

第二十五條 當事者ハ第一審ニ限リ合意ニ依リ管轄裁判所ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ合意ハ一定ノ法律關係ニ基ク訴訟ニ關シ且書面ヲ以テ之ヲ爲スニ非サレハ其效ナシ但、特別ノ合意ナキ限り法定ノ管轄裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ妨ケス

(理由) 從來學說及判例ニ於テ疑義アリシ點ヲ明確ニシ且可成當事者ノ合意ノ自由ヲ尊重スルト共ニ此點ニ付抗辯亂發ノ餘地ナキヲ期ス

第二節 裁判所職員ノ除斥忌避及回避

第三十五條 判事ハ左ノ場合ニ於テハ法律上其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラル

- 一、判事又ハ其ノ妻若ハ妻タリシ者カ事件ノ當事者ナルトキ又ハ事件ニ付當事者ト共同權利者共同義務者若ハ債還義務者タル關係ヲ有スルトキ
 - 二、判事カ當事者ノ親族ナルトキ又ハナリシトキ
 - 三、判事カ當事者ノ後見人、保佐人又ハ戸主若ハ家族ナルトキ
 - 四、判事カ事件ニ付證人又ハ鑑定人ト爲リタルトキ
 - 五、判事カ事件ニ付當事者ノ代理人又ハ輔佐人ナルトキ又ハナリシトキ
 - 六、判事カ事件ニ付仲裁判斷ニ關與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル前審ノ裁判ニ關與シタルトキ
- 但シ他ノ裁判所ノ囑託ニ因リ受託判事トシテ其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ケス

(理由) 苟クモ判事カ當事者ノ親族ナルトキ又ハ戸主家族ノ關係アルトキハ親等ノ如何又ハ同居ノ有無ヲ問ハス恒ニ除斥ノ原因アルモフトスルヲ至當トス

第二章

第一節 當事者能力及訴訟能力

第五十六條 法定代理人ナキ場合又ハ法定代理人カ代理權ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ訴訟無能力者ニ對シ訴訟行爲ヲ爲サムトスル者ハ遲滯ノ爲損害ヲ受クル虞アルコトヲ疏明シテ受訴裁判所ノ裁判長ニ特別代理人ノ選任ヲ申請スルコトヲ得

(第三項削除)

特別代理人選任及改任ノ命令ハ特別代理人ニモ之ヲ送達スルコトヲ要ス

(理由) 第三項ニ後見人ト同一トスルトキハ親族會ノ同意ヲ經サルヘカラス親族會ナキトキハ何人カ此招集ヲ申請スヘキヤ假ニ親族會アリトセハ恐ラク法定代理人ヲ選任スルニ至ルヘキヲ以テ特別代理人ノ權限ハ親權者タル父ノ如ク無制限トスルヲ可トス

第五十六條ノ二 前條ノ規定ハ相續人未定ノ財産ニ對シ財産上ノ訴ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス
(理由) 現行法ノ如クスルヲ可トス相續人不分明ナル場合ニ付テハ民法第千五十二條ノ規定ニ

從フ

第五十七條 法定代理權ノ消滅ハ本人又ハ代理人ヨリ之ヲ相手方ニ通知スルニ非サレハ其ノ効ナシ(但書削除)

前項ノ規定ハ第四十七條ノ規定ニ依ル當事者ノ變更ニ之ヲ準用ス

(理由) 權限消滅ノ效力ノ發生ヲ相手方カ權限消滅ノ事實ヲ知リタルヤニ繫ラシムルトキハ此點ニ付キテ爭ヲ多カラシメ訴訟ヲ遲延セシムルニ至ルヲ以テナリ

第三節 訴訟參加

本節中ノ適當ナル箇所ニ左ノ條ヲ新設スルコト

第 條 訴訟ニ參加シタル者ハ當事者双方ノ承諾ヲ得ルニ非ラサレハ訴訟ヨリ脱退スルコトヲ得ス

參加人カ訴訟ヨリ脱退シタルトキト雖モ判決ハ參加人ニ對シ仍効力ヲ有ス

(理由) 之レ現行法ニ疑ヒアル所ナリ(現行法第五十五條第一項)之カ規定ノ必要アルヤ論ナシ

第七十一條 訴訟ノ結果ニ因リテ權利ヲ害セラルヘキコトヲ主張スル者又ハ訴訟ノ目的ノ全部又ハ一部カ自己ノ權利ナルコトヲ主張スル第三者ハ當事者トシテ訴訟ニ參加スルコトヲ得此ノ場

合ニ於テハ第六十二條、第六十五條及第六十六條ノ規定ヲ準用ス

(理由) 本條ノ參加ニ付テモ亦他ノ參加ノ場合ト同シク當事者ニ對シ異議ヲ主張シ得ルコトヲ認メ且其手續規定ヲ要ス

第七十三條 削除

(理由) 訴訟ノ目的タル權利ノ讓渡ヲ認メ訴訟參加ヲ許スハ徒ラニ訴訟手續ヲ紛雜ナラシムルヲ以テ之ヲ認メサルヲ可トス

第七十四條 削除

(理由) 訴訟ノ目的タル債務ヲ承継スルコトハ之ヲ許ササルヲ可トス之レ往々原告ヲ詐害スル虞アレハナリ

第三章 訴訟費用

第二節 訴訟費用ノ擔保

第一百五條 擔保ヲ供シタル者カ擔保ノ事由止ミタルコトヲ證明シタルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ擔保取消ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

擔保ヲ供シタル者カ擔保ノ取消ニ付擔保權利者ノ同意ヲ得タルコトヲ證明シタルトキハ其全部又ハ一部ニ付前項ニ同シ

訴訟ノ完結後裁判所カ擔保ヲ供シタル者ノ申立ニ因リ擔保權利者ニ對シ一定ノ期間内ニ其ノ權利ヲ行使スヘキ旨ヲ催告シ擔保權利者カ其ノ行使ヲ爲ササルトキハ擔保ノ取消ニ付擔保權利者ノ同意アリタルモノト看做ス

第一項及第二項ノ規定ニ依ル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(理由) 擔保ハ相手方即チ擔保權利者ヲ保護スル趣旨ノ規定ニ他ナラサルヲ以テ其ノ同意アルトキハ同意ノ部分ニツキ擔保取消ヲ許スヲ可トス

第三節 訴訟上ノ救助

第一百八條 訴訟費用ヲ支拂フ資力ナキ者ニ對シテハ裁判所ハ申立ニ因リ訴訟上ノ救助ヲ與フルコトヲ得(但書削除)

(理由) 救助ノ爲メニ先ツ勝訴ノ見込アルヤ否ヲ判定スルコトハ豫斷ノ如ク見ヘテ不可ナリ要スルニ一ニ裁判官ノ判定ニ一任シ法文上ニ明示セサルヲ可トス

第四章 訴訟手續

第一節 口頭辯論

第二十五條 當事者ハ訴訟ニ付裁判所ニ於テ口頭辯論ヲ爲スコトヲ要ス但シ決定ヲ以テ完結スヘキ事件ニ付テハ裁判所口頭辯論ヲ爲スヘキカ否ヲ定ム

前項但書ノ規定ニ依リテ口頭辯論ヲ爲ササル場合ニ於テハ裁判所ハ當事者ヲ審訊スルコトヲ得但シ其ノ結果ヲ調査ヲ以テ明確ニスルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

(理由) 斯ノ如キハ重要ナル事項ナルヲ以テ調査ニ於テ明確ニスルコトヲ要ス

第二十六條 口頭辯論ハ裁判長之ヲ指揮ス裁判長ハ其ノ命ニ從ハサル者ニ發言ヲ禁スルコトヲ得

(理由) 裁判長ハ口頭辯論ヲ指揮シ其ノ命ニ從ハサル者ニ對シ發言ヲ禁スル權能ヲ有スルヲ以テ充分ナリ

第二十七條 裁判長ハ訴訟關係ヲ明瞭ナラシムル爲事實上及法律上ノ事項ニ關シ當事者ニ對シテ問ヲ發シ又ハ立證ヲ促スコトヲ得

陪席判事ハ裁判長ニ告ケテ前項ニ定メタル處置ヲ爲スコトヲ得
當事者ハ裁判長ニ告ケ相手方ニ對シ問ヲ發スルコトヲ得

(理由) 當事者相互ノ發問ハ之ヲ自由ニスルコト辯論ノ簡易ノ爲メ必要ナリ而シテ前條ノ制限アルカ故ニ之カ爲何等ノ弊害ヲ生スル理ナシ

第一百四十四條 調査ニハ辯論ノ要領ヲ記載シ殊ニ左ノ事項ヲ明確ニスルコトヲ要ス

一、和解、認諾、拋棄、取下及自白

二、證人、鑑定人ノ宣誓及陳述

三、檢證ノ結果

四、書面ニ作ラサル裁判

五、裁判ノ言渡

六、裁判長又ハ訴訟代理人ヨリ特ニ記載ヲ求メタル事項

(理由) 調書ノ作成ハ書記ノ專權ニ屬ス而モ裁判長又ハ辯護士カ必要ナリト認ムル事項ナルニ

モ不拘書記ニ於テ不必要ト認メ之ヲ記載セサルトキハ爲メニ訴訟資料ノ保存上完全ナルヲ得

ナレハナリ

第四百四十八條 裁判所必要アリト認ムルトキハ速記者ヲシテ口頭辯論ニ於ケル陳述ノ全部又ハ一

部ヲ筆記セシムルコトヲ得

當事者ノ申立アルトキハ裁判所ハ費用ノ豫納ヲ命シ前項ノ速記ヲ爲サシムルコトヲ要ス

速記者ニ付テハ通事ニ關スル規定ヲ準用ス

(理由) 省略ス

第三節 送達

第六十二條

送達ハ郵便ニ依リ之ヲ爲ス但シ旅費ヲ要セサル區域ニ於テハ執達吏ヲシテ之ヲ爲

郵便ニ依ル送達ニ在リテハ郵便集配人ヲ以テ送達ヲ爲ス吏員トス

(理由) 現在ノ狀態ニ於テハ郵便ニ依ル送達ハ迅速ニシテ正確ナリ故ニ之ヲ原則トスルヲ可ト

ス

第六十五條

訴訟無能力者ニ對スル送達ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ爲ス但シ訴訟無能力者カ事理

ヲ辯識スルニ足ルヘキ智能ヲ有スルトキハ之ニ對シテ送達ヲ爲スコトヲ妨ケス

(理由) 第六十七一條ノ場合ト對比シテ權衡ヲ保タシムル目的ニ出ス

第六十七條

軍事用ノ應舎又ハ艦船ニ於テ爲ス送達ハ其應舎又ハ艦船ノ長ニ爲スヲ以テ足ル

第六十八條 在監者ニ對スル送達ハ拘禁所ノ長ニ之ヲ爲スヲ以テ足ル

(理由) 應舎、艦船、刑務所長ニ之ヲ爲スヲ要スルトキハ直接本人ニ爲シタル送達ハ其ノ効ナ

キコトトナルカ故ナリ

第六十七一條 送達ヲ爲スヘキ場所ニ於テ送達ヲ受クヘキ者ニ出會ハサルトキハ事務員、雇人又

ハ同居者ニシテ事理ヲ辯識スルニ足ルヘキ智能ヲ具フル者、軍用ノ應舎、艦船又ハ拘禁所ノ公

務員ニ書類ヲ交付スルコトヲ得

前項ニ掲クル者其ノ他書類ノ交付ヲ受クヘキ者カ正當ノ事由ナクシテ之ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ送達ヲ爲スヘキ場所ニ書類ヲ差置クコトヲ得

(理由) 之レ第百六十七條第百六十八條ヲ改メタル當然ノ結果ナリ

第百七十條 第百七十一條及第百七十二條ヲ通シテ郵便ニ付スル送達制度ヲ一切廢止スルコト

第百七十八條 當事者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場所カ知レサル場合又ハ外國ニ於テ爲

ス送達ニ付其ノ送達ニ關スル規定ニ從フコト能ハス若ハ之ニ從フモ其ノ效ナシト認ムヘキ場合

ニ於テハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判長ノ許可ヲ得テ公示送達ヲ爲スコトヲ得(第二項削除)

(理由) 送達ハ書記ノ職權ニ屬シ且判決ノ送達ヲモ職權送達ノ制度ト爲ス以上ハ其公示送達モ

亦職權ヲ以テ爲スラ當然トス之レ訴訟ノ遲延防止ニ就キテモ便宜ナリ

第百八十條 公示送達ハ前條第一項ノ規定ニ依リ書類ノ揭示又ハ貼附アリタル日ヨリ二週間ヲ經

過スルニ因リテ其效力ヲ生ス但シ同一當事者ニ對スル爾後ノ公示送達ハ揭示又ハ貼附アリタル

日ノ翌日ニ於テ其ノ效力ヲ生ス

前項ノ期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

(理由) 之レ第百七十八條修正ノ結果ナリ

第四節 裁判

缺席判決ノ規定ハ存置ノ必要ヲ認ム但シ再度ノ缺席ニ付テハ常ニ故障棄却ノ制度ヲ採リ控訴ノ途ヲ採ラシムルヲ可トス從テ第百三十八條ハ削除トナル

第百八十九條 判決ノ言渡ハ裁判長判決原本ニ基キ主文ヲ朗讀シテ之ヲ爲ス

裁判長ハ相當ト認ムルトキハ判決ノ理由ヲ朗讀シ又ハ口頭ヲ以テ其ノ要領ヲ告クルコトヲ得

(理由) 判決原本ノ作成ナキ以前ニ於テ判決言渡ノミヲ許ス現行制度ニ從フトキハ右言渡後原

本作成迄數ヶ月或ハ一ケ年有餘ヲ徒過スルノ實例尠ナカラス如斯ハ口頭辯論主義ノ精神ニ背

反スルノミナラス著シク訴訟ヲ遲延セシムルヲ以テ本改正ヲ爲スノ要アリ

第百九十一條 判決ニハ左ノ事項ヲ記載シ判決ヲ爲シタル判事之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一、主文

二、事實及爭點

三、理由

四、當事者及法定代理人

五、裁判所

事實及爭點ノ記載ハ口頭辯論ニ於ケル當事者ノ申述ニ基キ要領ヲ摘示シテ之ヲ爲スコトヲ要ス判事判決ニ署名、捺印スルニ支障アルトキハ他ノ判事判決ニ其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スル

コトヲ要ス

判事ノ全員カ署名捺印スルコト能ハサルトキハ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ

(理由) 之レ必要ナル規定ニシテ從來缺如セリ殊ニ單獨裁判所ニ於テ其ノ例ナシトセス

第九十三條 書記ハ判決ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス
判決ノ送達ハ正本ヲ以テ之ヲ爲ス

(理由) 訴訟ノ遅延ヲ妨止スル爲本規定ヲ必要トス

第九十四條 判決ニ違算、書損其ノ他之ニ類スル明白ナル誤謬アルトキハ裁判所ハ何時ニテモ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ更正決定ヲ爲スコトヲ要ス(但書削除)

更正決定ハ判決ノ原本及正本ニ之ヲ附記スルコトヲ要ス但シ正本ニ附記スルコト能ハサルトキハ決定ノ正本ヲ作り之ヲ當事者ニ送達スルコトヲ要ス

更正決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得但シ判決ニ對シ適法ノ控訴アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(理由) 但書ヲ削ルハ當事者ノ表示等ノ誤謬ニモ訂正ノ要アルニ依ル

第九十五條 裁判所カ請求ノ一部ニ付裁判ヲ脱漏シタルトキハ訴訟ハ其ノ請求ノ部分ニ付仍裁判所ニ繫屬ス

前項ノ場合ニ於テハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ辯論及ヒ裁判ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ申立ヲ却下シタルトキハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二項ノ裁判ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ訴訟費用ノ全部ニ付更ラニ裁判ヲ爲スコトヲ要ス

判決送達後三ヶ月内ニ第二項ノ申立ヲ爲ササルトキハ其ノ部分ニツキ訴ヲ取下ケタルモノト看做ス

第九十六條ノ規定ハ訴訟費用ノ裁判ヲ脱漏シタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル訴訟費用ノ裁判ハ本案判決ニ對シ適法ノ控訴アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ控訴裁判所ハ訴訟ノ總費用ニ付裁判ヲ爲ス

(理由) 一部脱漏ノ場合ト雖モ錯誤ニ出テタル以上裁判所ハ通例全部終局ノモノトシテ事件ヲ

處理スヘク即チ事件ハ既済トナルヘシ之ヲ一部判決ヲ爲シタル場合ト同視スルハ不可ナリ殊

ニ訴訟費用ハ改メテ全部ニ付裁判ヲ爲ス必要アルヘシ依テ此修正ヲ要ス猶此申立ハ一定ノ期

間ヲ置キテ處理スルヲ要ス

第九十六條 財産權上ノ請求ニ關スル判決ニ付テハ裁判所ハ申立ニ因リ擔保ヲ供シ又ハ供セスシテ假執行ヲ爲スコトヲ得ヘキコトヲ宣言スルコトヲ得

裁判所ハ擔保ヲ提供スルコトヲ申立テタルトキハ假執行ヲ免ルルコトヲ得ヘキコトヲ宣言スル

コトヲ要ス、當事者ハ判決ノ一部ニ對シ擔保ヲ供シ前二項ノ宣言ヲ求ムルコトヲ得
前三項ノ宣言ハ判決主文ニ之ヲ掲クルコトヲ要ス

(理由) 假執行ノ宣言ハ申立ニヨルヲ相當トス

第二百二條 削除

(理由) 口頭辯論主義ヲ尊重スルコトヲ要ス

第二百四條 決定及ヒ命令ハ出頭シタル當事者又ハ代理人ニ之ヲ告知シ又ハ其ノ正本ノ送達ニ因
リテ其ノ效力ヲ生ス

(理由) 蓋シ裁判ノ效力發生時期ヲ定ムルモノナルカ故ニ明記スルヲ要ス

第五節 訴訟手續ノ中斷及中止

第二百十六條 訴訟手續ノ受繼ハ相手方ニ於テモ之ヲ申立ツルコトヲ得

(理由) 受繼ソノモノハ相手方ニ於テ之ヲ爲スコト能ハサルヲ以テ相手方ハ受繼ノ申立ヲ爲シ
得ル趣旨ヲ明確ニスルモノナリ

第二百十八條 訴訟手續ノ受繼ハ裁判所職權ヲ以テ之ヲ調査シ理由ナシト認ムルトキハ決定ヲ以
テ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ要ス

前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

相手方ハ訴訟ノ受繼ニ付異議ヲ述フルコトヲ得

異議ヲ却下シタル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

裁判言渡後訴訟手續ノ中斷アリタルトキハ裁判所ハ申立ニヨリ又ハ職權ヲ以テ承繼人ヲ呼出シ
受繼ヲ命スルコトヲ得

裁判ノ送達後中斷シタル訴訟手續ノ受繼ニ付テハ其ノ裁判ヲ爲シタル裁判所裁判ヲ爲スコトヲ
要ス

(理由) 裁判言渡後中斷アリタルトキハ送達ヲモ爲ス能ハサル場合ヲ生スヘシ依テ此修正ヲ要
ス尙ホ訴訟手續ヲ速カナラシムル爲メ即時抗告ト爲スコトヲ得

第二編 第一審ノ訴訟手續

第一章 地方裁判所ノ訴訟手續

第一節 訴

第二百三十三條 裁判所カ請求又ハ請求原因ノ變更ヲ不當ナリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職
權ヲ以テ其ノ變更ヲ許ササル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス

前項決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(理由) 獨立シテ不服ノ道ヲ開クヲ可トス而シテ之ヲ即時抗告ト爲シ速カニ確定セシムルヲ要

第三節 證據

第二款 證人訊問

第二百七十四條ノ適用ニ關シ議會閉會中其ノ院ノ承認ヲ受クルノ途ヲ設クルコトヲ希望ス

(理由) 單行法其ノ他ノ法令ニ於テ閉會中ニ於ケル規定ヲ設ケサルトキハ實際上不便ナリ

第二百七十七條 證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所決定ヲ以テ之ニ因リ生シタル費用ノ負擔ヲ命シ且千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(理由) 證人不參ハ訴訟ノ遲延ヲ來スコト甚シ依テ之ヲ重ク罰スルノ要アリ

第二百九十五條 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ證人ヲシテ文字ノ手記其ノ他必要ナル行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

前項證人ノ爲シタル行爲ハ寫眞又ハ蓄音機其ノ他適當ノ技術ヲ以テ保存スルコトヲ得
技術者ニ付テハ鑑定ノ規定ヲ準用ス

(理由) 第二百九十五條ニ依リ證人ヲシテ爲サシムル行爲ハ指紋ヲ押捺スルコト、音聲ヲ發スルコト、特種ノ舉動ヲ爲スコト等枚舉ニ遑ナク到底圖書ノ記載ノミヲ以テ満足スヘキニアラス依テ之ヲ特種ノ技術ヲ以テ保存シ探證法ニ遺憾ナキヲ期セントス

第二百九十六條 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ後ニ訊問スヘキ證人ニ在廷ヲ許スコトヲ得

(理由) 證人訊問ハ雷同ヲ防クタメ原則トシテ現行法ノ如ク各別ニスルヲ可トス

第二百九十七條 證人ハ書類ニ依リテ陳述ヲ爲スコトヲ得但シ裁判長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ裁判長ハ其ノ書類ノ提出又ハ留置ヲ命スルコトヲ得

(理由) 書類ニ依リ陳述ヲ爲スコトヲ許シタル以上之ヲ檢閲スル爲メ其ノ書類ヲ提出セシメ又事情ニ依リ留置ヲ命スルノ必要アリ之レ證言ノ信否ニ影響スル所大ナレハナリ

第四款 書證

第三百十八條 第三者カ文書提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

(理由) 之レ訴訟ニ重要ナル關係アルニ依ル

第三百二十六條 私文書ハ本人又ハ其ノ代理人ノ署名又ハ捺印アルトキハ之ヲ真正ナルモノト推定ス

訴訟提起後訴訟ニ關シ第三者ノ作成シタル私文書ハ相手方ノ異議ナキ場合ニ限り證據力ヲ有ス
(理由) 蓋シ此ノ制限ヲ置カサル時ハ弊害多キカ故ナリ

第六款 當事者訊問

第三百三十六條 裁判所カ證據調ニ依リテ心證ヲ得ルコト能ハサルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ當事者本人ヲ訊問スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當事者ヲシテ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得

(理由) 現行法ニ於テ既ニ之ヲ認メタル所ニシテ當事者ノ申立ニヨリ本人訊問ヲ爲スヲ相當トス

第三百三十八條 當事者カ正當ノ事由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ宣誓若ハ陳述ヲ拒ミタルトキハ裁判所ハ訊問事項ニ關スル相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得

當事者カ第二百九十五條ニ依リ裁判長ヨリ命セラレタル行爲ヲ爲サス又ハ故意ニ眞實ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

(理由) 第三百四十二條、第二百九十五條ニ依レハ裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ當事者ヲシテ文字ノ手記其他ノ必要ナル行爲ヲ爲サシムルコトヲ得ヘキモノナレトモ若シ命セラレタル當事者カ任意ニ之ニ服セス又ハ故意ニ眞實ニ反シタル行爲ヲ爲シタルトキハ當事者カ呼出ニ應セス又ハ宣誓若ハ陳述ヲ拒ミタル場合ト同様裁判所ハ訊問事項ニ關スル相手方ノ主張ヲ眞實ト認ムルコトヲ得ヘキモノト爲スヲ相當トス

第三編 上訴

第一章 控訴

第三百六十條 控訴ハ第一審ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得(但書及第二項第三項削除)

(理由) 控訴權ハ其ノ發生前豫メ之ヲ拋棄セシムヘカラス、本條ニ所謂「控訴ヲ爲サ、ル旨ノ合意」トハ控訴權發生前ノ合意ニモ適用アルカノ如キ疑アリ其ノ發生後ニ於テハ第三六五條ノ控訴權拋棄ニ關スル規定存スルヲ以テ本條ノ如キ別段ノ規定ヲ要セス

第三百六十一條 削除

(理由) 本條ハ財産權上ノ請求ニ關スル價格三百圓未滿ノ控訴事件ニ付現行私權保護制度ノ上ニ一大制限ヲ加ヘントスルモノナルモ理論上並ニ實際上其不當ナルコト言フ俟タス蓋シ如斯規定ヲ設クルニ於テハ我區裁判所事件ノ大部分ハ上訴ニ依ル不服申立ノ途ヲ絶タル結果勢ヒ其裁判ハ粗漏杜選ニ流レ延テ我司法權ノ威信ヲ失墜スルニ至ルヘキコト洵ニ見易キノ道理ナルノミナラス生活程度ノ低キ箇人ノ爲メニハ僅々數百圓ノ訴訟ト雖モ其ノ生活上緊要ナルモノアリ從テ之ニ不服申立ノ途ヲ與ヘサルカ如キハ保護ノ公正ヲ失スル時代錯誤ノ立法タルヲ免レズ訴訟遲延ノ防止ヲ書スルコトヲ急ニシテ、ヨリ重要ナル裁判ノ正確乃至保護ノ公正ヲ害スルカ如キコトハ嚴ニ之ヲ慎マサルヘカラス之レ本條ヲ削除セントスル所以ナリ

第三百六十四條 控訴ハ控訴審ノ終局判決アル迄之ヲ取下クルコトヲ得

控訴ノ取下ニ因リ控訴權ハ消滅ス第二百三十六條第二項第三項、第二百三十七條第一項及第二百二十八條ノ規定ハ控訴ノ取下ニ付之ヲ準用ス

(理由) 控訴ノ取下ハ相手方ノ利益ヲ害スルコトナキカ故ニ一審ノ規定ヲ準用セス控訴人單獨ニ取下得ル規定ニ改ムルヲ至當ト認ム

第三百六十五條 控訴ヲ爲ス權利ハ之ヲ拋棄スルコト得

但シ控訴權ハ豫メ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス

(理由) 控訴權發生前ノ拋棄ハ裁判ノ公正ヲ期スル所以ニ非ラス其ノ弊害多シ

第三百六十六條

控訴權ノ拋棄ハ控訴提起前ニ在リテハ第一審裁判所、控訴提起後ニ在リテハ控訴裁判所ニ對スル申述ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス(第二項削除)

控訴權拋棄ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス

(理由) 第三百六十四條第二項修正ノ結果ナリ

第三百六十七條

控訴ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ壹ケ月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス但シ其ノ期間前提起シタル控訴ノ效力ヲ妨ケス前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

(理由) 之ヲ二週間トセサルヘカラサル程ノ弊害ナシ訴訟遲延ハ寧他ニ存ス而シテ余リ短期ニ

失スル上訴ハ熟考ノ余地十分ナラスシテ濫訴ノ弊ヲ伴フコトアリ

第三百七十一條 中「反」ヲ「違背」トスルコト

第三百七十三條 被控訴人ハ控訴權消滅ノ後ト雖口頭辯論ノ終結ニ至ル迄附帶控訴ヲ爲スコトヲ得(後段削除)

(理由) 第三六一條削除ニ伴フモノトス

第三百七十六條 控訴裁判所ハ第一審ノ判決ニ付不服ノ申立ナキ請求ノ部分ニ限り申立ニ因リ決定ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲スコトヲ得

(理由) 之ヲ一部判決ノ如キモノト見ルトキハ誤解ヲ生ス一請求中ノ一部ノ範圍ノミニ付テ云フノミ例ヘハ損害額ノ如シ誤解ナキ爲メニ此ノ規定ノ要アリ

第三百八十三條 反訴ハ相手方ノ同意アル時ト雖モ之ヲ提起スルコトヲ得ス(第二項削除)

(理由) 審級ノ制度ヲ破壊シ訴訟手續ヲ紛糾セシムルカ故ナリ

第二章 上告

第三百九十四條

上告ハ控訴審ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得事件ヲ第一審裁判所ニ差戻シ又ハ移送スル旨ヲ言渡シタル控訴裁判所ノ判決ニ對シ亦同シ(第二項削除)

(理由) 第三六〇條第二項削除ニ伴フモノトス

第三百九十六條ノ二、重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル理由アルトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得

(理由) 事實認定ニ對シテハ上告ノ理由ト爲スヲ得サル現行制度ノ反面ニハ法律上ノ判斷ニハ深甚ノ注意ヲ拂フモ事實ノ認定ハ之ヲ輕視シ往々甚シク不當ニ誤認セラル、實例ニ徴シ裁判ノ公正ヲ期スル爲メ刑事訴訟ト同一ノ制度ヲ採用スルコトヲ以テ急務ナリト認ム

第四百一條 上告裁判所カ上告狀、上告理由書、答辯書其ノ他ノ書類ニ依リ上告ヲ理由ナシト認ムルトキハ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スルコトヲ要ス

(理由) 口頭辯論主義ヲ尊重スルコトヲ要ス

第四百四條 削除

(理由) 第三百九十二條削除ノ結果ナリ

第四百六條 上告裁判所ハ不服ノ申立ナキ請求ノ部分ニ限り申立ニ因リ決定ヲ以テ假執行ノ宣言ヲ爲スコトヲ得

(理由) 第三百七十六條ニ於ケルト同一ノ理ニ因リ修正ス

第四百七條 上告ヲ理由アリトスルトキハ上告裁判所ハ原判決ヲ破毀シ事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ同等ナル他ノ裁判所ニ移送スルコトヲ要ス

上告裁判所ハ必要ト認ムルトキハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得

差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ新口頭辯論ニ基キ裁判ヲ爲スコトヲ要ス但シ上告裁判所カ破毀ノ理由ト爲シタル法律上ノ判斷ニ羈束セラレ

原判決ニ關與シタル判事ハ前項ノ裁判ニ關與スルコトヲ得ス

(理由) 事實ニ對シテハ控訴審ニ於ケル新口頭辯論ニ基キ控訴裁判所ハ自由ナル判斷ヲ以テ確定シ得ヘキモノト爲ス現行制度ヲ以テ寧ロ至當ト認ム蓋シ上告裁判所ニ於テ直チニ事件ヲ第一審ニ差戻スコトヲ必要トスル場合アルカ故ナリ

第四百八條ノ二 上告裁判所ハ當事者ノ出頭セザルトキト雖モ上告狀、上告理由書、答辯書ノ其ノ他ノ書類ニ依リ判決ヲ爲スコトヲ要ス

(理由) 上告裁判所ハ缺席判決ヲ爲サスシテ書類ニヨリ對席判決ヲ爲スヲ相當トス

第三章 抗告

第四百十二條 受訴裁判所ノ裁判ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ場合ニ於テ受命判事又ハ受託判事カ其ノ裁判ヲ爲シタルトキハ不服アル當事者ハ受訴裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

抗告ハ異議ニ付テノ裁判ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得第二百六條ニ依リ裁判所ノ爲シタル裁判ニ付亦同シ

第一項ノ規定ハ大審院ニ緊屬スル事件ニ付受命判事又ハ受託判事ノ爲シタル裁判ニ付之ヲ準用ス

(理由) 之レ現行法第四百六十五條ノ規定ナリ之ヲ必要トス

第四百十三條 抗告裁判所ノ決定ニ對シテハ其ノ決定カ法令ニ違背シタルコトヲ理由トスル場合ニ限り更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ場合亦同シ

(理由) 第三百九十六條ノ二ト同一理由ニ出ツ

第四百十八條 抗告ハ即時抗告ニ限り執行停止ノ效力ヲ有ス

抗告裁判所又ハ原裁判ヲ爲シタル裁判所若ハ判事ハ抗告ニ付決定アル迄原裁判ノ執行ヲ停止シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

當事者カ擔保ヲ供スルコトヲ申立テタルトキハ裁判所ハ前項ノ處分其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ要ス

(理由) 第九十六條ト同様ナリ

第四編 再審

第四百二十條 左ノ場合ニ於テハ確定ノ終局判決ニ對シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得但シ當事者カ上訴ニ依リ其ノ事由ヲ主張シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一、法律ニ從ヒテ判決裁判所ヲ構成セザリシトキ

二、法律ニ依リ裁判ニ關與スルコトヲ得サル判事カ裁判ニ關與シタルトキ

三、法定代理權訴訟代理權又ハ代理人カ訴訟行爲ヲ爲スニ必要ナル受權ノ欠缺アリタルトキ

四、裁判ニ關與シタル判事カ事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルトキ

五、刑事上罰スヘキ他人ノ行爲ニ因リ自白ヲ爲スニ至リタルトキ又ハ判決ニ影響ヲ及ホスヘキ攻撃若ハ防禦ノ方法ヲ提出スルコトヲ妨ケラレタルトキ

六、判決ノ證據ト爲リタル文書又ハ證據カ偽造又ハ變造ナリシトキ

七、證人鑑定人又ハ通事ノ虛偽ノ供述カ判決ノ證據ト爲リタルトキ

八、判決ノ基礎ト爲リタル民事、刑事ノ判決其ノ他ノ裁判又ハ行政處分カ後ノ裁判又ハ行政處分ニ依リテ變更セラレタルトキ

九、判決ニ影響ヲ及ホスヘキ重要ナル事項ニ付裁判ヲ遺脱シタルトキ

十、不服ノ申立アル判決カ前ニ言渡サレタル確定判決ト抵觸スルトキ

前項第四號乃至第七號ノ場合ニ於テハ罰スヘキ行爲ニ付有罪ノ判決確定シタルトキ又ハ證據欠缺外ノ理由ニ因リ有罪ノ確定判決ヲ得ルコト能ハサルトキニ限り再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得控訴審ニ於テ事件ニ付本案判決ヲ爲シタルトキハ第一審ノ判決ニ對シ再審ノ訴ヲ提起スルコト

ヲ得ス

(理由) 「之ヲ知リテ主張セザリシ」場合ヲ削除セムトスルハ如斯事實ハ其存否ノ證明頗ル困難ニシテ争ヲ生シ易キノミナラス原案ヲ認ムルトセハ理論上更ニ「過失ニ依リ知ラザリシ場合」ヲモ加フルノ要アリ益々以テ争ヲ繁クスルモノナルニ依リ寧ロ之ヲ削除スルヲ可ナリト認ム

第四百二十四條 再審ノ訴ハ當事者カ判決確定後不服ノ理由ヲ知リタル日ヨリ三十日內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

判決確定後五年ヲ經過シタルトキハ再審ノ訴ハ之ヲ提起スルコトヲ得ス再審ノ事由カ判決確定後ニ生シタルトキハ前項ノ期間ハ其ノ事由發生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

(理由) 現行法通り

第四百二十九條ノ二 婚姻又ハ縁組ノ無効、取消離婚若クハ離縁ヲ宣言シタル判決ニ對シテハ當事者カ更ニ婚姻縁組ヲ爲ササル場合ニ限り再審ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

(理由) 再審ノ結果原判決ヲ取消サル、場合其ノ效果ハ當然既往ニ遡及シ嘗テ確定判決ノ存セザリシト同様ノ状態ニ復スルモノナリト雖モ確定判決ニ信賴シ第三者カ其ノ當事者ノ一方ト既ニ一定ノ身分關係ヲ設定シタル場合ニ於テハ最早再審ノ判決ニ依リ其ノ地位ヲ左右セシム

ルコトハ許スヘキコトニアラサルヲ以テ本條ノ如キ特別規定ヲ設ケ之ヲ明確ナラシムル必要アリト認ム

爲替訴訟並ニ證書訴訟ハ存置スルコト但シ現行法ニ對シ被告保護ノ制度ヲ附加スルコト

(理由) 被告保護ノ制度現行法ニ依レハ爲替訴訟並ニ證書訴訟手續ニ於テ被告ノ保護トシテ假執行免除(現行法第五〇四條第五〇五條)ノ規定アリト雖モ爲替訴訟證書訴訟手續ニ於ケル確定判決ニ對シテハ被告保護ノ規定ナシ然レ共右手續ニヨル確定ハ留保判決ニヨリ當該債權ハ尙ホ係争物タルヲ失ハサルヲ以テ留保ヲ掲ケラレタル被告ニツキ通常訴訟ノ確定ニ至ル迄ノ間之ヲ保護スル制度ナカルヘカラス現行民事訴訟法ニ於テ此ノ制度ナキハ缺點ナリ、故ニ留保判決ニ依ル通常訴訟手續ノ期日指定申請ト同時ニ被告ニ對シ保證條件トシテ前記爲替訴訟證書訴訟ニ依リ確定シタル判決ノ停止又ハ已ニ爲サレタル執行處分ノ取消ヲ認メサルヘカラス、然シテ右停止、取消ハ保證條件トシテ常ニ之ヲ許スヘキ趣旨ノ規定ト爲スヲ相當トス

以上

117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200

池 C 20





